附則別表第四表附表

（一）

給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
110,000円	未満	88,000円未満	164,000	165,000	131,200	219,000	220,000	175,200
110,000	111,000	88,000	165,000	166,000	132,000	220,000	221,000	176,000
111,000	112,000	88,800	166,000	167,000	132,800	221,000	222,000	176,800
112,000	113,000	89,600	167,000	168,000	133,600	222,000	223,000	177,600
113,000	114,000	90,400	168,000	169,000	134,400	223,000	224,000	178,400
114,000	115,000	91,200	169,000	170,000	135,200	224,000	225,000	179,200
115,000	116,000	92,000	170,000	171,000	136,000	225,000	226,000	180,000
116,000	117,000	92,800	171,000	172,000	136,800	226,000	227,000	180,800
117,000	118,000	93,600	172,000	173,000	137,600	227,000	228,000	181,600
118,000	119,000	94,400	173,000	174,000	138,400	228,000	229,000	182,400
119,000	120,000	95,200	174,000	175,000	139,200	229,000	230,000	183,200
120,000	121,000	96,000	175,000	176,000	140,000	230,000	231,000	184,000
121,000	122,000	96,800	176,000	177,000	140,800	231,000	232,000	184,800
122,000	123,000	97,600	177,000	178,000	141,600	232,000	233,000	185,600
123,000	124,000	98,400	178,000	179,000	142,400	233,000	234,000	186,400
124,000	125,000	99,200	179,000	180,000	143,200	234,000	235,000	187,200
125,000	126,000	100,000	180,000	181,000	144,000	235,000	236,000	188,000
126,000	127,000	100,800	181,000	182,000	144,800	236,000	237,000	188,800
127,000	128,000	101,600	182,000	183,000	145,600	237,000	238,000	189,600
128,000	129,000	102,400	183,000	184,000	146,400	238,000	239,000	190,400
129,000	130,000	103,200	184,000	185,000	147,200	239,000	240,000	191,200
130,000	131,000	104,000	185,000	186,000	148,000	240,000	241,000	192,000
131,000	132,000	104,800	186,000	187,000	148,800	241,000	242,000	192,800
132,000	133,000	105,600	187,000	188,000	149,600	242,000	243,000	193,600
133,000	134,000	106,400	188,000	189,000	150,400	243,000	244,000	194,400
134,000	135,000	107,200	189,000	190,000	151,200	244,000	245,000	195,200
135,000	136,000	108,000	190,000	191,000	152,000	245,000	246,000	196,000
136,000	137,000	108,800	191,000	192,000	152,800	246,000	247,000	196,800
137,000	138,000	109,600	192,000	193,000	153,600	247,000	248,000	197,600
138,000	139,000	110,400	193,000	194,000	154,400	248,000	249,000	198,400
139,000	140,000	111,200	194,000	195,000	155,200	249,000	250,000	199,200
140,000	141,000	112,000	195,000	196,000	156,000	250,000	251,000	200,000
141,000	142,000	112,800	196,000	197,000	156,800	251,000	252,000	200,800
142,000	143,000	113,600	197,000	198,000	157,600	252,000	253,000	201,600
143,000	144,000	114,400	198,000	199,000	158,400	253,000	254,000	202,400
144,000	145,000	115,200	199,000	200,000	159,200	254,000	255,000	203,200
145,000	146,000	116,000	200,000	201,000	160,000	255,000	256,000	204,000
146,000	147,000	116,800	201,000	202,000	160,800	256,000	257,000	204,800
147,000	148,000	117,600	202,000	203,000	161,600	257,000	258,000	205,600
148,000	149,000	118,400	203,000	204,000	162,400	258,000	259,000	206,400
149,000	150,000	119,200	204,000	205,000	163,200	259,000	260,000	207,200
150,000	151,000	120,000	205,000	206,000	164,000	260,000	261,000	208,000
151,000	152,000	120,800	206,000	207,000	164,800	261,000	262,000	208,800
152,000	153,000	121,600	207,000	208,000	165,600	262,000	263,000	209,600
153,000	154,000	122,400	208,000	209,000	166,400	263,000	264,500	210,400
154,000	155,000	123,200	209,000	210,000	167,200	264,500	266,000	211,600
155,000	156,000	124,000	210,000	211,000	168,000	266,000	267,500	212,800
156,000	157,000	124,800	211,000	212,000	168,800	267,500	269,000	214,000
157,000	158,000	125,600	212,000	213,000	169,600	269,000	270,500	215,200
158,000	159,000	126,400	213,000	214,000	170,400	270,500	272,000	216,400
159,000	160,000	127,200	214,000	215,000	171,200	272,000	273,500	217,600
160,000	161,000	128,000	215,000	216,000	172,000	273,500	275,000	218,800
161,000	162,000	128,800	216,000	217,000	172,800	275,000	276,500	220,000
162,000	163,000	129,600	217,000	218,000	173,600	276,500	278,000	221,200
163,000	164,000	130,400	218,000	219,000	174,400	278,000	279,500	222,400

（三）

課税給与所得金額 以上	課税給与所得金額 未満	税額	課税給与所得金額 以上	課税給与所得金額 未満	税額	課税給与所得金額 以上	課税給与所得金額 未満	税額	課税給与所得金額 以上	課税給与所得金額 未満	税額
円	円		円	円		円	円		円	円	
3,000,000	4,000,000	課税給与所得金額に45%を乗じて算出した金額から313,100円を控除した金額	5,000,000	6,000,000	課税給与所得金額に50%を乗じて算出した金額から523,100円を控除した金額	10,000,000	20,000,000	課税給与所得金額に57%を乗じて算出した金額から1,083,100円を控除した金額	30,000,000	50,000,000	課税給与所得金額に65%を乗じて算出した金額から3,063,100円を控除した金額
4,000,000	5,000,000	課税給与所得金額に49%を乗じて算出した金額から473,100円を控除した金額	6,000,000	10,000,000	課税給与所得金額に54%を乗じて算出した金額から763,100円を控除した金額	20,000,000	30,000,000	課税給与所得金額に61%を乗じて算出した金額から1,863,100円を控除した金額	50,000,000円以上		課税給与所得金額に69%を乗じて算出した金額から5,063,100円を控除した金額

その者が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに5,000円（これらの一に該当する場合で遺族等援護法の規定による遺族年金（不具者に該当する場合には、障害年金）を受ける者であるときは、7,000円）を、扶養親族である不具者がある場合には、当該不具者1人につき5,000円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額

（備考　税額の求め方）

㈠　まず、この表の附表によりその年の給与所得の収入金額に応じて求めた給与所得控除後の給与の金額から、

(1)　その年の給与から控除される社会保険料がある場合には、その金額

(2)　申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額

(3)　申告された生命保険料の支払金額がある場合には、その金額（その金額が15,000円をこえる場合には、15,000円とそのこえる金額（その金額が12,000円をこえるときは、12,000円）の2分の1に相当する金額との合計額）

を控除した金額を求め、

㈡　次に、㈠により求めた金額から、

(1)　申告された扶養親族がある場合には、

(イ)　(ロ)に該当するときを除くほか、附則第三項の規定により読み替えられた新法第十一条の八第一項の規定による扶養控除額と基礎控除額との合計額を控除し、

(ロ)　附則第三項の規定により読み替えられた新法第十一条の八第二項の規定の適用を受ける旨の申告がある場合には、附則第三項の規定により読み替えられた同条第二項の規定による扶養控除額と基礎控除額との合計額を控除し、

(2)　申告された扶養親族がない場合には、基礎控除額を控除し、

それぞれその残額を求める。

㈢　㈡により求めた残額に応じ、「課税給与所得金額」欄に該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額（不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から5,000円（これらの控除を認められる者が遺族等援護法の規定による遺族年金（不具者控除が認められる者については、障害年金）を受ける者である場合には、7,000円）を控除した金額）が、その求める税額である。

（二）

給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
279,500	281,000	223,600	354,500	356,000	282,600	429,500	431,000	347,25
281,000	282,500	224,800	356,000	357,500	284,800	431,000	432,500	348,67
282,500	284,000	226,000	357,500	359,000	286,000	432,500	434,000	350,06
284,000	285,500	227,200	359,000	360,500	287,200	434,000	435,500	351,45
285,500	287,000	228,400	360,500	362,000	288,400	435,500	437,000	352,83
287,000	288,500	229,600	362,000	363,500	289,600	437,000	438,500	354,22
288,500	290,000	230,800	363,500	365,000	290,800	438,500	440,000	355,61
290,000	291,500	232,000	365,000	366,500	292,000	440,000	441,500	357,00
291,500	293,000	233,200	366,500	368,000	293,200	441,500	443,000	358,38
293,000	294,500	234,400	368,000	369,500	294,400	443,000	444,500	359,77
294,500	296,000	235,600	369,500	371,000	295,600	444,500	446,000	361,16
296,000	297,500	236,800	371,000	372,500	296,800	446,000	447,500	362,55
297,500	299,000	238,000	372,500	374,000	298,000	447,500	449,000	363,93
299,000	300,500	239,200	374,000	375,500	299,200	449,000	450,500	365,32
300,500	302,000	240,400	375,500	377,000	300,400	450,500	452,000	366,71
302,000	303,500	241,600	377,000	378,500	301,600	452,000	453,500	368,10
303,500	305,000	242,800	378,500	380,000	302,800	453,500	455,000	369,48
305,000	306,500	244,000	380,000	381,500	304,000	455,000	456,500	370,87
306,500	308,000	245,200	381,500	383,000	305,200	456,500	458,000	372,26
308,000	309,500	246,400	383,000	384,500	306,400	458,000	459,500	373,65
309,500	311,000	247,600	384,500	386,000	307,600	459,500	461,000	375,05
311,000	312,500	248,800	386,000	387,500	308,800	461,000	462,500	376,42
312,500	314,000	250,000	387,500	389,000	310,000	462,500	464,000	377,81
314,000	315,500	251,200	389,000	390,500	311,200	464,000	465,500	379,20
315,500	317,000	252,400	390,500	392,000	312,400	465,500	467,000	380,58
317,000	318,500	253,600	392,000	393,500	313,600	467,000	468,500	381,97
318,500	320,000	254,800	393,500	395,000	314,800	468,500	470,000	383,36
320,000	321,500	256,000	395,000	396,500	316,000	470,000	471,500	384,75
321,500	323,000	257,200	396,500	398,000	317,200	471,500	473,000	386,13
323,000	324,500	258,400	398,000	399,500	318,400	473,000	474,500	387,52
324,500	326,000	259,600	399,500	401,000	319,600	474,500	476,000	388,91
326,000	327,500	260,800	401,000	402,500	320,925	476,000	477,500	390,30
327,500	329,000	262,000	402,500	404,000	322,312	477,500	479,000	391,68
329,000	330,500	263,200	404,000	405,500	323,700	479,000	480,500	393,07
330,500	332,000	264,400	405,500	407,000	325,087	480,500	482,000	394,46
332,000	333,500	265,600	407,000	408,500	326,475	482,000	483,500	395,85
333,500	335,000	266,800	408,500	410,000	327,862	483,500	485,000	397,23
335,000	336,500	268,000	410,000	411,500	329,250	485,000	486,500	398,62
336,500	338,000	269,200	411,500	413,000	330,637	486,500	488,000	400,01
338,000	339,500	270,400	413,000	414,500	332,025	488,000	489,500	401,40
339,500	341,000	271,600	414,500	416,000	333,412	489,500	491,000	402,78
341,000	342,500	272,800	416,000	417,500	334,800	491,000	492,500	404,17
342,500	344,000	274,000	417,500	419,000	336,187	492,500	494,000	405,56
344,000	345,500	275,200	419,000	420,500	337,575	494,000	495,500	406,95
345,500	347,000	276,400	420,500	422,000	338,962	495,000	498,000	408,80
347,000	348,500	277,600	422,000	423,500	340,350	498,000	500,000	410,65
348,500	350,000	278,800	423,500	425,000	341,737	500,000	502,000	412,50
350,000	351,500	280,000	425,000	426,500	343,125	502,000	504,000	414,35
351,500	353,000	281,200	426,500	428,000	344,512	504,000	506,000	416,20
353,000	354,500	282,400	428,000	429,500	345,900	506,000	508,000	418,05

（三）

給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
508,000	510,000	419,900	608,000	610,000	512,400	708,000	710,000	604,90
510,000	512,000	421,750	610,000	612,000	514,250	710,000	712,000	606,75
512,000	514,000	423,600	612,000	614,000	516,100	712,000	714,000	608,60
514,000	516,000	425,450	614,000	616,000	517,950	714,000	716,000	610,45
516,000	518,000	427,300	616,000	618,000	519,800	716,000	718,000	612,30
518,000	520,000	429,150	618,000	620,000	521,650	718,000	720,000	614,15
520,000	522,000	431,000	620,000	622,000	523,500	720,000	722,000	616,00
522,000	524,000	432,850	622,000	624,000	525,350	722,000	724,000	617,85
524,000	526,000	434,700	624,000	626,000	527,200	724,000	726,000	619,70
526,000	528,000	436,550	626,000	628,000	529,050	726,000	728,000	621,55
528,000	530,000	438,400	628,000	630,000	530,900	728,000	730,000	623,40
530,000	532,000	440,250	630,000	632,000	532,750	730,000	732,000	625,25
532,000	534,000	442,100	632,000	634,000	534,600	732,000	734,000	627,10
534,000	536,000	443,950	634,000	636,000	536,450	734,000	736,000	628,95
536,000	538,000	445,800	636,000	638,000	538,300	736,000	738,000	630,80
538,000	540,000	447,650	638,000	640,000	540,150	738,000	740,000	632,65
540,000	542,000	449,500	640,000	642,000	542,000	740,000	742,000	634,50
542,000	544,000	451,350	642,000	644,000	543,850	742,000	744,000	636,35
544,000	546,000	453,200	644,000	646,000	545,700	744,000	746,000	638,20
546,000	548,000	455,050	646,000	648,000	547,550	746,000	748,000	640,05
548,000	550,000	456,900	648,000	650,000	549,400	748,000	750,000	641,90
550,000	552,000	458,750	650,000	652,000	551,250	750,000	752,000	643,75
552,000	554,000	460,600	652,000	654,000	553,100	752,000	754,000	645,60
554,000	556,000	462,450	654,000	656,000	554,950	754,000	756,000	647,45
556,000	558,000	464,300	656,000	658,000	556,800	756,000	758,000	649,30
558,000	560,000	466,150	658,000	660,000	558,650	758,000	760,000	651,15
560,000	562,000	468,000	660,000	662,000	560,500	760,000	762,000	653,00
562,000	564,000	469,850	662,000	664,000	562,350	762,000	764,000	654,85
564,000	566,000	471,700	664,000	666,000	564,200	764,000	766,000	656,70
566,000	568,000	473,550	666,000	668,000	566,050	766,000	768,000	658,55
568,000	570,000	475,400	668,000	670,000	567,900	768,000	770,000	660,40
570,000	572,000	477,250	670,000	672,000	569,750	770,000	772,000	662,25
572,000	574,000	479,100	672,000	674,000	571,600	772,000	774,000	664,10
574,000	576,000	480,950	674,000	676,000	573,450	774,000	776,000	665,95
576,000	578,000	482,800	676,000	678,000	575,300	776,000	778,000	667,80
578,000	580,000	484,650	678,000	680,000	577,150	778,000	780,000	669,65
580,000	582,000	486,500	680,000	682,000	579,000	780,000	782,000	671,50
582,000	584,000	488,350	682,000	684,000	580,850	782,000	784,000	673,35
584,000	586,000	490,200	684,000	686,000	582,700	784,000	786,000	675,20
586,000	588,000	492,050	686,000	688,000	584,550	786,000	788,000	677,05
588,000	590,000	493,900	688,000	690,000	586,400	788,000	790,000	678,90
590,000	592,000	495,750	690,000	692,000	588,250	790,000	792,000	680,75
592,000	594,000	497,600	692,000	694,000	590,100	792,000	794,000	682,60
594,000	596,000	499,450	694,000	696,000	591,950	794,000	796,000	684,45
596,000	598,000	501,300	696,000	698,000	593,800	796,000	798,000	686,30
598,000	600,000	503,150	698,000	700,000	595,650	798,000	800,000	688,15
600,000	602,000	505,000	700,000	702,000	597,500	800,000円以上		給与の金額から110,000円を控除した金額
602,000	604,000	506,850	702,000	704,000	599,350			
604,000	606,000	508,700	704,000	706,000	601,200			
606,000	608,000	510,550	706,000	708,000	603,050			

（備考　給与所得控除後の給与の金額の求め方）

給与所得の取入金額に応じ、「給与の金額」欄に該当する行を求め、「給与所得控除後の給与の金額」欄に記載されている金額でその行に対応するものが、その給与についての給与所得控除後の給与の金額である。

法人税法の一部を改正する法律

（昭和三十二年三月三十一日）
（法律第二十八号）

法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定があり、かつ、収益事業（継続して事業場を設けてなすものに限る。以下同じ。）を営むもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。以下人格のない社団等という。）は、法人とみなして、この法律を適用する。

第二条中「前条」の下に「第一項」を加え、「同条」を「同項」に改める。

第五条第三項中「第一項」を「第一条第二項及び第一項（前項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前二項の規定は、人格のない社団等について、これを準用する。

第五条の二中「法人の清算」を「法人（前条第一項各号に掲げる法人、人格のない社団等及び外国法人を除く。）の清算」に改める。

第五条の三中「第五条第一項各号に掲げる法人」の下に「及び人格のない社団等」を加える。

第六条を次のように改める。

（重要物産の製造等についての免税）

第六条　重要物産につき命令で定める期間内にその製造若しくは採掘の事業を開始し又はその設備を増設した法人で第二十五条に規定する青色申告書を提出するものには、命令の定めるところにより、当該事業を開始し又はその設備を増設した事業年度及びそれぞれその翌事業年度開始の日から三年以内に終了する事業年度において、当該事業の開始のために施設した設備又はその増設した設備による当該重要物産の製造又は採掘の業務から生じた所得（これらの事業年度において、当該法人が発明し又は考案した当該重要物産の製造技術に関する特許権若しくは特別の技術による生産方式又はこれらに準ずるものの譲渡又は提供に因り生ずる所得があるときは、その所得を含む。以下本条において同じ。）につき、各事業年度の所得に対する法人税を免除する。ただし、当該事業年度においてその免除されるべき所得の金額の合計額が、当該事業年度終了の日現在において当該重要物産の製造又は採掘の用に供されている固定資産でその償却額が各事業年度の所得の計算上損金に算入されるもの（当該事業年度終了の日が本文に規定する期間満了の日後であるときは、同日までに当該重要物産の製造又は採掘の用に供されたものに限る。）の取得価額の合計額の百分の四十に相当する金額（当該事業年度前の事業年度において本文の規定により当該重要物産の製造又は採掘の業務から生じた所得で法人税を免除されたものがあるときは、その免除を受けた所得の金額の合計額を控除した金額）をこえるときは、そのこえる金額については、この限りでない。

前項の重要物産とは、国民経済上重要と認められる新規産業に係る物産で、その製造若しくは採掘の技術が確立されていないため又は需要の見とおしが困難である等のためその製造又は採掘の事業の開始に当り採算について著しく不安があるものとして命令で指定するものをいう。

第一項に規定するもののほか、同項の重要物産の製造又は採掘の業務から生じた所得に対する法人税の免除に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第七条第四項中「法人が事業年度の中途において解散し又は」を「事業年度の中途において法人（第五条第一項各号に掲げる法人、人格のない社団等及び外国法人を除く。）が解散し又は法人が」に改め、同項の次に次の一項を加える。

第五条第一項各号に掲げる法人、人格のない社団等又は外国法人で清算中のものの残余財産が事業年度の中途において確定した場合においては、その事業年度開始の日から残余財産確定の日までの期間を一事業年度とみなす。

第七条第一項中「指定した期間」の下に「若しくは第三項に定める期間」を加え、同条第二項中「外国法人」を「人格のない社団等若しくは外国法人」に改め、同項の次に次の一項を加える。

人格のない社団等で定款、寄附行為、規則又は規約において事業年度その他これに準ずる期間を定めていないものが前項前段の申告をしなかつた場合においては、当該人格のない社団等の事業年度は、同項後段の規定にかかわらず、その年一月一日（年の中途において新たに設立した人格のない社団等にあつては、その新たに設立した日の属する年に限り、その新たに設立した日）から十二月三十一日までの期間とする。

第九条第二項中「第四十二条」を「第二十六条の二第三項又は第三十三条第二項の規定により納付する金額のうち第二十六条の四第六項の規定により加算された金額に相当する部分の金額及び第四十二条」に改め、同条第六項中「、漁業生産組合」の下に「（当該組合の事業に従事する組合員に対し俸給、給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。）」を加え、「森林組合」を「輸出水産業組合、森林組合（森林法第八十六条第二項に規定する生産組合でその事業に従事する組合員に対し俸給、給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。）」に改める。

第九条の三中「法人」の下に「、企業組合、同項の規定の適用を受けない漁業生産組合及び森林組合並びに会員組織の取引所」を加える。

第九条の六第一項中「各業業年度において内国法人」の下に「（人格のない社団等を除く。以下本条及び第十七条第三項第二号において同じ。）」を加え、「第二項第一号乃至第三号の規定の一」を「第二項各号の一」に改め、同条第五項を次のように改める。

第二項第三号に規定する合併に因り取得する株式又は出資の価額は、当該株式の額面金額又は当該出資の金額による。ただし、合併法人が合併に因り無額面株式を発行したときは、当該株式の価額は、当該合併に因り増加した資本の金額（合併に因り法人を設立した場合には、当該法人の設立の時における資本の金額）を当該合併に因り発行した株式の総数で除して計算した金額による。

第九条の七第二項及び第九条の八第二項中「若しくは新たに外国法人となつた法人」を「、新たに外国法人となつた法人、新たに収益事業を開始した第五条第一項各号に掲げる法人若しくは人格のない社団等」に、「若しくは新たに外国法人となつた後」を「、新たに外国法人となつた後若しくは新たに収益事業を開始した後」に改める。

第十条に次の一項を加える。

前二項の規定は、人格のない社団等が第五条第三項において準用する同条第一項の収益事業以外の事業に属する資産又は事業から生ずる所得について所得税法第十八条の規定により納付した所得税額については、これを適用しない。

第十条の二中「内国法人」の下に「（人格のない社団等を除く。以下第十二条の四において同じ。）」を加え、同条に次の一項を加える。

前項の規定は、第五条第一項各号に掲げる法人及び人格のない社団等が同項（同条第三項において準用する場合を含む。）の収益事業以外の事業に属する資産について収入した金額で第九条の六第二項第二号又は第三号に掲げる金額に該当する金額については、これを適用しない。

第十条の三第一項中「この法律の施行地外にある資産又は事業を有する」を削り、「当該資産又は事業から生じた所得」を「この法律の施行地外にその源泉がある所得」に改め、同条第二項中「前項」を「法人が前項の規定の適用を受ける場合においては、当該法人が納付する同項」に改め、同条に次の一項を加える。

前二項の規定は、第五条第一項各号に掲げる法人及び人格のない社団等がこの法律の施行地外にその源泉がある所得で同項（同条第三項において準用する場合を含む。）の収益事業以外の事業の所得となるべきものについて納付した外国の法人税については、これを適用しない。

第十七条第一項第一号及び第二項中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第三項第一号中「第六条第一項に規定する重要物産の製造、採掘又は採取の業務から生じた所得の金額のうち、解散の日から同条」を「解散の日の翌日から第六条」に、「までの間に生じた所得」を「までの間に同条第二項に規定する重要物産の製造又は採掘の業務から生じた所得のうち同条の規定に準じて命令の定めるところにより計算した所得」に改め、同項に次の一号を加える。

四　第十二条の四第二項の規定により残余財産の価額に算入する金額

第十八条第七項中「及び第五条第一項各号に掲げる法人」を「又は第五条第一項各号に掲げる法人若しくは人格のない社団等」に改め、「第五条第一項」の下に「（同条第三項

において準用する場合を含む。）」を加える。

第十九条第九項及び第二十条第四項中「第五条第一項各号」を「第五条第一項各号に掲げる法人、人格のない社団等」に改める。

第二十二条の二第一項中「その合併法人」を「第五条第一項各号に掲げる法人、人格のない社団等及び外国法人を除くものとし、これらの法人以外の清算中の法人の合併法人」に、「第七条第四項」を「第七条第五項」に改める。

第二十五条第三項中「又は外国法人の新たに外国法人となつた後」を「、外国法人の新たに外国法人となつた後又は第五条第一項各号に掲げる法人若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した後」に、「開始の日から三箇月」を「開始の日、外国法人となつた日又は新たに収益事業を開始した日から三箇月」に改め、同条第六項の次に次の一項を加える。

青色申告書を提出することについて政府の承認を受けた法人は、青色申告書による申告をやめようとするときは、命令の定めるところにより、政府にその旨を届け出なければならない。

第二十五条の二第一項中「その全員」の下に「とし、人格のない社団等で代表者の定がなく、管理人の定があるものにあつては、管理人とする。以下第二十六条の三第二項及び第三十九条において同じ。」を加える。

第二十六条の四第一項本文中「申告書の提出と同時に」を「申告書の提出と同時に（政府において特別の事情があると認める場合においては、第二十三条の規定による申告書で第十八条第八項又は第二十一条第四項の規定により記載すべき事項を記載したものの提出と同時に、又は解散、合併に因る消滅その他これらに準ずる事由が生じた法人の当該事由の生じた日前一年以内に終了した事業年度及びその日を含む事業年度については、その日から一年以内に）」に改め、同条第六項中「請求と同時に提出された申告書の提出期限」を「請求がなされた日（その日が当該請求の基礎となつた欠損金額の生じた事業年度の第十八条第八項又は第二十一条第四項の規定による申告書の提出期限前であるときは、その提出期限）」に改める。

第二十六条の七第一項及び第二項並びに第二十六条の九第四項前段中「施行地外にある資産又は事業の所得」を「施行地外にその源泉がある所得」に改める。

第三十一条の二第一項中「第二十三条」を「これらの申告書の提出期限から三年以内に提出された第二十三条」に「事業年度分の課税標準」を「課税標準」に改め、「第十八条第八項又は第二十一条第四項の規定による申告書の提出と同時に」を削り、「更正又は決定は」の下に「、第七章の規定による再調査の請求若しくは審査の請求又は訴訟の提起があつた場合において、その決定又は判決に因る原処分の異動に伴い、当該決定又は判決の対象となつた事業年度の所得又は清算所得に係る課税標準若しくは法人税額又は欠損金額について前三条の規定による更正又は決定が必要となるときを除くほか」を加え、「当該法人税又は当該金額」を「当該申告に係る課税標準、法人税額又は当該還付の請求の基礎となつた欠損金額」に改める。

第三十一条の四第一項中「第二十五条第七項」を「第二十五条第八項」に改める。

第三十四条第三項中「重加算税額については」の下に「、国税徴収法第四条ノ一各号の一の事由がある場合において同法の規定による督促又は差押を行うときを除くほか」を加え、「国税徴収法」を「同法」に改め、同条第四項中「、第二十五条第八項又は第四十六条の三第四項」を「又は第二十五条第九項」に改める。

法人税法の一部を改正する法律（二八）

第三十五条第一項中「該当する法人又は同条第七項」を「該当する法人、第四十六条の三第四項の規定による通知を受けた法人又は前条第七項」に、「又は同条第七項の規定による決定」を「、第四十六条の三第四項の規定による決定」に、「同条第一項若しくは第四項に規定する通知又は同項第七項の規定による通知」を「これらの通知」に改め、同条第六項の次の次の一項を加える。

第四十六条の三第四項の規定による通知に係る事項に対する審査の請求について第五項第三号の規定による取消の決定があつた場合においても、当該取消の決定は、その審査の請求の目的となつた処分のあつた日以後当該決定がなされた日までの間に当該取消の対象となつた納税地においてなされた法人の申告、申請、請求、届出及び税金の納付並びに政府の処分（当該取消の決定の対象となつた処分を除く。）の効力に影響を及ぼすものと解してはならない。

第三十九条中「二百万円」を「千万円」に、「四百万円」を「二千万円」に改める。

第四十二条第二項中「提出した場合においては」の下に

「、詐偽その他不正の行為により法人税を免かれ又は第二十六条の四第四項の規定による金額の還付を受けた法人が政府の調査に因り第二十九条から第三十一条までの規定による更正又は決定があるべきことを予知して修正申告書を提出した場合を除くほか」を加える。

第四十六条の四第四項中「前三項」を「前四項」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

新たに人格のない社団等となつたものは、その人格のない社団等となつた日から二箇月以内に、第五条第三項において準用する同条第一項の収益事業を開始した日、名称、事業目的、その収益事業の種類、代表者又は管理人の氏名及び本店又は主たる事務所の所在地を政府に申告しなければならない。

第四十六条の五の次に次の一条を加える。

（本店移転等の届出）

第四十六条の六　法人（第四条に掲げる法人及び他の法令の規定により法人税を課されない法人を除く。以下本条において同じ。）が本店又は主たる事務所をその所在地の所轄税務署の管轄区域外に移転したときは、遅滞なく、移転前の所在地を管轄する税務署長及び移転後の所在地を管轄する税務署長に対し、移転前の所在地及び移転後の所在地の所在地を届け出なければならない。

法人が事業年度を変更したときは、遅滞なく、その変更前の事業年度及び変更後の事業年度を政府に届け出なければならない。

第四十八条第一項中「法人の代表者」の下に「（人格のない社団等の管理人を含む。以下同じ。）」を加える。

第五十一条に次の一項を加える。

人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附　則

1　この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

2　この附則に特別の定がある場合を除くほか、改正後の法人税法（以下「新法」という。）の規定は、法人の昭和三十二年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課せられる法人の清算中の事業年度に係る法人税及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人税を含む。以下同じ。）について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3　法人の昭和三十二年四月一日以後最初に終了する事業年度が六月をこえる場合において、当該事業年度に係る改正前の法人税法（以下「旧法」という。）第十九条又は第二十条の規定による申告書の提出期限が同日前であるときは、その法人の当該申告書に係る法人税として納付した、又は納付すべきであつた法人税については、なお従前の例による。

4　法人が昭和三十二年四月一日以後に新法第十九条第一項本文の規定による申告書を提出する場合（新法第十九条第六項の規定により申告書の提出があつたものとみなされる場合を含む。）において、同条第一項に規定する前事業年度の法人税として納付した税額若しくは納付すべきことが確定した税額又は同条第二項に規定する被合併法人の確定法人税額が新法第十七条の規定により算出されたものでないときは、これらの税額のうち各事業年度の所得に対する税額（旧法第十七条の二の規定により加算した法人税額を除く。）は、新法第十九条第一項本文及び第二項の規定にかかわらず、当該事業年度又は被合併法人の確定法人税額の計算の基礎となつた事業年度分の所得について新法第十七条の規定を適用するものとして計算した金額による。

5　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定があり、かつ、収益事業を営むもの並びに新法第九条の三に規定する漁業生産組合及び森林組合については、新法の規定は、これらの社団若しくは財団又は法人の昭和三十二年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税について適用し、これらの法人の同日前に開始した事業年度分の法人税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

6　輸出水産組合の昭和三十二年四月一日以後最初に終了する事業年度分の法人税について附則第三項の規定の適用がある場合においては、当該法人の当該事業年度分の法人税については、新法第十八条の規定を適用せず、新法第二十一条の規定を適用する。

7　新法第五条の二の規定は、この法律の施行後に解散した新法第五条第一項各号に掲げる法人及び新法第二条に規定する外国法人の清算中に終了する事業年度分の法人税について適用し、この法律の施行前に解散したこれらの法人の清算中に終了する事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

8　新法第六条及び第十七条第三項第一号の規定は、この法律の施行後に新法第六条第二項に規定する重要物産の製造若しくは採掘の事業を開始し、又は同項に規定する重要物産の製造若しくは採掘の設備を増設した法人の当該製造若しくは採掘の事業の開始のために施設した設備又はその増設した設備による当該重要物産の製造又は採掘の業務から生じた所得（同条第一項の規定により当該所得に含むものとされる所得を含む。）について適用する。

9　この法律の施行の際新法第六条第二項に規定する重要物産の製造又は採掘を行つている法人がこの法律の施行後同条第一項に規定する期間内にその設備を増設した場合においては、当該法人に対する同条の規定の適用については、同項ただし書中「固定資産」とあるのは、「固定資産（昭和三十二年四月一日以後にその用に供されたものに限る。）」とする。

10　この法律の施行前に旧法第六条第一項に規定する重要物産の製造、採掘若しくは採取の事業を開始した法人又はその製造、採掘若しくは採取の設備を増設した法人のその製造、採掘又は採取の業務から生ずる所得に対する同項の規定による法人税の免除期間がこの法律の施行後にわたる場合においては、その残存期間内に当該業務から生じたこれらの法人の各事業年度の所得又は清算所得でこの法律の施行前に開始した事業又は増設した設備に係るものに対する法人税については、なお従前の例による。この場合において、当該残存期間内に当該法人が発明し、又は考案した当該重要物産（新法第六条第二項に規定する重要物産に該当するものに限る。）の製造技術に関する特許権若しくは特別の技術による生産方式又はこれらに準ずるものの譲渡又は提供により生ずる所得があるときは、その所得は、当該業務から生ずた所得でこの法律の施行前に開始した事業又は増設した設備に係るものとみなす。

11　昭和三十年四月一日以後に旧法第六条第一項の重要物産として指定されたもので新法第六条第二項に規定する重要物産とならなかつたもののうち政令で指定するものの製造、採掘若しくは採取の業務の開始又はその設備の増設のための工事を昭和三十二年一月一日において行いつつあつた法人で、この法律の施行の日までにその業務を開始し、又はその設備を増設することができなかつたものが、この法律の施行後一年以内にその業務を開始し、又はその設備を増設した場合においては、当該業務から生じた所得又はその増設した設備から生ずる所得については、旧法第六条及び第十七条第三項第一号の規定は、なおその効力を有する。

12　新法第三十一条の二の規定は、この法律の施行の際旧法第三十一条の二の規定により更正又は決定をすることができないこととなつている事業年度分の法人税及び清算所得に対する法人税を除くほか、この法律の施行後に更正又は決定をする場合について適用する。

13　新法第三十四条第三項（新法第三十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の際これらの規定に該当する再調査又は審査の請求をしている法人及びこの法律の施行後にこれらの再調査又は審査の請求をする法人について適用する。

14　新法第四十二条第二項の規定は、この法律の施行後に新法第二十四条の規定による修正申告書の提出により納付すべき法人税額に係る利子税額について適用し、この法律の施行前に旧法第二十四条の規定による修正申告書の提出により納付すべき法人税額に係る利子税額については、なお従前の例による。

15　新法第二十五条第七項、第二十六条の四第一項、第三十四条第四項、第三十五条第一項及び第七項、第三十九条並びに第四十六条の六の規定は、この法律の施行後にこれらの規定に該当する事実が生じた場合について適用し、この法律の施行の際旧法第四十六条の三第四項の規定による通知に係る事項について旧法第三十四条第四項の規定により再調査の請求をしているものについては、なお従前の例による。

16　新法第九章の規定は、この法律の施行後にした違反行為について適用し、この法律の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

17　この法律の施行の際現に存する法人でない社団又は財団で新法第七条第二項の規定の適用を受けるものは、この法律の施行の日から起算して四月以内に、事業年度そ

の他これに準ずる期間を定めて納税地の所轄税務署長に申告しなければならない。その申告をしなかつた法人でない社団又は財団については、同条第三項の規定を適用する。

18　この法律の施行の際現に存する法人でない社団又は財団で新法第九条の七第一項又は第九条の八第一項の規定の適用を受けるものは、この法律の施行後新法第十八条の規定により最初に申告書を提出すべき期限までに、新法第九条の七第二項又は第九条の八第二項の規定に準じ、新法第九条の七第一項又は第九条の八第一項に規定する方法のうちそのよるべき方法を選定して、これを納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。その届出をしなかつた法人でない社団又は財団については、新法第九条の七第二項後段又は第九条の八第二項後段の規定を適用する。

19　この法律の施行の際現に存する法人でない社団又は財団で昭和三十二年四月一日から同年七月三十一日までの間に開始する事業年度分の法人税について新法第二十五条第一項の規定による青色申告書を提出しようとするものは、この法律の施行の日から起算して四月以内に、同条第三項の規定による申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

20　この法律の施行の際現に存する法人でない社団又は財団で新法第一条第二項の規定により法人とみなされるものは、この法律の施行の日から起算して四月以内に、その設立の日、名称、事業目的、収益事業の種類、代表者又は管理人の氏名及び本店又は主たる事務所の所在地を納税地の所轄税務署長に申告しなければならない。この場合においては、当該法人でない社団又は財団は、その申告書に定款、寄附行為、規則又は規約の写、事業の詳細を示す書類その他命令で定める書類を添附しなければならない。

21　証券投資信託（元本の追加信託をすることができる証券投資信託を除く。）の信託期間中に分配される収益（証券投資信託の一部の解約により分配されるものを除く。）で、昭和三十二年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間に支払を受けるべきものについては、新法第九条の六第一項の規定にかかわらず、同項の規定を適用した場合において新法第九条第一項の所得の計算上益金に算入しないこととなる金額の三分の二に相当する金額

に限り、当該所得の計算上益金に算入しない。

22　国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第四条ノ七の次に次の一条を加える。

第四条ノ七ノ二　法人ニ非ザル社団又ハ財団ニシテ代表者又ハ管理人ノ定アルモノ（以下社団等ト謂フ）ハ法人ト看做シテ此ノ法律ノ規定ヲ適用ス

法人社団等ノ財産ニ属スル権利義務ヲ包括シテ承継スル場合ニ於テハ当該法人ハ第四条ノ三ノ適用アル場合ヲ除クノ外社団等ニ課セラルベキ又ハ社団等ノ納付スベキ国税並社団等ノ未納ノ国税及滞納処分費ヲ納付スルノ義務ヲ有ス

前項ノ場合ニ於テ法人社団等ノ財産ニ属スル権利義務ノ一部ヲ承継シタルトキハ当該法人ハ其ノ承継ノ時ニ於テ社団等ニ課セラルベキ又ハ社団等ノ納付スベキ国税並社団等ノ未納ノ国税及滞納処分費ノ各ミニ付其ノ時ニ於ケル社団等ノ財産中当該法人ノ承継シタル財産ノ占ムル割合ヲ乗ジテ計算シタル額ノ国税及滞納処分費ヲ納付スルノ義務ヲ有ス

社団等国税ヲ滞納シタル場合ニ於テハ当該社団等ニ属スル財産ニ就キ滞納処分ヲ執行スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ社団等以外ノ者同項ノ処分ニ関シ第十四条ニ依ル請求、第三章ノ二ニ依ル再調査若ハ審査ノ請求ヲ為シ又ハ訴訟ヲ提起シタルトキハ当該請求又ハ訴訟ノ繋属スル間其ノ財産ノ公売ヲ為スコトヲ得ズ

第四条ノ四ノ適用アル場合ノ外社団等国税ヲ滞納シタル場合ニ於テ払戻又ハ分配ヲ為シタル財産（当該滞納ニ係ル国税ノ納期限ヨリ二箇年前マデニ払戻又ハ分配ヲ為シタルモノヲ除ク）アルトキハ当該社団等ニ就キ滞納処分ヲ執行スルモ仍徴収スベキ国税及滞納処分費ニ不足スト認メラルルトキニ限リ其ノ払戻又ハ分配ヲ受ケタル財産ノ価額ノ限度ニ於テ当該払戻又ハ分配ヲ受ケタル者ヲシテ其ノ滞納ニ係ル国税及滞納処分費ヲ納付セシム

第四条ノ六第二項、第三項、第五項及第六項ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ同条第二項、第三項、第五項及第六項中同族会社トアルハ前項ニ依リ処分ヲ受ケタル者トス

第三十二条第四項中「法人ノ代表者」の下に「（社団等ニ在リテハ管理人ヲ含ム）」を加え、同条に次の一項を

印紙税法の一部を改正する法律（二九）

加える。

社団等ニ関シ前項ヲ適用スル場合ニ於テハ其ノ代表者又ハ管理人其ノ訴訟行為ニ付当該社団等ヲ代表スルノ外法人ヲ被告人又ハ被疑者トスル場合ノ刑事訴訟ニ関スル法律ノ規定ヲ準用ス

23　法人でない社団又は財団に属する財産でこの法律の施行前にその上に質権又は抵当権が設定されているものにつき改正後の国税徴収法の規定の適用がある場合においては、同法第三条の規定にかかわらず、当該質権又は抵当権を有する者がその旨を公正証書をもつて証明したときは、当該財産の価額を限度として、当該質権又は抵当権をもつて担保される債権に対しては、国税は、先取しないものとする。

24　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第八条中「組合が配当した」を「組合（法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第九条第六項の規定の適用を受けるものに限る。）が配当したに改める。

25　会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第二百六十九条第二項中「第七条第三項」を「第七条第四項」に改める。

印紙税法の一部を改正する法律

（昭和三十二年三月三十一日　法律第二十九号）

印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第八号及び第九号を次のように改める。

八	約束手形	記載金高十万円以下ノモノ　二十円 同三十万円以下ノモノ　三十円 同五十万円以下ノモノ　五十円 同百万円以下ノモノ　百円 同五百万円以下ノモノ　二百円 同千万円以下ノモノ　五百円 同千万円ヲ超ユルモノ　千円 但シ一覧払ノモノ（手形法第三十四条第二項（同法第七十七条第一項第二号ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ定ヲ為シタルモノヲ除ク）、命令ヲ以テ定ムル金融機関ヲ振出人及受取人トスルモノ
九	為替手形	次ノ各号ノ一ニ該当スルモノ 一　記載金高十万円以下ノモノ　二十円 二　記載金高十万円ヲ超エ百万円以下ノモノ　百円 三　記載金高百万円ヲ超エ千万円以下ノモノ　二百円 四　記載金高千万円ヲ超ユルモノ　四百円 但シ一覧払ノモノ（手形法第三十四条第二項（同法第七十七条第一項第二号ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ定ヲ為シタルモノヲ除ク）、命令ヲ以テ定ムル金融機関ヲ振出人及受取人トスルモノ　無尽会社ヘノ預ケ金　信用協同組合等貯金　信用協同組合貯金　無尽会社ヘノ預ケ金　信用協同組合貯金　国民貯蓄組合法ノ規定ニ依リ国民貯蓄組合ノ為ス貯金　郵便貯金　郵便為替貯金　郵便振替貯金　簡易生命保険ノ保険料　簡易生命保険ノ保険金　簡易生命保険ノ責任準備金　簡易生命保険ノ払戻金　簡易生命保険ノ配当金　簡易生命保険ノ剰余金　簡易生命保険ノ割戻金　簡易生命保険ノ前納保険料　簡易生命保険ノ保険料ノ払込ノ猶予ニ関スル利息　簡易生命保険ノ保険料ノ払込ノ猶予ニ関スル利息ノ前納金　簡易生命保険ノ保険料ノ払込ノ猶予ニ関スル利息ノ払戻金　簡易生命保険ノ保険料ノ払込ノ猶予ニ関スル利息ノ前納金ノ払戻金　簡易生命保険ノ保険料ノ払込ノ猶予ニ関スル利息ノ前納金ノ払戻金ノ利息　簡易生命保険ノ保険料ノ払込ノ猶予ニ関スル利息ノ前納金ノ払戻金ノ利息ノ前納金　簡易生命保険ノ保険料ノ払込ノ猶予ニ関スル利息ノ前納金ノ払戻金ノ利息ノ前納金ノ払戻金　簡易生命保険ノ保険料ノ払込ノ猶予ニ関スル利息ノ前納金ノ払戻金ノ利息ノ前納金ノ払戻金ノ利息　簡易生命保険ノ保険料ノ払込ノ猶予ニ関スル利息ノ前納金ノ払戻金ノ利息ノ前納金ノ払戻金ノ利息ノ前納金　簡易生命保険ノ保険料ノ払込ノ猶予ニ関スル利息ノ前納金ノ払戻金ノ利息ノ前納金ノ払戻金ノ利息ノ前納金ノ払戻金　簡易生命保険ノ保険料ノ払込ノ猶予ニ関スル利息ノ前納金ノ払戻金ノ利息ノ前納金ノ払戻金ノ利息ノ前納金ノ払戻金ノ利息　簡易生命保険ノ保険料ノ払込ノ猶予ニ関スル利息ノ前納金ノ払戻金ノ利息ノ前納金ノ払戻金ノ利息ノ前納金ノ払戻金ノ利息ノ前納金　簡易生命保険ノ保険料ノ払込ノ猶予ニ関スル利息ノ前納金ノ払戻金ノ利息ノ前納金ノ払戻金ノ利息ノ前納金ノ払戻金ノ利息ノ前納金ノ払戻金　簡易生命保険ノ保険料ノ払込ノ猶予ニ関スル利息ノ前納金ノ払戻金ノ利息ノ前納金ノ払戻金ノ利息ノ前納金ノ払戻金ノ利息ノ前納金ノ払戻金ノ利息　簡易生命保険ノ保険料ノ払込ノ猶予ニ関スル利息ノ前納金ノ払戻金ノ利息ノ前納金ノ払戻金ノ利息ノ前納金ノ払戻金ノ利息ノ前納金ノ払戻金ノ利息ノ前納金　簡易生命保険ノ保険料ノ払込ノ猶予ニ関スル利息ノ前納金ノ払戻金ノ利息ノ前納金ノ払戻金ノ利息ノ前納金ノ払戻金ノ利息ノ前納金ノ払戻金ノ利息ノ前納金ノ払戻金　簡易生命保険ノ保険料ノ払込ノ猶予ニ関スル利息ノ前納金ノ払戻金ノ利息ノ前納金ノ払戻金ノ利息ノ前納金ノ払戻金ノ利息ノ前納金ノ払戻金ノ利息ノ前納金ノ払戻金ノ利息　簡易生命保険ノ保険料ノ払込ノ猶予ニ関スル利息ノ前納金ノ払戻金ノ利息ノ前納金ノ払戻金ノ利息ノ前納金ノ払戻金ノ利息ノ前納金ノ払戻金ノ利息ノ前納金ノ払戻金ノ利息ノ前納金

国立学校設置法の一部を改正する法律

（昭和三十二年三月三十一日
法律第三十一号）

国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第三条の表国立大学の名称の欄中

東京工業大学

を

東京工業大学
東京商船大学
東京水産大学

に改め、

同表中

理工学部

を

理工学部	東京工業大学
商船学部	海務学院
水産学部	

に、

東京水産大学		
横浜国立大学		
	神奈川県	水産学部
		学芸学部
		経済学部
		工学部

を

横浜国立大学		
	神奈川県	学芸学部
		経済学部
		工学部

に、

静岡大学		
	静岡県	文理学部
		教育学部
		工学部
		農学部

を

静岡大学		
	静岡県	文理学部
		教育学部
		工学部
		農学部

に

商船大学		
	静岡県	商船学部
		文理学部
		教育学部
		工学部
		農学部
		海務学院

を

東京大学		
	長野県	宇宙線観測所
	東京都	原子核研究所
		物性研究所

に改める。

第四条第二項の表中東京大学の項を次のように改める。

宇宙線観測及び研究	
原子核及び素粒子に関する実験的研究並びにこれに関連する理論的研究	
物性に関する実験的研究及びこれに関連する理論的研究	

厚生省設置法の一部を改正する法律（三二）

附　則

この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

厚生省設置法の一部を改正する法律

（昭和三十二年三月三十一日　法律第三十二号）

厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第三十六号を次のように改める。

三十六　水道及び下水道の終末処理場に関する事務を行うこと。

第七条中第二項を第四項とし、第一項を第三項とし、同条第一項及び第二項として次のように加える。

大臣官房に、官房長を置く。

2　官房長は、命を受けて大臣官房の事務を掌理する。

第九条第一項第十七号を次のように改める。

十七　水道及び下水道の終末処理場に関すること。

第十五条中「国立身体障害者更生指導所」を「国立身体障害者更生指導所（国立ろうあ者更生指導所）」に、「国立教護院」を「国立教護院（国立精神薄弱児施設）」に改める。

第二十六条の二を第二十六条の三とし、第二十六条の次に次の一条を加える。

（国立ろうあ者更生指導所）

第二十六条の二　国立ろうあ者更生指導所は、身体障害者福祉法第三十条の二に規定するろうあ者更生施設として、聴覚障害者、音声機能障害者及び言語機能障害者を収容し、その更生に必要な治療及び訓練を行う機関とする。

2　国立ろうあ者更生指導所は、前項に規定する業務のほか、聴覚障害者、音声機能障害者及び言語機能障害者の相談に応じ、その更生に必要な治療及び訓練を行うことができる。

3　国立ろうあ者更生指導所の名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

第二十七条の次に次の一条を加える。

（国立精神薄弱児施設）

第二十七条の二　国立精神薄弱児施設は、精神薄弱の程度が著しい児童又は盲（強度の弱視を含む。）若しくはろうあ（強度の難聴を含む。）である精神薄弱児であつて児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置を受けたものを入院させて、その保護及び指導をつかさどり、あわせて全国の精神薄弱児施設における精神薄弱の児童の保護及び指導の向上に寄与する機関とする。

2　国立精神薄弱児施設の名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

附　則

この法律中第五条、第七条、第九条及び第二十七条第一項の改正規定は、昭和三十二年四月一日から、その他の規定は、昭和三十三年一月一日から施行する。

建設省設置法の一部を改正する法律

（昭和三十二年三月三十一日　法律第三十三号）

建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号の次の次の一号を加える。

一の二　産業開発青年隊に関すること。

第三条第七号を次のように改める。

七　下水道に関すること（終末処理場に関することを除く。）。

第三条第二十六号の二中「又は日本電信電話公社」を「、日本電信電話公社、原子燃料公社、日本原子力研究所又は国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会（以下「公共団体等」という。）」に改め、同条第二十六号の三中「公共団体、住宅金融公庫、日本住宅公団、日本道路公団、日本国有鉄道、日本専売公社又は日本電信電話公社」を「公共団体等」に、「所管行政に係る事項に関する技術者」を「所管行政に係る専門の技術及び事務を担当する職

員等」に改め、同条第二十六号の五中「その敷地及び建築資材」を「その敷地、建築資材及び建設工事用機械」に改め、同条第二十九号中「技術者」を「建設省の所管行政に係る専門の技術及び事務を担当する職員等」に改める。

第四条第二項中「及び第二十六号の三」を「、第二十六号の三及び第二十九号」に改め、「、同条第二十九号に規定する事務（附属機関の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条第三項中「前条第一号」の下に「、第一号の二」を加え、「並びに同条第二十号」を「、同条第二十号」に、「並びに同条第二十三号の五」を「、同条第二十三号の五」に改め、「に係るものに関するもの」の下に「並びに同条第二十九号に規定する事務のうち建設技術に関する試験及び研究の助成に関するもの」を加え、同条第七項中「及び同条第二十六号の二」を「並びに同条第二十六号の二及び第二十六号の五」に改める。

第六条中「建築研究所」を「建築研究所　建設研修所」に改める。

第七条第一項中「、同条第二十六号の二」を「並びに同条第二十六号の二」に改め、「並びに同条第二十六号の三及び第二十九号に規定する事務のうち測量に関する技術者の養成及び訓練に関するもの」を削る。

第八条第一項中「河川工作物」の下に「及び建設工事用機械」を加え、「並びに技術者の養成及び訓練」を削る。

第九条の次に次の一条を加える。

（建設研修所）

第九条の二　建設研修所は、第三条第二十六号の三及び第二十九号に規定する事務のうち建設省の所管行政に係る専門の技術及び事務を担当する職員等の養成及び訓練に関するものをつかさどる機関とする。

2　建設研修所は、東京都に置く。

3　建設研修所の内部組織は、建設省令で定める。

第十条第一項の表中道路審議会の項の次に次のように加える。

河川審議会	建設大臣の諮問に応じて河川及び海岸に関する重要事項で建設省の所管に係るものを調査審議し、又は当該事項について建設大臣に建議すること。

第十二条第二号中「公共団体、住宅金融公庫、日本住宅公団、日本道路公団、日本国有鉄道、日本専売公社又は日本電信電話公社」を「公共団体等」に改め、同条中第二号の三を第二号の四とし、第二号の二の次に次の一号を加える。

二の三　委託に基き、他の事務に支障のない範囲内で、建設省の行う営繕工事に使用する建築資材について特別な試験を行うこと。

第十二条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　産業開発青年隊事業の実施に関すること。

第十四条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

附　則

この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

産業投資特別会計法の一部を改正する法律

（昭和三十二年三月三十一日　法律第三十四号）

産業投資特別会計法（昭和二十八年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

産業投資特別会計法の一部を改正する法律（三四）

第一条第一項中「資金の貸付」を「貸付」に改め、同条第二項中「及び特定物資納付金処理特別会計からの繰入金」を「、特定物資納付金処理特別会計からの繰入金、第三条の二に規定する資金（以下「資金」という。）からの受入金」に改める。

第三条中「並びに第四条に規定する特定物資納付金処理特別会計からの繰入金」を、「、特定物資納付金処理特別会計からの資金への繰入金」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（資金）

第三条の二　この会計においては、投資の財源の一部を補足すべき原資の確保を図るため資金を置き、一般会計からの繰入金及び資金の運用利益金をもつてこれに充てる。

2　資金は、予算の定めるところにより使用するものとする。

（資金の経理方法）

第三条の三　資金の受払は、大蔵大臣の定めるところにより、この会計の歳入歳出外として経理するものとする。

（資金の運用及び運用利益金の処理）

第三条の四　資金は、資金運用部に預託して運用することができる。

2　前項の規定により運用利益金を生じたときは、当該利益金は、資金に編入するものとする。

第四条中「特定物資納付金処理特別会計からの繰入金」の下に「、資金からの受入金」を加える。

附則中第十二項以下を一項ずつ繰り下げ、第十一項の次に次の一項を加える。

12　政府は、昭和三十一年度において、一般会計から、三百億円を限り、この会計の資金に繰り入れることができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

目次

特定多目的ダム法

（昭和三十二年三月三十一日法律第三十五号）

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　多目的ダムの建設（第四条―第十四条）
第三章　ダム使用権（第十五条―第二十八条）
第四章　多目的ダムの管理（第二十九条―第三十三条
第五章　雑則（第三十四条―第三十八条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、多目的ダムの建設及び管理に関し河川法（明治二十九年法律第七十一号）の特例を定めるとともに、ダム使用権を創設し、もつて多目的ダムの効用をすみやかに、かつ十分に発揮させることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「多目的ダム」とは、建設大臣が河川法第八条第一項の規定により自ら新築するダムで、これによる流水の貯留を利用して流水が発電、水道又は工業用水道の用（以下「特定用途」という。）に供されるものをいい、余水路、副ダムその他ダムと一体となつてその効用を全うする施設又は工作物（もつぱら特定用途に供されるものを除く。）を含むものとする。

2　この法律において「ダム使用権」とは、多目的ダムによる一定量の流水の貯留を一定の地域において確保する権利をいう。

（特定用途のための流水占用の制限）

第三条　多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を特定用途に供する者は、河川法第十八条の規定による流水の占用の許可によつて生ずる権利（以下「流水占用権」という。）を有するほか、ダム使用権を有する者（以下「ダム使用権者」という。）でなければならない。

第二章　多目的ダムの建設

（基本計画）

第四条　建設大臣は、多目的ダムを新築しようとするときは、その建設に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を作成しなければならない。

2　基本計画には、新築しようとする多目的ダムに関し、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　建設の目的
二　位置及び名称
三　規模及び型式
四　貯留量、取水量及び放流量並びに貯留量の用途別配分に関する事項
五　ダム使用権の設定予定者
六　建設に要する費用及びその負担に関する事項
七　工期
八　その他建設に関する基本的事項

3　建設大臣は、基本計画を作成し、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事及び基本計画に定められるべき、又は定められたダム使用権の設定予定者の意見をきかなければならない。この場合において、関係都道府県知事は、意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

4　建設大臣は、基本計画を作成し、変更し、又は廃止したときは、すみやかに、その旨を公示するとともに、関係行政機関の長、関係都道府県知事及びダム使用権の設定予定者に通知しなければならない。

（ダム使用権の設定予定者の要件）

第五条　ダム使用権の設定予定者は、ダム使用権の設定を申請した者で、第十五条第二項各号に掲げる要件を備え

る者でなければならない。

（ダム使用権の設定予定者の地位の承継）

第六条　相続人、合併により設立される法人その他のダム使用権の設定予定者の一般承継人は、被承継人が有していたこの法律の規定に基く地位を承継する。

（建設費の負担）

第七条　ダム使用権の設定予定者は、多目的ダムの建設に要する費用のうち、建設の目的である各用途について、多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を当該用途に供することによつて得られる効用から算定される推定の投資額及び当該用途のみに供される工作物でその効用と同等の効用を有するものの設置に要する推定の費用の額を勘案して、政令で定めるところにより算出した額の費用を負担しなければならない。

2　多目的ダムの建設に要する費用の範囲、負担金の納付の方法及び期限その他前項の負担金に関し必要な事項は、政令で定める。

第八条　多目的ダムの建設に要する費用について河川法第二十七条ただし書の規定により都道府県が負担すべき負担金の額は、その建設に要する費用の額から前条第一項の負担金及び政令で定めるその他の負担金の額を控除した額に同法第二十七条ただし書に定める都道府県の負担割合を乗じた額及びその額に対応する政令で定める利息があるときはその利息の額並びに都道府県が収納する政令で定めるその他の負担金の額を合算した額とする。

（受益者負担金）

第九条　多目的ダムの建設によつて著しく利益を受ける者がある場合において、その者が流水を政令で定める用途に供する者であるときは建設大臣、その他の者であるときは都道府県知事は、その利益を受ける限度において、多目的ダムの建設に要する費用の一部を負担させることができる。

2　前項の負担金を徴収する場合における負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収の方法については、建設大臣が負担させる場合にあつては政令で、都道府県知事が負担させる場合にあつては都道府県の条例で定める。

3　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による条例を制定し、又は改正する場合について準用する。

第十条　専用の施設を新設し、又は拡張して、新築される多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水をかんがいの用に供する者は、多目的ダムの建設に要する費用につき当該用途について第七条第一項に規定する方法と同一の方法により算出した額のうち十分の一以内で政令で定める割合の額及びその額に対応する建設期間中の利息の額を合算した額の負担金を負担しなければならない。

2　前項の負担金は、都道府県知事が徴収する。

3　前条第二項及び第三項の規定は、前項の負担金について準用する。

（負担金等の帰属）

第十一条　前二条の規定により都道府県知事が負担させ、又は徴収した負担金及びその負担金の納付義務者から徴収した延滞金は、当該都道府県に帰属する。

（建設費負担金の還付）

第十二条　ダム使用権の設定予定者のダム使用権の設定の申請が却下され、又は取り下げられたときは、その者がすでに納付した第七条第一項の負担金を還付するものとする。ただし、建設大臣は、基本計画を廃止する場合を除き、新たにダム使用権の設定予定者が定められるまでその還付を停止することができる。

（ダム使用権設定前の多目的ダムの利用）

第十三条　ダム使用権の設定予定者は、第三条の規定にかかわらず、ダム使用権の設定を受ける前に、建設大臣の許可を受けて、多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を特定用途に供することができる。

（建設の完了）

第十四条　建設大臣は、多目的ダムの建設を完了したときは、遅滞なく、その旨を公示するとともに、その多目的ダムを河川の附属物として認定するものとする。

第三章　ダム使用権

（設定の要件）

第十五条　ダム使用権は、建設大臣が、流水を特定用途に供しようとする者の申請によつて設定する。

2　建設大臣は、次の各号に掲げる要件に適合すると認めた場合でなければ、ダム使用権を設定してはならない。

一　申請人が多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を当該特定用途に供することが、河川の総合開発の目的に適合すること。

二　申請人が、流水を当該特定用途に供することについ

て、及び流水を当該特定用途に供することによつて営もうとする事業について必要な行政庁の許可、認可その他の処分を受けていること又は受ける見込が十分であること。

（設定の申請の却下）

第十六条　建設大臣は、基本計画を作成したときは、基本計画にダム使用権の設定予定者として定められた者以外の者の設定の申請を却下することができる。

2　建設大臣は、次の各号の一に該当すると認めたときは、ダム使用権の設定予定者の設定の申請を却下しなければならない。

一　ダム使用権の設定予定者が、前条第二項の要件を備えなくなつたとき。

二　第七条第一項の負担金を納付しないとき。

三　基本計画を廃止したとき。

（設定）

第十七条　建設大臣は、第十四条の規定による河川の附属物としての認定をしたときは、ただちに、ダム使用権の設定予定者にダム使用権の設定をしなければならない。

第十八条　ダム使用権の設定は、次の各号に掲げる事項を明らかにして行わなければならない。

一　設定の目的

二　ダム使用権により貯留が確保される流水の最高及び最低の水位並びに量

2　前項第二号に掲げる事項は、当該多目的ダムが十分にその効用を果すために適切なものでなければならない。

（流水の貯留が確保される地域）

第十九条　ダム使用権によつて流水の貯留が確保される地域は、前条第一項第二号に規定する流水の最高水位における水平面が土地に接する線によつて囲まれる地域とする。

（性質）

第二十条　ダム使用権は、物権とみなし、この法律に別段の定がある場合を除き、不動産に関する規定を準用する。

第二十一条　ダム使用権は、相続、法人の合併その他の一般承継、譲渡、滞納処分及び強制執行並びに一般の先取特権及び抵当権の目的となるほか、権利の目的となることができない。

（処分の制限）

第二十二条　ダム使用権は、建設大臣の許可を受けなければ、移転（相続、法人の合併その他の一般承継によるものを除く。）の目的とし、分割し、併合し、又はその設定の目的を変更することができない。

第二十三条　抵当権の設定が登録されているダム使用権については、その抵当権者の同意がなければ、分割、併合若しくは設定の目的の変更の許可を申請し、又はこれを放棄することができない。

（取消の処分等）

第二十四条　建設大臣は、ダム使用権者の有する流水占用権につき、河川法第十八条の規定による許可の全部又は一部を取り消す場合において、何人にも従前どおりの流水の占用を認めることができないときは、ダム使用権につき、これに相当する取消又は変更の処分をしなければならない。

第二十五条　建設大臣は、ダム使用権者の有する流水占用権につき、河川法第十八条の規定による許可の全部又は一部を取り消した場合において、他の者に新たに流水の占用を認めるため必要があるときは、ダム使用権者に対し、相当の期間を定めてダム使用権の全部又は一部を他の者に譲渡すべきことを命ずることができる。

2　前項の期間内にダム使用権の譲渡がされないときは、建設大臣は、ダム使用権者の有していた流水占用権の全部又は一部と同一の流水占用権につき他の者が河川法第十八条の規定による許可を受ける見込が十分であるときに限り、ダム使用権の全部又は一部につき取消の処分をすることができる。

（登録）

第二十六条　ダム使用権又はダム使用権を目的とする抵当権の設定、変更、移転、消滅及び処分の制限は、ダム使用権登録簿に登録する。

2　前項の規定による登録は、登記に代るものとする。

3　前二項に規定するもののほか、登録に関し必要な事項は、政令で定める。

（納付金）

第二十七条　ダム使用権の設定を受ける者は、第十七条の規定により設定を受ける場合を除き、多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を当該ダム使用権の設定の目的である用途に供することによつて得られる効用から算定される推定の投資額を勘案して、政令で定めるところ

により算出した額の納付金を国に納付しなければならない。

（負担金等の還付）

第二十八条　ダム使用権につき、第二十四条又は第二十五条第二項の規定による取消又は変更の処分があつたときは、国は、すでに納付された第七条第一項の負担金又は前条の納付金のうち、同条に規定する方法と同一の方法により算出した金額を還付するものとする。ただし、第十七条の規定によりダム使用権の設定を受けた者に対して還付する額は、第七条第一項の負担金の額から政令で定めるところにより算定した償却額を控除した額をこえないものとする。

2　第二十四条又は第二十五条第二項の規定による取消又は変更の処分により消滅した全部又は一部のダム使用権の上に抵当権の設定が登録されているときは、国は、その抵当権者の承諾を得た場合を除き、前項の還付金を供託しなければならない。

3　抵当権者は、前項の規定により供託された還付金に対して、その権利を行うことができる。

第四章　多目的ダムの管理

（建設大臣の管理）

第二十九条　多目的ダムで、二以上の都府県の区域にわたる河川に存するもの及び政令で定めるその他のものについては、建設大臣が、河川法第六条第一項ただし書の規定によりその管理を行う。

（操作の基本原則）

第三十条　多目的ダムの操作は、流水によつて生ずる公利を増進し、及び公害を除却し、又は軽減するとともに、ダム使用権を侵害しないように行わなければならない。

（操作規則）

第三十一条　建設大臣は、多目的ダムの操作の基本原則に従い、多目的ダムの操作規則を定めなければならない。

2　多目的ダムの操作規則に定める事項については、政令で定める。

3　建設大臣は、外目的ダムの操作規則を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、ダム使用権の設定予定者又はダム使用権者の意見をきかなければならない。

（放流に関する通知等）

第三十二条　建設大臣又は多目的ダムを管理する都道府県知事は、多目的ダムによつて貯留された流水を放流することによつて流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによつて生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、関係市町村長及び関係警察署長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

（管理費用の負担）

第三十三条　多目的ダムの維持、修繕その他の管理に要する費用は、河川法第二十四条第一項又は第二十七条の規定にかかわらず、都道府県知事がその多目的ダムを管理するときは当該都道府県及びダム使用権者、建設大臣がその多目的ダムを管理するときは国及びダム使用権者が負担するものとし、国が負担する費用のうち二分の一は、その多目的ダムの存する都道府県が負担するものとする。

2　前項の規定は、流水占用権を有しないダム使用権者については、適用しない。

3　前二項に定めるもののほか、第一項の規定による費用の負担の割合その他その負担に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章　雑則

（建設大臣の権限）

第三十四条　基本計画の作成の公示があつた後は、次の各号に掲げる処分は、河川法の規定にかかわらず、建設大臣が行う。ただし、基本計画の廃止の公示があつた後は、この限りでない。

一　多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を特定用途に供するため、又は多目的ダムによる流水の貯留量を増加させ、若しくは多目的ダムによつて貯留される流水とあわせて他の流水を同一の特定用途に供するため必要な工作物の新築、改築若しくは除却又は河川の敷地若しくは流水の占用に関する河川法第十七条から第十九条まで又は第二十一条の規定による許可

二　前号の許可（基本計画の作成の公示前にされた許可を含む。）を受けた者に対する河川法第二十条又は第二十二条の規定による許可の取消その他の処分

三　河川法第十七条から第十九条までの規定による許可のうち第一号の許可（基本計画の作成の公示前にされた許可を含む。）以外の許可を受けた者に対する同法第

二十条の規定による許可の取消その他の処分で、多目的ダムを建設し、又は第一号の許可を与えるため必要なもの

四　河川法第五条の規定によつて同法の規定が準用される水流、水面又は河川についての前各号の処分に相当する処分

2　建設大臣は、前項各号の処分をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

（特別の納付金）

第三十五条　第十三条の規定による許可を受けたダム使用権の設定予定者又はダム使用権者で、三月三十一日現在において多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を発電の用に供している者は、翌年の六月三十日までに、国又は都道府県が当該多目的ダムに関し国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）第二十一条の二の規定により地方公共団体に交付する交付金に相当する額の納付金を、国又は都道府県に納付しなければならない。

（強制徴収）

第三十六条　第七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項の負担金、第三十三条第一項のダム使用権者の負担金又は第二十七条若しくは前条の納付金（以下この条において「負担金等」という。）を納付しない者があるときは、建設大臣又は都道府県知事は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2　前項の場合においては、建設大臣又は都道府県知事は、建設省令で定めるところにより、延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金は、百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した額をこえない範囲内で定めなければならない。

3　第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、建設大臣又は都道府県知事は、国税滞納処分の例により前二項に規定する負担金等及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金等及び延滞金の先取特権は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四号に規定する地方団体の徴収金以外の都道府県の徴収金と同順位とする。

4　延滞金は、負担金等に先だつものとする。

5　負担金等及び延滞金を徴収する権利は、五年間行わないときは、時効により消滅する。

（訴願）

第三十七条　次の各号に掲げる処分について不服のある者は、処分のあつた日から三十日以内に、建設大臣に訴願をすることができる。

一　第十六条の規定によるダム使用権の設定の申請の却下

二　第二十二条の規定によるダム使用権の移転、分割、併合又は設定の目的の変更の許可の申請の却下

三　第二十四条の規定によるダム使用権の取消又は変更の処分

四　第二十五条第一項の規定によるダム使用権の譲渡の命令

五　第二十五条第二項の規定によるダム使用権の取消の処分

六　第七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項の負担金、第三十三条第一項のダム使用権者の負担金又は第二十七条若しくは第三十五条の納付金の決定

（政令への委任）

第三十八条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

（建設中又は既設のダムに関する経過措置）

2　この法律の施行の際、現に建設大臣と流水を特定用途に供しようとし、又は供している者とが共同して建設し、又は設置しているダム（余水路、副ダムその他ダムと一体となつてその効用を全うする施設又は工作物で、もつぱら特定用途に供されるもの以外のものを含む。以下同じ。）は、その者の持分が国に帰属した時において、多目的ダムとなるものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

3　この法律の施行の際、現に建設大臣が建設しているダムで政令で定めるものについては、第十条の規定は、適用しない。

（登録税法の一部改正）

4　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条ノ三の次に次の一条を加える。

第十五条ノ四　ダム使用権ニ関シダム使用権登録簿ニ登録ヲ受クルトキハ左ノ区別ニ従ヒ登録税ヲ納ムベシ

一　設定　　ダム使用権価格　千分ノ一

二　取得

相続　　ダム使用権価格　千分ノ一

相続以外ノ原因ニ因ル取得　　ダム使用権価格　千分ノ五

三　抵当権ノ取得　　債権金額　千分ノ六・五

四　信託ノ登録　　ダム使用権価格　千分ノ一

五　滞納処分以外ノ原因ニ因ルダム使用権又ハ抵当権ノ処分ノ制限　　債権金額　千分ノ五

六　抹消シタル登録ノ回復　　毎一件　六十円

七　仮登録　　毎一件　六十円

八　附記登録　　毎一件　三十円

九　登録ノ更正、変更又ハ抹消　　毎一件　三十円

（河川法の一部改正）

5

河川法の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

主務大臣ハ前項但書ノ規定ニ依リ地方行政庁ニ代テ政

令ヲ以テ定ムル流水ノ占用ニ関スル第十七条乃至第二十一条ノ処分ヲナサムトスルトキハ関係行政機関ノ長ニ協議スベシ

第二十七条中「第六条但書」を「第六条第一項但書」に改める。

第四十九条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「此ノ法律ニ規定シタル事項」の上に「第三項ニ規定シタルモノノ外」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

地方行政庁ハ政令ヲ以テ定ムル流水ノ占用ニ関スル第十七条乃至第二十一条ノ規定ニ依ル処分ヲナサムトスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第六条第二項ノ規定ハ主務大臣ガ前項ノ規定ニ依リ認可ヲナサムトスルトキニ之ヲ準用ス

（工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号）の一部改正）

6

工場抵当法の一部を次のように改正する。

第十一条に次の一号を加える。

六　ダム使用権

第二十三条第四項中「工業所有権又ハ自動車」を「工業所有権、自動車又ハダム使用権」に、「特許庁又ハ管轄陸運局長」を「特許庁、管轄陸運局長又ハ建設大臣」に改める。

第二十八条第二項及び第三項中「特許庁又ハ陸運局長」を「特許庁、陸運局長又ハ建設大臣」に改める。

第四十四条第四項中「工業所有権若ハ自動車」を「工業所有権、自動車若ハダム使用権」に、「特許庁又ハ陸運局長」を「特許庁、陸運局長又ハ建設大臣」に改める。

第四十七条中「工業所有権又ハ自動車」を「工業所有権、自動車又ハダム使用権」に、「特許庁又ハ管轄陸運局長」を「特許庁、管轄陸運局長又ハ建設大臣」に改める。

（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正）

7

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（発電の用に供する多目的ダムに係る市町村交付金等）

第二十一条の二　特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第二条第一項に規定する多目的ダムで、

当該多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水が発電の用に供されているものについては、当該多目的ダムを、建設大臣が管理する場合（同法第十七条の規定によるダム使用権の設定前の場合を含む。）にあつては国が、都道府県知事が管理する場合にあつては当該都道府県が所有する第二条第一項第三号に掲げる固定資産と、当該多目的ダム及び当該用途につき同法第二十七条に規定する方法と同一の方法により算出した額を国有財産台帳等に記載された当該固定資産の価格とみなして、この法律の規定（第二十条を除く。）を適用する。この場合において、当該多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を発電の用に供する者が、地方税法第三百四十八条第一項の規定により固定資産税を課することができない者以外の者であるときは、第四条第二項中「課税標準となるべき額の十分の五の額」とあるのは、「課税標準となるべき額」とする。

8

四月一日から翌年の一月一日までの間に附則第二項の規定により多目的ダムとなつたもので、その年（一月一日に多目的ダムとなつたものについては、その前年。以下同じ。）の三月三十一日に当該ダムによる流水の貯留を

利用して流水が発電の用に供されていたものについては、その年の三月三十一日に多目的ダムとなつたものとみなして、第三十五条及び前項の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の規定を適用する。この場合において、当該ダムが多目的ダムとなる前に当該ダムによる流水の貯留を利用して流水を発電の用に供する者があつたダムについて、課した、若しくは課すべき固定資産税又は交付した、若しくは交付すべき国有資産等所在市町村交付金若しくは国有資産等所在都道府県交付金があるときは、当該ダムが多目的ダムとなつた後の国有資産等所在市町村交付金及び国有資産等所在都道府県交付金並びに第三十五条の納付金の額に関して、政令で、調整のため必要な措置を定めることができる。

（建設省設置法の一部改正）

9　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第八号の次に次の一号を加える。

八の二　ダム使用権の登録に関する事務その他特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号の施行に関する事務を管理すること。

特定多目的ダム建設工事特別会計法

（昭和三十二年三月三十一日）
（法律第三十六号）

（設置）

第一条　特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する多目的ダムの建設工事及び当該工事により建設した施設で多目的ダムに属すべきものの災害復旧工事のうち国が北海道以外の地域で行うもの（以下「多目的ダム建設工事」という。）に関する経理を一般会計と区分して行うため、特別会計を設置する。

（管理）

第二条　この会計は、建設大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

（歳入及び歳出）

第三条　この会計においては、第五条の規定による一般会計からの繰入金、河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二十七条ただし書又は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第五条の規定による都府県の負担金（以下「地方負担金」という。）及びその利子、地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律（昭和二十八年法律第百十一号）第一項の規定により納付された地方債証券の償還金及び利子、法第七条第一項の規定による負担金、法第九条第一項の規定により建設大臣が徴収する受益者負担金、第十四条第一項の規定による借入金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、多目的ダム建設工事に要する費用、事務取扱費、同項の規定による借入金の償還金及び利子、法第十二条の規定による還付金並びに附属諸費をもつてその歳出とする。

（歳入及び歳出等の整理）

第四条　この会計においては、歳入及び歳出並びに資産及び負債を工事別その他の政令で定める区分（以下「工事別等の区分」という。）に従つて整理しなければならない。

（一般会計からの繰入）

第五条　多目的ダム建設工事に関する費用で国庫が負担するものの額に相当する金額は、第十四条第三項の規定により国庫が負担する費用の財源に充てられるものその他政令で定めるものの額に相当する金額を除き、予算の範囲内において、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

2　前項の規定により繰り入れる金額は、政令で定めるところにより、工事別等の区分に従つて繰り入れるものとする。

（歳入歳出予定計算書等の作成及び送付）

第六条　建設大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書、継続費要求書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書（以下「歳入歳出予定計算書等」という。）を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2　前項の歳入歳出予定計算書等には、次に掲げる書類を添附しなければならない。

一　前前年度の事業実績表、借入金の借入及び償還実績表並びに地方負担金に係る債権の発生及び回収実績表

二　前年度及び当該年度の事業計画表、借入金の借入及

び償還計画表並びに地方負担金に係る債権の発生予定及び回収計画表

三　継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額及び支出額の見込、当該年度以降の支出予定額並びに事業の全体の計画及びその進行状況等に関する調書

四　国庫債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額及び支出額の見込、当該年度以降の支出予定額並びに数会計年度にわたる事業に伴うものについてはその全体の計画及びその進行状況等に関する調書

3　前項各号の添附書類は、工事別等の区分に従つて作成するものとする。ただし、同項第二号に掲げる書類で当該年度に係るものについては、この限りでない。

（歳入歳出予算の区分）

第七条　この会計の歳入歳出予算は、その性質に従つて款及び項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

（継続費の区分）

第八条　継続費は、工事の別に従つて項に区分し、各項ごとにその総額及び年割額を示し、かつ、その必要の理由を明らかにしなければならない。

（国庫債務負担行為の区分）

第九条　国庫債務負担行為は、工事別に、その必要の理由を明らかにし、かつ、これをする年度及び債務負担の限度額を明らかにし、また、必要に応じてこれに基いて支出をすべき年度、年限又は年割額を示さなければならない。

（予算の作成及び提出）

第十条　内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2　前項の予算には、第六条第一項に規定する歳入歳出予定計算書等及び同条第二項各号に掲げる書類を添附しなければならない。この場合においては、同条第三項の規定を準用する。

（予算の配賦）

第十一条　この会計の予算でその項又は目が工事別等の区分によつていないものの配賦は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十一条第二項の規定によるほか、

工事別等の区分により行うものとする。

（収入金の使途）

第十二条　この会計の工事別等の区分に応ずる収入金は、第十四条第三項に定めるもののほか、当該区分に応ずる費用の財源に充てるものとする。この場合において、その収入金のうち当該費用の財源に充てる必要がない剰余を生じたときにおける当該剰余の処理については、政令で定める。

（予備費の使用）

第十三条　この会計の予備費は、当該年度の工事別等の区分による歳入予算の額をこえる歳入の収納済額に相当する額（当該年度において当該工事別等の区分に応じ既に使用した予備費の額に相当する額を除く。）を限度として、工事別等の区分に従つて使用することができる。

（借入金）

第十四条　この会計において、多目的ダム建設工事に関する費用のうち地方負担金の額に相当するものの財源に充てるため必要があるときは、この会計の負担において、政令で定めるところにより、工事別等の区分に従つて借入金をすることができる。

2　前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

3　地方負担金及びその利子並びに第三条に規定する地方債証券の償還金及び利子は、第一項の規定による借入金の償還金及び利子の財源に充てるものとし、当該財源に充てなお残余があるときは、その残余の額は、多目的ダム建設工事に関する費用のうち国庫が負担するものの財源に充てなければならない。

（借入限度の繰越）

第十五条　この会計において、借入金の借入について国会の議決を経た金額のうち当該年度において借入をしなかつた金額があるときは、当該金額を限度として、かつ、歳出予算の繰越額の財源として必要な金額の範囲内で、翌年度において、前条第一項の規定による借入金をすることができる。

（国庫余裕金の繰替使用）

第十六条　この会計において、支出のための支払上現金に不足があるときは、第十四条第一項及び第二項の規定により借り入れることができる金額に相当する額（既に借り入れている借入金の額に相当する額を除く。）を限度と

し、政令で定めるところにより、国庫余裕金を繰替使用することができる。

2　前項の規定による繰替金は、当該年度の歳入金をもつて償還しなければならない。

3　前項の規定による繰替金の償還の財源は、工事別等の区分に応じてした借入金をもつて充てるものとする。

（借入金の借入及び償還の事務）

第十七条　第十四条第一項の規定による借入金の借入及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行う。

（国債整理基金特別会計への繰入）

第十八条　第十四条第一項の規定による借入金の償還金及び利子の額に相当する金額は、工事別等の区分に従つて、この会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

（歳出の支出制限）

第十九条　この会計においては、工事別等の区分による歳出予算の金額を支出するには、当該区分による歳入の収納済額（国庫余裕金を繰替使用しているときは、当該繰替金の額を加算した額）をこえてはならない。

（歳入歳出決定計算書等の作成及び送付）

第二十条　建設大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分によるほか、工事別等の区分に従つて、この会計の歳入歳出決定計算書及び継続費決算報告書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。ただし、継続費決算報告書については、当該継続費に係る事業が完成した年度のほか、この限りでない。

2　前項の歳入歳出決定計算書には、工事別等の区分に従つて作成した次に掲げる書類を添附しなければならない。

一　当該年度の事業実績表

二　債務に関する計算書

三　地方負担金に係る債権の発生及び回収実績表

（歳入歳出決算の作成及び提出）

第二十一条　内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2　前項の歳入歳出決算には、前条第一項に規定する歳入歳出決定計算書及び継続費決算報告書並びに同条第二項各号に掲げる書類を添附しなければならない。

（剰余金の繰入）

第二十二条　この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余を生じたときは、当該剰余金は、工事別等の区分により、翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

（余裕金の預託）

第二十三条　この会計において、支払上現金に余裕があるときは、政令で定めるところにより、資金運用部に預託することができる。

（実施規定）

第二十四条　この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、法施行の日から施行し、昭和三十二年度の予算から適用する。

2　昭和三十二年度予算の国庫債務負担行為に関する第九条の規定の適用については、同条中「工事別に」とあるのは、「事項別」にとする。

3　この法律の施行の際河川法第八条の規定により建設大臣が直轄で施行中の次に掲げる工事に係るこの法律の施行の日以後の歳入歳出その他の経理は、第一条の規定にかかわらず、この会計において行うものとする。

一　天竜川美和ダム建設工事

二　荒川二瀬ダム建設工事

三　肱川鹿野川ダム建設工事

四　岩木川目屋ダム建設工事

五　和賀川湯田ダム建設工事

六　由良川大野ダム建設工事

七　球磨川市房ダム建設工事

八　淀川天ケ瀬ダム建設工事

4　前項に規定する工事に係る資産及び負債は、政令で定めるところにより、この法律の施行の際、この会計に帰属する。

5　附則第三項第一号から第三号までに掲げる工事が完成した場合における第二十条及び第二十一条第二項の規定によるこの会計の継続費決算報告書の作成、送付及び添附は、当該工事に係る一般会計の継続費の昭和三十一年度までの分をも含めて行うものとする。この場合においては、当該工事に係る一般会計の継続費決算報告書については、財政法第三十七条第三項、第三十九条及び第四十条第二項の規定は、適用しない。

6　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中第八号の二の次に次の一号を加える。

八の三　特定多目的ダム建設工事特別会計の経理を行うこと。

7　退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び失業保険特別会計」を「、失業保険特別会計及び特定多目的ダム建設工事特別会計」に改める。

第二条の見出し中「公団等」を「公社等」に改め、同条中「法令による公団、」を削り、「、日本電信電話公社、復興金融金庫、国民金融公庫、商船管理委員会及び閉鎖機関整理委員会」を「及び日本電信電話公社」に改め、「公団等」を「公社等」に改める。

第三条中「公団等」を「公社等」に改める。

とん税法

（昭和三十二年三月三十一日）
（法律第三十七号）

噸税法（明治三十二年法律第八十八号）の全部を改正する。

（課税物件）

第一条　外国貿易船の開港への入港には、この法律により、とん税を課する。

（定義）

第二条　この法律において「外国貿易船」とは、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第五号（定義）及び第百八条（外国とみなす地域）の規定により同法の規定の適用上外国貿易船とされるものをいい、「開港」とは、同法第二条第十一号（定義）に規定する開港をいう。

2　この法律において「純トン数」とは、船舶積量測度法（大正三年法律第三十四号）第八条（純トン数等の定義）に定める純トン数をいう。

（課税標準及び税率）

第三条　とん税は、外国貿易船の純トン数を課税標準とし、次の各号に掲げる場合について当該各号に掲げる税率により課する。

一　開港への入港ごとに納付する場合純トン数一トンまでごとに八円

二　開港ごとに一年分を一時に納付する場合純トン数一トンまでごとに二十四円

（納税義務者）

第四条　とん税は、外国貿易船の船長（船長がその職務を行うことができない場合には、船長に代つてその職務を行う者。以下同じ。）が納付しなければならない。

2　外国貿易船の運航者がとん税の納付についての事務を当該外国貿易船の船長以外の者に行わせ、又は自ら行うことについて、税関長の承認を受けた場合においては、前項の規定にかかわらず、当該船長以外の者又は運航者がとん税を納付しなければならない。

（納期及び納付の方法）

第五条　とん税は、外国貿易船が開港に入港した場合に、その出港の時まで（当該外国貿易船が入港の日から起算して五日以内に出港しない場合には、入港の日から起算して五日以内）に、政令で定めるところにより、納付しなければならない。

（納税の告知）

第六条　税関長は、とん税を徴収しようとするときは、納税義務者に対し、その納金額及び納付場所を指定して、納税の告知をしなければならない。

（非課税）

第七条　外国貿易船が開港に入港した場合において、次に掲げる場合に該当し、又はこれに準ずるやむを得ない理由があるときは、とん税を課さない。ただし、第一号又は第二号に規定する理由により入港した場合（これに準ずるやむを得ない理由がある場合を含む。）において、これらの理由に直接よらない貨物の積卸をするときは、この限りでない。

一　海難その他航行上の支障が生じたことにより入港する場合

二　検疫のみを目的として一時入港する場合

三　避難のため一時出港し、その理由の消滅後直ちに同一の開港に入港する場合

四　出港後二十四時間以内に他の開港又は不開港に寄港することなく同一の開港に入港する場合

2　前項ただし書の規定によりとん税を課する場合において、その貨物の積卸が第五条の規定による納期を経過した後に行われるときは、そのとん税は、同条の規定にか

かわらず、当該貨物の積卸前に納付しなければならない。

（積量の測度）

第八条　税関長は、とん税の徴収のため必要があると認めるときは、外国貿易船についてその積量の測度をすることができる。

（担保）

第九条　とん税の課税標準を決定するため外国貿易船について前条の規定による積量の測度をしなければならない場合において、その開港でこれをすることが困難であるとき、その他やむを得ない理由により、とん税を納付すべき外国貿易船がその納付前に出港しようとするときは、税関長の承認を受けてとん税の額に相当する担保を提供しなければならない。

2　関税法第八条第二項（納期日の指定）の規定は、前項の規定による担保の提供があつた場合におけるとん税の徴収について、同法第九条（担保の種類及び提供の手続）及び第十条（担保を提供した場合の充当又は徴収）の規定は、当該担保について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「国税徴収の例」とあるのは、「国税徴収法（同法第三十一条ノ二から第三十一条ノ四まで及び第三十一条ノ六を除く。）の例」と読み替えるものとする。

（国税徴収法の不適用）

第十条　とん税の徴収については、国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）を適用しない。

（審査の請求及び訴願）

第十一条　関税法第九十条から第九十四条まで（審査の請求及び訴願）の規定は、とん税の賦課又は徴収に関する処分について不服がある場合について準用する。

（罰則）

第十二条　偽りその他不正の行為により、とん税を免かれ、又は納付すべきとん税を納付しなかつた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前項の犯罪の実行に着手してこれを遂げない者についても、同項の例による。

3　前二項の場合においては、とん税を納付すべき者から、国税徴収法（同法第三十一条ノ二から第三十一条ノ四まで及び第三十一条ノ六を除く。）の例により、直ちにそのとん税を徴収する。

（両罰規定）

第十三条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前条第一項又は第二項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対してこれらの項の罰金刑を科する。

（犯則事件の調査及び処分）

第十四条　関税法第十一章（犯則事件の調査及び処分）の規定は、とん税に係る犯則事件の調査及び処分について準用する。この場合において、同法第百三十九条（通告処分の不履行と告発）の規定中「二十日」とあるのは、「四十八時間」と読み替えるものとする。

附　則

1　この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

2　この法律の施行前に改正前の噸税法（以下「旧法」という。）の規定によつて課した、又は課すべきであつたとん税については、この附則に特別の定があるもののほか、なお従前の例による。

3　この法律の施行前に旧法第一条第一項ただし書の規定だし書の規定により当該納付に係る外国貿易船につきその開港においてとん税を納付することを要しないこととされていた期間がこの法律の施行後にわたつているときは、当該外国貿易船に係るその納付することを要しない残存期間の一年に対する割合を当該一時納付に係るとん税の額に乗じて得た額は、当該外国貿易船が当該残存期間内にその開港に最初に入港した場合において改正後のとん税法及び特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）の規定により納付すべきとん税及び特別とん税の額から控除するものとする。この場合においては、同法第五条第二項の規定を準用する。

4　前項の場合においては、旧法第一条第一項ただし書の例によらないものとする。

5　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項の表の関税訴願審査会の項中「関税」の下に「及びとん税」を加える。

7　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条

に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「噸税法（明治三十二年法律第八十八号）」を「とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）」に改める。

第三条中「噸税法第一条第一項本文の規定」を「とん税法第三条第一号に規定する税率」に改める。

8　関税法の一部を次のように改正する。

第十七条に次の一項を加える。

2　前項の場合において、当該外国貿易船についてとん税法（昭和三十二年法律第三十七号）の規定により納付すべきとん税の額があるときは、その額が納付された後でなければ、同項の許可をしないものとする。ただし、とん税法第九条第一項（担保）の規定による担保が提供された場合は、この限りでない。

第十八条第一項中「及び前条」及び「及び出港届」を削る。

第九十五条第一項中「前条」の下に「（とん税法第十一条（審査の請求及び訴願）において準用する場合を含む。）」を加える。

第九十九条中「第十七条（出港手続）、」を削る。

第百十四条第三号中「第十七条」の下に「第一項」を加える。

9　日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「噸税法（明治三十二年法律第八十八号）」を「とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）」に改める。

第四条及び第五条中「噸税法」を「とん税法」に改める。

特別とん税法

（昭和三十二年三月三十一日法律第三十八号）

（課税目的及び課税物件）

第一条　別に法律で定めるところにより地方公共団体に財源を譲与するため、外国貿易船の開港への入港には、この法律により、特別とん税を課する。

（定義）

第二条　この法律において「外国貿易船」、「開港」又は「純トン数」とは、とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）第二条（定義）に規定する外国貿易船、開港又は純トン数をいう。

（課税標準及び税率）

第三条　特別とん税は、外国貿易船の純トン数を課税標準とし、次の各号に掲げる場合について当該各号に掲げる税率により課する。

一　開港への入港ごとに納付する場合　純トン数一トンまでごとに十円

二　開港ごとに一年分を一時に納付する場合　純トン数一トンまでごとに三十円

（納税義務者）

第四条　特別とん税は、外国貿易船の船長（船長がその職務を行うことができない場合には、船長に代つてその職務を行う者。以下同じ。）が納付しなければならない。

2　外国貿易船の運航者が特別とん税の納付についての事務を当該外国貿易船の船長以外の者に行わせ、又は自ら行うことについて、税関長の承認を受けた場合においては、前項の規定にかかわらず、当該船長以外の者又は運航者が特別とん税を納付しなければならない。

（徴収）

第五条　特別とん税は、とん税にあわせて徴収しなければならない。

2　特別とん税及びとん税の納付があつたときは、その納付に係る金額の十八分の十に相当する税額の特別とん税及び十八分の八に相当する税額のとん税の納付があつたものとする。

（とん税法の規定の準用）

第六条　とん税法第五条から第八条まで（納期及び納付の方法・納税の告知・非課税・積量の測度）、第十条（国税徴収法の不適用）及び第十一条（審査の請求及び訴願）の規定は、特別とん税について準用する。

（担保）

第七条　とん税法第九条第一項（担保の提供）の規定による担保を提供する者は、特別とん税の額に相当する担保をあわせて提供しなければならない。

2　とん税法第九条第二項（担保についての準用規定）の規定は、前項の規定により提供された担保について準用

する。

（国税徴収の例による場合の措置）

第八条　とん税法第九条第二項（担保を提供した場合の徴収等）（前条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第十二条第三項（罰則の適用があつた場合の徴収）又は第十条第三項においてその例によることとされる国税徴収法（明治三十年法律第二十一号。以下第三項において「国税徴収法」という。）第九条第三項から第十項までの規定によりとん税及び特別とん税に係る延滞加算税額を徴収すべき場合においては、同条第三項から第十項までの規定にかかわらず、滞納に係るとん税額及び特別とん税額の合算額について、同条第三項から第十項までの規定による延滞加算税額の計算に準じて計算した金額の十八分の八に相当する金額及び十八分の十に相当する金額を、それぞれ同条第三項から第十項までの規定により徴収すべきとん税に係る延滞加算税額及び特別とん税に係る延滞加算税額とする。

2　第五条第一項の規定は、前項に規定する延滞加算税額を徴収する場合について準用する。

3　国税徴収法の規定の適用がある場合において、とん税及び特別とん税に係る過誤納金があるときは、国税徴収法第三十一条ノ五の規定にかかわらず、未納のとん税及び特別とん税以外の国税又は滞納処分費に充当してはならない。

（端数計算）

第九条　特別とん税及びとん税は、国庫出納金等端数計算法（昭和二十五年法律第六十一号）の規定の適用については、一の税目の国税とみなす。

（罰則）

第十条　偽りその他不正の行為により、特別とん税を免かれ、又は納付すべき特別とん税を納付しなかつた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前項の犯罪の実行に着手してこれを遂げない者についても、同項の例による。

3　前二項の場合においては、特別とん税を納付すべき者から、国税徴収法（同法第三十一条ノ二から第三十一条ノ四まで及び第三十一条ノ六を除く。）の例により、直ちにその特別とん税を徴収する。

（両罰規定）

第十一条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前条第一項又は第二項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対してこれらの項の罰金刑を科する。

（犯則事件の調査及び処分）

第十二条　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第十一章（犯則事件の調査及び処分）の規定は、特別とん税に係る犯則事件の調査及び処分について準用する。この場合において、同法第百三十九条（通告処分の不履行と告発）の規定中「二十日」とあるのは、「四十八時間」と読み替えるものとする。

附　則

1　この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

2　証券を以てする歳入納付に関する法律（大正五年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「又ハ噸税」を「、トン税又ハ特別トン税」に改める。

3　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

特別とん税法（三八）

第四条第二十四号中「及びとん税」を「、とん税及び特別とん税」に改める。

第九条第一項第四号及び第二項中「及びとん税」を「、とん税及び特別とん税」に改める。

第十七条第一項の表の関税訴願審査会の項中「及びとん税」を「、とん税及び特別とん税」に改める。

第二十三条中「及びとん税」を「、とん税及び特別とん税」に改める。

第四十条第二項中「及びとん税」を「、とん税及び特別とん税」に改める。

4　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）」の下に「、特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）」を加える。

第三条の見出しを「（とん税等の免除）」に改め、同条中「とん税」を「とん税及び特別とん税」に改め、「とん税法第三条第一号」の下に「及び特別とん税法第三条

第一号」を加える。

第四条の見出しを「（とん税等の免除手続）」に改め、同条中「とん税」を「とん税及び特別とん税」に改める。

第十三条中「とん税及び」を「とん税及び特別とん税並びに」に改める。

5　関税法の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）」の下に「及び特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）」を加え、「とん税の額」を「とん税及び特別とん税の額」に改め、「（担保）」の下に「及び特別とん税法第七条第一項（担保）」を加える。

第九十五条第一項中「とん税法第十一条」の下に「（特別とん税法第六条において準用する場合を含む。）」を加える。

6　日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）」の下に「、特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）」を加える。

第四条中「又はとん税法」を「、とん税法又は特別とん税法」に改める。

第五条中「とん税法」の下に「、特別とん税法」を加える。

関税定率法の一部を改正する法律

（昭和三十二年三月三十一日）
（法律第三十九号）

関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号中「又はコーンスターチ」を削り、「及びとうもろこし」を「、とうもろこし、大豆及び脱脂大豆」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　コーンスターチの製造に使用するためのとうもろこし

第十三条第一項第四号中「変性糖みつ」を「なつめやしの実（干したものに限る。）及び変性糖みつ」に改める。

第十四条第三号の次に次の一号を加える。

三の二　国際連合又はその専門機関から寄贈された教育用又は宣伝用の物品

第十四条第十号中「二年」を「五年」に、「第二十条」を「第十九条の二又は第二十条」に改め、同条第十四号中「第二十条」を「第十九条の二又は第二十条」に改め、同条に次の一号を加える。

十六　養殖真珠（主として輸出されるものに限る。）で政令で定めるもの

第十五条第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二　国若しくは地方公共団体又は大蔵大臣が指定するその他の団体の開催する見本市に出品され、当該見本市の会場で見本品として無償で提供されて消費される物品。ただし、見本市の開催期間及び規模、見本品の種類その他の事情を勘案して相当と認められるものに限る。

第十五条第一項第六号中「往来する船舶」の下に「（これに準ずる遠洋漁業船その他の船舶で政令で定めるものを含む。）」を加え、同項第九号中「六月」を「一年」に改める。

第十七条第一項第八号中「興行用物品」の下に「並びに本邦に入国する映画製作者の映画撮影用の機械及び器具」を加える。

第十九条の次に次の一条を加える。

（課税原料品による製品を輸出した場合のもどし税）

第十九条の二　保税工場における保税作業について、その原料として使用する外国貨物がなくなつたこと等により、関税を納付して輸入された貨物を輸出貨物の原料品として使用することがやむを得ないと認められる場合においては、あらかじめ税関長の承認を受けて、当該輸入された貨物でその輸入のときの性質及び形状に変更を加えないものをその輸入の許可の日から三月以内に保税工場に入れ、これを原料品として製造した貨物を輸出した場合に限り、政令で定めるところにより、その関税の全部又は一部を払いもどすことができる。

2　関税法第三十三条（執務時間外の貨物の出し入れ又は取扱）、第五十四条（記帳義務）及び第五十八条（保税作業の届出）の規定は、前項の規定の適用を受けて保税工場に入れられた貨物について準用する。

第二十条の見出しを「（違約品の返送等の場合のもどし税）」に改め、同条中「輸入された貨物の」を削り、「相違するためこれ」を「相違する貨物でその輸入のときの

関税定率法の一部を改正する法律（三九）

性質及び形状に変更を加えないもの」に改め、「その輸入のときの性質及び形状に変更を加えないで」を削り、「その輸入の許可の日から三月以内にこれを保税地域に入れた場合」を「当該貨物がその輸入の許可の日から六月以内に保税地域に入れられたものである場合」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項に規定する輸入貨物を返送に代えて廃棄することがやむを得ないと認められる場合において、これをその輸入の許可の日から六月以内に保税地域に入れ、あらかじめ税関長の承認を受けて廃棄したときは、政令で定めるところにより、その関税の全部又は一部を払いもどすことができる。

同表第六百七十三号の税率の欄中「二割」を「三割」に改め、同表第六百七十八号の税率の欄中「無税」を「二割」に改め、同表第八百十二号の税率の欄中「七分五厘」を「一割」に改め、同表中

六二一	アラビアゴム、セラックその他の別号に掲げない樹脂（医薬用のものを除く。）	無税

を

六二一	アラビアゴム、セラックその他の別号に掲げない樹脂（医薬用のものを除く。）	
	一　シードラック	一割
	二　セラック	一割五分
	三　その他	無税

に改め、

六九五	薬材、化学薬、医薬及びこれらの調合品（別号に掲げるものを除く。）	二割

を

六九五	薬材、化学薬、医薬及びこれらの調合品（別号に掲げるものを除く。）	
	一　二酸化ゲルマニウム	五分
	二　その他	二割

に改め、

同表第九百二号のうち二の甲の黄麻織物の税率の欄中「一割」を「一割五分」に改め、同表中

八一三	大麻線及び黄麻線（英式番手七番をこえる単撚糸をよりあわせたもので、長さ十メートルの重量が十二グラムをこえないものに限る。）並びに大麻糸及び黄麻糸（繊糸を除く。）	七分五厘

を

八一三	大麻線及び黄麻線（英式番手七番をこえる単撚糸をよりあわせたもので、長さ十メートルの重量が十二グラムをこえないものに限る。）並びに大麻糸及び黄麻糸（繊糸を除く。）	
	一　黄麻製のもの	一割
	二　その他	七分五厘

に改め、

九〇九	メリヤス地その他のこれに類する編物（起毛したものを含む。）	
	一　絹製のもの及び絹を交えたもの	二割
	二　その他	一割五分

を

九〇九	メリヤス地その他のこれに類する編物（起毛したものを含む。）	
	一　絹製のもの及び絹を交えたもの	
	甲　合成繊維又は醋酸繊維素繊維の編物及びこれらの繊維を交えた編物	二割五分
	乙　その他	一割五分

に改める。

改め、同表第九百四十二号の税率の欄中「五分」を「一割五分」に改める。

関税定率法の一部を改正する法律（三九）

附　則

1　この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

2　この法律の施行前に改正前の関税定率法第十三条の規定により関税の免除を受けた、又は受けることができた落花生については、なお従前の例による。

3　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「又は第九号」を「、第五号の二又は第九号」に改める。

第九条の次に次の一条を加える。

（課税原料品による製品を輸出した場合の還付）

第九条の二　保税工場における保税作業について、その原料として使用する外国貨物がなくなつたこと等により、内国消費税を納付して輸入された内国消費税課税物品を輸出貨物の原料品として使用することがやむを得ないと認められる場合においては、あらかじめ税関長の承認を受けて、当該輸入された物品でその輸入のときの性質及び形状に変更を加えないものをその輸入の許可の日から三月以内に保税工場に入れ、これを原料品として製造した貨物を輸出した場合に限り、政令で定めるところにより、その内国消費税額に相当する金額を還付することができる。

2　前項に規定する物品を返送に代えて廃棄することがやむを得ないと認められる場合において、これをその輸入の許可の日から六月以内に保税地域に入れ、あらかじめ税関長の承認を受けて廃棄したときは、政令で定めるところにより、その内国消費税額に相当する金額を還付することができる。

第十条　品質又は数量等が契約の内容と相違する内国消費税課税物品でその輸入のときの性質及び形状に変更を加えないものを返送することがやむを得ない場合において、当該物品を返送のため本邦から輸出するときは、当該物品がその輸入の許可の日から六月以内に保税地域に入れられたものである場合に限り、政令で定めるところにより、その内国消費税額に相当する金額を還付することができる。

（違約品の返送等の場合の還付）

第十条を次のように改める。

関税定率法の一部を改正する法律

（昭和三十二年三月三十一日　法律第四十号）

関税定率法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「昭和三十二年三月三十一日」を「昭和三十三年三月三十一日」に、「五年」を「二年」に改める。

附則六項中「五年」を「二年」に改める。

附則第八項及び第十二項中「昭和三十二年三月三十一日」を「昭和三十三年三月三十一日」に改める。

附則第十五項中「昭和三十二年三月三十一日（大豆にあつては、昭和三十一年九月三十日以前で政令で定める日）」を「昭和三十三年三月三十一日」に改める。

附則第十六項中「昭和三十二年三月三十一日」を「昭和三十三年三月三十一日」に改める。

別表甲号中

「二一二	豆類
一のうち大豆	」

を削り、

「六九五	薬材、化学薬、医薬及びこれらの調合品（別号に掲げるものを除く。）のうち四エチル鉛

」を

附則中第十九項以下を一項ずつ繰り下げ、第十八項の次に次の一項を加える。

19　法の別表に掲げる物品のうち、別表丙号に掲げるものについて次の各号のいずれにも該当するときは、昭和三十五年三月三十一日までに輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、品目及び期間を指定して、その関税を軽減し、又は免除することができる。

一　これらの物品の需要が本邦における生産量をこえているため需給がひつ迫し、その価格が著しく上昇している場合又は著しく上昇するおそれがある場合において、これらの物品を輸入する必要があるとき。

二　輸入されるこれらの物品の法第四条第一項の課税価格にその輸入港から卸売市場に至るまでの通常の費用を加算したものが本邦の主要な生産業者の生産した同等品の本邦における卸売価格よりも引き続き高価であると認められる場合

「

六九五	薬材、化学薬、医薬及びこれらの調合品（別号に掲げるものを除く。） 二　その他のうち四エチル鉛並びに放射性元素及びその化合物	一割

」に改める。

別表乙号中

「

六九五	薬材、化学薬、医薬及びこれらの調合品（別号に掲げるものを除く。）のうちピグメントレジンカラー用のエキステンダー（ピグメントレジンカラーベースとともに輸入するものに限る。）	一割

」を

「

六七一	コールタール分りゆう物から誘導した化学的生成品及びこれと同じ成分を有するもの（医薬及び別号に掲げるものを除く。）のうち合成なめし剤（芳香族スルフォン酸又はその塩類の縮合物を主成分とするものに限る。）	一割
六九五	薬材、化学薬、医薬及びこれらの調合品（別号に掲げるものを除く。） 二　その他のうちピグメントレジンカラー用のエキステンダー（ピグメントレジンカラーベースとともに輸入するものに限る。）及び合成なめし剤（芳香族スルフォン酸又はその塩類の縮合物を主成分とするものに限る。）	一割

」に改める。

別表乙号の次に次の表を加える。

別表丙号

関税定率法別表の番号	品名
一四〇五	鉄鋼（別号に掲げる特殊鋼を除く。） 一　塊及び片のうち 甲　銑鉄 丙　鋼塊及び鋼片（シートバーを含む。） 二　棒（断面が丁形、アングル形等の形状を有するものを含む。） 三　軌条（継目板を含む。） 四　線材（巻いたものに限る。） 五　板（別表甲号に掲げるものを除く。） 七　帯 九　管（別号に掲げるものを除く。）
一四〇六	特殊鋼 一　塊、片、棒、線材、板、線及び管（ニッケル、クロム、タングスン、モリブデン、コバルト若しくはワナジウムの含有量が全重量の百分の〇・五以上のもの又は硅素若しくはマンガンの含有量が全重量の百分の一以上のものに限る。）のうち硅素鋼板

附　則

1　この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

2　改正前の関税定率法の一部を改正する法律附則第五項の規定により関税の免除を受けた機械類でこの法律の施行前に同項に規定する事業の用に供されたものについての関税の徴収については、なお従前の例による。

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律

（昭和三十二年三月三十一日　法律第四十一号）

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　健康管理（第三条―第六条）
第三章　医療（第七条―第十四条）
第四章　原子爆弾被爆者医療審議会（第十五条―第十七条）
第五章　雑則（第十八条―第二十四条）
附則

第一章　総則

（この法律の目的）

第一条　この法律は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者が今なお置かれている健康上の特別の状態にかんがみ、国が被爆者に対し健康診断及び医療を行うことにより、その健康の保持及び向上をはかることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「被爆者」とは、次の各号の一に該当する者であつて、被爆者健康手帳の交付を受けたものをいう。

一　原子爆弾が投下された際当時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内にあつた者

二　原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に前号に規定する区域のうちで政令で定める区域内にあつた者

三　前二号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあつた者

四　前三号に掲げる者が当該各号に規定する事由に該当した当時その者の胎児であつた者

第二章　健康管理

（被爆者健康手帳）

第三条　被爆者健康手帳の交付を受けようとする者は、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地とする。以下同じ。）の都道府県知事（その居住地が広島市又は長崎市であるときは、当該市の長とする。以下同じ。）に申請しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の申請に基いて審査し、申請者が前条各号の一に該当すると認めるときは、その者に被爆者健康手帳を交付するものとする。

3　被爆者健康手帳に関し必要な事項は、政令で定める。

（健康診断）

第四条　都道府県知事は、被爆者に対し、毎年、厚生省令で定めるところにより、健康診断を行うものとする。

（健康診断に関する記録）

第五条　都道府県知事は、前条の規定により健康診断を行つたときは、健康診断に関する記録を作成し、かつ、厚生省令で定める期間、これを保存するものとする。

（指導）

第六条　都道府県知事は、第四条の規定による健康診断の結果必要があると認めるときは、当該健康診断を受けた者に対して必要な指導を行うものとする。

第三章　医療

（医療の給付）

第七条　厚生大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者に対し、必要な医療の給付を行う。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の放射能に起因するものでないときは、その者の治ゆ能力が原子爆弾の放射能の影響を受けているため現に医療を要する状態にある場合に限る。

2　医療の給付の範囲は、次のとおりとする。

一　診察

二　薬剤又は治療材料の支給

三　医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術

四　病院又は診療所への収容

五　看護

六　移送

3　医療の給付は、厚生大臣が第九条第一項の規定により指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）に委

託して行うものとする。

（認定）

第八条　前条第一項の規定により医療の給付を受けようとする者は、あらかじめ、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けなければならない。

2　厚生大臣は、前項の認定を行うに当つては、原子爆弾被爆者医療審議会の意見を聞かなければならない。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因すること又は起因しないことが明らかであるときは、この限りでない。

（医療機関の指定）

第九条　厚生大臣は、その開設者の同意を得て、第七条の規定による医療を担当させる病院若しくは診療所又は薬局を指定する。

2　指定医療機関は、三十日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3　指定医療機関が次条第一項の規定に違反したとき、担当医師に変更があつたとき、その他指定医療機関に第七条の規定による医療を担当させるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、厚生大臣は、その指定を取り消すことができる。

4　厚生大臣は、前項の規定により指定を取り消す場合には、当該医療機関の開設者に対して、弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

5　厚生大臣は、医療機関の指定又は指定の取消を行うに当つては、あらかじめ原子爆弾被爆者医療審議会の意見を聞かなければならない。

（指定医療機関の義務）

第十条　指定医療機関は、厚生大臣の定めるところにより、医療を担保しなければならない。

2　指定医療機関は、医療を行うについて、厚生大臣の行う指導に従わなければならない。

（診療方針及び診療報酬）

第十一条　指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

2　前項に規定する診療方針及び診療報酬の例によることができないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生大臣が原子爆弾被爆者医療審議会の意見を聞いて定めるところによる。

（診療報酬の審査及び支払）

第十二条　厚生大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、かつ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することができる診療報酬の額を決定することができる。

2　指定医療機関は、厚生大臣が行う前項の決定に従わなければならない。

3　厚生大臣は、第一項の規定により指定医療機関が請求することのできる診療報酬の額を決定するに当つては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める審査委員会の意見を聞かなければならない。

4　国は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。

（報告の請求及び検査）

第十三条　厚生大臣は、前条第一項の審査のため必要があるときは、指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして指定医療機関についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2　指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求に応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣は、当該指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。

（医療費の支給）

第十四条　厚生大臣は、被爆者が、緊急その他やむを得ない理由により、指定医療機関以外の者から第七条第二項各号に規定する医療を受けた場合において、必要があると認めるときは、医療の給付に代えて、医療費を支給することができる。被爆者が指定医療機関から第七条第二項各号に規定する医療を受けた場合において、当該医療が緊急その他やむを得ない理由により同条第一項の規定によらないで行われたものであるときも、同様とする。

2　前項の規定によつて支給する医療費の額は、第十一条の規定により指定医療機関が請求することができる診療報酬の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額をこえることができない。

3　厚生大臣は、第一項の規定により医療費を支給するについて必要があるときは、当該医療を行つた者又はこれを使用する者に対し、その行つた医療に関し、報告若しくは診療録若しくは帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員をして質問させることができる。

第四章　原子爆弾被爆者医療審議会

（設置及び権限）

第十五条　厚生大臣の諮問に応じ、被爆者の医療等に関する重要事項を調査審議させるため、厚生省に、附属機関として、原子爆弾被爆者医療審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、被爆者の医療等に関する事項につき、関係各大臣に意見を具申することができる。

（委員）

第十六条　審議会は、委員二十人以内で組織する。

2　委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから厚生大臣が任命する。

3　学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　委員は、非常勤とする。

（政令への委任）

第十七条　この法律に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章　雑則

（非課税）

第十八条　この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課することができない。

（差押の禁止）

第十九条　この法律により金品の支給を受ける権利は、差し押えることができない。

（交付金）

第二十条　国は、政令の定めるところにより、この法律又はこの法律に基く命令の規定により都道府県知事が行う事務に要する費用を都道府県（広島市又はこの長崎市の長が行う事務に要する費用については、広島市又は長崎市とする。）に交付する。

（権限の委任）

第二十一条　この法律に定める厚生大臣の権限の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

（省令への委任）

第二十二条　この法律で政令に委任するものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

（罰則）

第二十三条　この法律による健康診断及び指導の実施の事務に従事した者が、その職務に関して知得した人の秘密を正当の理由なしに漏らしたときは、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第二十四条　第七条第二項各号に規定する医療を行つた者又はこれを使用する者が、第十四条第三項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられて、正当の理由なしにこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条同項の規定による当該職員の質問に対して正当の理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

（経過規定）

2　第二条各号の一に該当する者は、この法律の施行後三月間は、第二条の規定にかかわらず、被爆者健康手帳を受けないでも被爆者とみなす。

（厚生省設置法の一部改正）

3　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二十号の次に次の一号を加える。

二十の二　原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）の定めるところにより、医療機関を指定し、並びに医療の給付に関する必要な診療方針及び診療報酬を定めること。

第九条第三号の次に次の一号を加える。

三の二　原子爆弾被爆者の医療等に関する法律を施行すること。

第二十九条第一項の表中精神衛生審議会の項の次に次の一項を加える。

原子爆弾被爆者医療審議会	厚生大臣の諮問に応じて、原子爆弾被爆者の医療等に関する重要事項を調査審議すること。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）

4　社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正

する。

第十三項第二項中「又は未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）第二十二条第三項」を「未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）第二十二条第三項又は原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十二条第三項」に改め、「戦傷病者戦没者遺族等援護法第十九条第四項」の下に「、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第十二条第四項」を加える。

（地方税法の一部改正）

5　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四第一項ただし書中「若しくは児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）」を「、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）若しくは原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）」に、「若しくは育成医療の給付」を「、育成医療の給付若しくは医療の給付」に改める。

第七十二条の十七第一項ただし書中「若しくは児童福祉法」を「、児童福祉法若しくは原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」に、「若しくは育成医療の給付若しくは医療の給付」を「、育成医療の給付若しくは医療の給付」に改める。

健康保険法の一部を改正する法律

（昭和三十二年三月三十一日）
（法律第四十二号）

健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「被保険者ニ依リ生計ヲ維持スル者（以下被扶養者ト称ス）」を「其ノ被扶養者」に改め、同条第二項を次のように改める。

前項ノ扶養者ノ範囲ハ左ニ掲グルモノトス

一　被保険者ノ直系尊属、配偶者（届出ヲ為サザルモ事実上婚姻関係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下之ニ同ジ）及子ニシテ其ノ被保険者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ

二　被保険者ノ三親等内ノ親族ニシテ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ

三　被保険者ノ配偶者ニシテ届出ヲ為サザルモ事実上婚姻関係ト同様ノ事情ニ在ルモノノ父母及子ニシテ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ

四　前号ノ配偶者ノ死亡後ニ於ケル其ノ父母及子ニシテ引続キ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ

第三条第一項の表を次のように改め、同条第四項中「前二項ノ規定ニ依リ標準報酬ノ定マリタル被保険者ニ付」を「被保険者ガ」に、「其ノ標準報酬」を「其ノ者ノ標準報酬」に改める。

標準報酬		
等級	月額	日額
第一級	三、〇〇〇円	一〇〇円
第二級	四、〇〇〇円	一三〇円
第三級	五、〇〇〇円	一七〇円
第四級	六、〇〇〇円	二〇〇円
第五級	七、〇〇〇円	二三〇円
第六級	八、〇〇〇円	二七〇円
第七級	九、〇〇〇円	三〇〇円
第八級	一〇、〇〇〇円	三三〇円

報酬月額	
三、五〇〇円未満	
三、五〇〇円以上	四、五〇〇円未満
四、五〇〇円以上	五、五〇〇円未満
五、五〇〇円以上	六、五〇〇円未満
六、五〇〇円以上	七、五〇〇円未満
七、五〇〇円以上	八、五〇〇円未満
八、五〇〇円以上	九、五〇〇円未満
九、五〇〇円以上一一、〇〇〇円未満	

第九級	一二、〇〇〇円	四〇〇円	一一、〇〇〇円以上一三、〇〇〇円未満
第一〇級	一四、〇〇〇円	四七〇円	一三、〇〇〇円以上一五、〇〇〇円未満
第一一級	一六、〇〇〇円	五三〇円	一五、〇〇〇円以上一七、〇〇〇円未満
第一二級	一八、〇〇〇円	六〇〇円	一七、〇〇〇円以上一九、〇〇〇円未満
第一三級	二〇、〇〇〇円	六七〇円	一九、〇〇〇円以上二一、〇〇〇円未満
第一四級	二二、〇〇〇円	七三〇円	二一、〇〇〇円以上二三、〇〇〇円未満
第一五級	二四、〇〇〇円	八〇〇円	二三、〇〇〇円以上二五、〇〇〇円未満
第一六級	二六、〇〇〇円	八七〇円	二五、〇〇〇円以上二七、〇〇〇円未満
第一七級	二八、〇〇〇円	九三〇円	二七、〇〇〇円以上二九、〇〇〇円未満
第一八級	三〇、〇〇〇円	一、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上三一、〇〇〇円未満
第一九級	三三、〇〇〇円	一、一〇〇円	三一、〇〇〇円以上三四、〇〇〇円未満
第二〇級	三六、〇〇〇円	一、二〇〇円	三四、〇〇〇円以上三七、〇〇〇円未満
第二一級	三九、〇〇〇円	一、三〇〇円	三七、〇〇〇円以上四〇、〇〇〇円未満
第二二級	四二、〇〇〇円	一、四〇〇円	四〇、〇〇〇円以上四三、〇〇〇円未満
第二三級	四五、〇〇〇円	一、五〇〇円	四三、〇〇〇円以上四六、〇〇〇円未満

第二四級	四八、〇〇〇円	一、六〇〇円	四六、〇〇〇円以上五〇、〇〇〇円未満
第二五級	五二、〇〇〇円	一、七三〇円	五〇、〇〇〇円以上

第七条第二項中「第一条第二項ノ保険給付」を「被保険者ニ係ル保険給付」に改める。

第九条及び第九条ノ二を次のように改める。

第九条　厚生大臣又ハ都道府県知事ハ被保険者ノ異動及報酬、保険給付並ニ保険料ニ関シ必要アリト認ムルトキハ事業主ニ対シ文書其ノ他ノ物件ノ提出若ハ提示ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ関係者ニ対シ質問ヲ為シ若ハ事業所ニ就キ帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ為サシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル質問又ハ検査ヲ為ス場合ニ於テハ当該職員ハ其ノ身分ヲ示ス証明書ヲ携帯シ関係者ノ請求アルトキハ之ヲ提示スベシ

第一項ノ規定ニ依ル権限ハ犯罪捜査ノ為認メラレタルモノト解スルコトヲ得ズ

第九条ノ二　厚生大臣又ハ都道府県知事ハ保険給付ヲ行フニ付必要アリト認ムルトキハ医師、歯科医師、薬剤師若ハ手当ヲ行ヒタル者又ハ之ヲ使用スル者ニ対シ其ノ行ヒタル診療、薬剤ノ支給又ハ手当ニ関シ報告若ハ診療録、帳簿書類其ノ他ノ物件ノ提示ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ質問サシムルコトヲ得

厚生大臣又ハ都道府県知事ハ必要アリト認ムルトキハ療養ノ給付又ハ家族療養費ノ支給ヲ受ケタル被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ当該保険給付ニ係ル診療又ハ調剤ノ内容ニ関シ報告ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ質問ヲ為サシムルコトヲ得

前条第二項ノ規定ハ前二項ノ規定ニ依ル質問ニ付、同条第三項ノ規定ハ前二項ノ規定ニ依ル権限ニ付之ヲ準用ス

第十一条第一項に次のただし書を加える。

但シ第七十九条ノ二ノ規定ニ依リ保険料ノ徴収ヲ為ストキハ此ノ限ニ在ラズ

第十一条第二項後段を削り、同条第三項中「前項」を「第一項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前項ノ督促状ニ依リ指定スベキ期限ハ督促状ヲ発スル日ヨリ起算シテ十日以上経過シタル日ナルコトヲ要ス但シ第七十九条ノ二各号ノ事由アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十一条ノ二第一項中「保険料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徴収金ヲ納付セザルトキ」の下に「又ハ第七十九条ノ二各号（第四号ヲ除ク）ノ一ニ該当スル納付義務者納期ノ到ラザル保険料納付ノ告知ヲ受ケ保険料ヲ納付セザルトキ」を加える。

第十一条ノ三中「市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ徴収金」を「国税及地方税」に改める。

第十一条ノ四中「徴収金ニ関スル書類ノ送達ニ付テハ」を「徴収金ニ関シテハ」に、「国税徴収法第四条ノ九及第四条ノ十」を「国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第四条ノ二乃至第四条ノ五、第四条ノ九、第四条ノ十及第九条ノ二」に改める。

第十三条ノ二第一項第一号中「船員保険法」を「船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）」に改め、同項第七号を削る。

第二十条第一項中「喪失ノ日前」を「喪失ノ日ノ前日迄継続シテ」に改め、「（継続シテ保険給付ヲ受クル者ニ在リテハ其ノ給付ヲ受ケザルニ至リタル日）」を削る。

第三十八条第一項中「官吏吏員」を「当該職員」に改める。

第四十二条ノ二中「標準報酬」の上に「被保険者ノ資格、」を加える。

第四十三条に次の一項を加える。

第一項第一号乃至第四号ノ給付ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ニ掲グルモノノ中自己ノ選定スルモノニ就キ之ヲ受クルモノトス

一　都道府県知事ノ指定ヲ受ケタル病院若ハ診療所又ハ薬局（以下保険医療機関又ハ保険薬局ト称ス）

二　特定ノ保険者ノ管掌スル被保険者ノ為ノ診療又ハ調剤ヲ行フ病院若ハ診療所又ハ薬局ニシテ当該保険者ノ指定シタルモノ

三　健康保険組合タル保険者ノ開設スル病院若ハ診療所又ハ薬局

第四十三条ノ二から第四十三条ノ六までを次のように改める。

第四十三条ノ二　保険医療機関ニ於テ健康保険ノ診療ニ従事スル医師若ハ歯科医師又ハ保険薬局ニ於テ健康保険ノ調剤ニ従事スル薬剤師ハ都道府県知事ノ登録ヲ受ケタル医師若ハ歯科医師又ハ薬剤師（以上保険医又ハ保険薬剤師ト称ス）タルコトヲ要ス

第四十三条ノ三　保険医療機関又ハ保険薬局ノ指定ハ命令ノ定ムル所ニ依リ病院若ハ診療所又ハ薬局ニシテ其ノ開設者ノ申請アリタルモノニ就キ都道府県知事之ヲ行フ

都道府県知事保険医療機関又ハ保険薬局ノ指定ノ申請アリタル場合ニ於テ其ノ指定ヲ拒ムニハ地方社会保険医療協議会ノ議ニ依ルコトヲ要ス

第一項ノ指定ハ指定ノ日ヨリ起算シ三年ヲ経過シタルトキハ其ノ効力ヲ失フ

保険医療機関又ハ保険薬局ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ前項ノ規定ニ依リ其ノ指定ノ効力ヲ失フ日前六月ヨリ同日前三月迄ノ間ニ別段ノ申出ナキトキハ第一項ノ申請アリタルモノト看做ス

第四十三条ノ四　保険医療機関又ハ保険薬局ハ当該保険医療機関ニ於テ診療ニ従事スル保険医又ハ当該保険薬局ニ於テ調剤ニ従事スル保険薬剤師ヲシテ第四十三条ノ六第一項ノ規定ニ依ル命令ノ定ムル所ニ依リ診療又ハ調剤ニ当ラシムルノ外命令ノ定ムル所ニ依リ療養ノ給付ヲ担当スベシ

保険医療機関又ハ保険薬局ハ前項（第五十九条ノ二第七項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ルノ外日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）、船員保険法、国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号、他ノ法律ニ於テ準用シ又ハ例ニ依ル場合ヲ含ム）、公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）又ハ市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）（以下本法以外ノ社会保険各法ト称ス）ニ依ル療養ノ給付及被扶養者ノ療養ヲ担当スルモノトス

第四十三条ノ五　保険医又ハ保険薬剤師ノ登録ハ当該医師若ハ歯科医師又ハ薬剤師ノ申請ニ基キ都道府県知事之ヲ行フ

前項ノ申請アリタル場合ニ於テ当該医師若ハ歯科医師又ハ薬剤師ガ本法ノ規定ニ依リ保険医又ハ保険薬剤師ノ登録ヲ取消サレ二年ヲ経過セザルモノナルトキハ都道府県知事同項ノ登録ヲ拒ムコトヲ得

前二項ニ規定スルモノノ外保険医及保険薬剤師ノ登録ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十三条ノ六　保険医療機関ニ於テ診療ニ従事スル保険医又ハ保険薬局ニ於テ調剤ニ従事スル保険薬剤師ハ命令ノ定ムル所ニ依リ健康保険ノ診療又ハ調剤ニ当ルベシ

保険医療機関ニ於テ診療ニ従事スル保険医又ハ保険薬局ニ於テ調剤ニ従事スル保険薬剤師ハ前項（第五十九条ノ二第七項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ルノ外本法以外ノ社会保険各法ニ依ル診療又ハ調剤ニ当ルモノトス

第四十三条ノ六の次に次の十条を加える。

第四十三条ノ七　保険医療機関及保険薬局ハ療養ノ給付ニ関シ、保険医及保険薬剤師ハ健康保険ノ診療又ハ調剤ニ関シ厚生大臣又ハ都道府県知事ノ指導ヲ受クベシ

第四十三条ノ八　第四十三条第三項ノ規定ニ依リ保険医療機関ニ就キ給付ヲ受クル者ハ其ノ給付ヲ受クル際左ノ各号ノ区分ニ従ヒ当該各号ニ規定スル額ヲ一部負担金トシテ当該保険医療機関ニ支払フベシ

一　初診（命令ヲ以テ定ムル初診ヲ除ク）ヲ受クル際
　百円

二　第四十三条第一項第四号ノ給付ヲ受クル際
　保険医療機関毎ニ一日ニ付三十円
　前項第二号ノ一部負担金ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ関シテハ初メテ第四十三条第一項第四号ノ給付ガ行ハレタル日ヨリ起算シ一月ヲ経過シタル後ノ給付ニ付テハ之ヲ支払フコトヲ要セズ

被保険者ガ保険医療機関ニ対シ一日ニ支払フベキ一部負担金ノ額ハ第一項ノ規定ニ拘ラズ当該保険医療機関ガ其ノ日ニ当該被保険者ニ対シ為シタル総テノ給付ニ付次条第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ算定シタル額ヲ超ユルコトヲ得ズ

歯科診療及歯科診療以外ノ診療ヲ併セ行フ保険医療機関並ニ二以上ノ診療科名ヲ有スル保険医療機関ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ歯科診療及歯科診療以外ノ診療又ハ診療科名ヲ異ニスル診療ニ付夫々別個ノ保険医療機関ト看做ス

第四十三条ノ九　保険医療機関又ハ保険薬局ガ療養ノ給付ニ関シ保険者ニ請求スルコトヲ得ル費用ノ額ハ療養ニ要スル費用ノ額ヨリ一部負担金ニ相当スル額ヲ控除シタル額トス

前項ノ療養ニ要スル費用ノ額ハ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ算定スルモノトス

保険者ハ保険医療機関又ハ保険薬局トノ契約ニ依リ当該保険医療機関又ハ保険薬局ガ療養ノ給付ニ関シ請求スルコトヲ得ル費用ノ額ニ付前項ノ規定ニ依リ算定セラルル

額ノ範囲内ニ於テ別段ノ定ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テ保険者ガ健康保険組合ナルトキハ厚生大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

保険者ハ保険医療機関又ハ保険薬局ヨリ療養ノ給付ニ関スル費用ノ請求アリタルトキハ第四十三条ノ四第一項及第四十三条ノ六第一項ノ規定ニ依ル命令並ニ前二項ノ規定ニ依ル定ニ照シ之ヲ審査シタル上支払フモノトス

保険者ハ前項ノ規定ニ依ル審査及支払ニ関スル事務ヲ社会保険診療報酬支払基金ニ委託スルコトヲ得

前五項ニ定ムルモノノ外保険医療機関又ハ保険薬局ノ療養ノ給付ニ関スル費用ノ請求ニ関シテ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十三条ノ十　厚生大臣又ハ都道府県知事ハ必要アリト認ムルトキハ療養ノ給付ニ関シ保険医療機関若ハ保険薬局ニ対シ報告若ハ診療録其ノ他ノ帳簿書類ノ提出若ハ提示ヲ命ジ、保険医療機関若ハ保険薬局ノ開設者若ハ管理者、保険医、保険薬剤師其ノ他ノ従業者ニ対シテ出頭ヲ求メ又ハ当該職員ヲシテ関係者ニ対シ質問ヲ為シ若ハ保険医療機関若ハ保険薬局ニ就キ設備若ハ診療録、帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ為サシムルコトヲ得

第九条第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル質問又ハ検査ニ付、同条第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル権限ニ付之ヲ準用ス

第四十三条ノ十一　保険医療機関又ハ保険薬局ハ保険医療機関又ハ保険薬局タルコトヲ辞スルコトヲ得

保険医又ハ保険薬剤師ハ保険医又ハ保険薬剤師ノ登録ノ抹消ヲ求ムルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依リ保険医療機関若ハ保険薬局タルコトヲ辞シ又ハ保険医若ハ保険薬剤師ノ登録ノ抹消ヲ求メントスル者ハ一月以上ノ予告期間ヲ設クベシ

第四十三条ノ十二　保険医療機関又ハ保険薬局ガ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ都道府県知事其ノ指定ヲ取消スコトヲ得

一　当該保険医療機関ニ於テ診療ニ従事スル保険医又ハ当該保険薬局ニ於テ調剤ニ従事スル保険薬剤師ガ第四十三条ノ六第一項（第五十九条ノ二第七項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム次条及第四十三条ノ十四第一項ニ於テ之ニ同ジ）ノ規定ニ違反シタルトキ但シ当該違反ヲ防止スル為当該保険医療機関又ハ保険薬局ニ於テ相当ノ注意及監督ガ尽サレタルトキヲ除ク

二　前号ノ外当該保険医療機関又ハ保険薬局ガ第四十三条ノ四第一項（第五十九条ノ二第七項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム第四十三条ノ十四第一項ニ於テ之ニ同ジ）ノ規定ニ違反シタルトキ

二　療養ノ給付ニ関スル費用ノ請求又ハ第五十九条ノ二第四項ノ規定ニ依ル支払ニ関スル請求ニ付不正アリタルトキ

四　第四十三条ノ十第一項（第五十九条ノ二第七項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム本条及次条ニ於テ之ニ同ジ）ノ規定ニ依リ報告又ハ診療録其ノ他ノ帳簿書類ノ提出若ハ提示ヲ命ゼラレテ之ニ従ハズ又ハ虚偽ノ報告ヲ為シタルトキ

五　当該保険医療機関又ハ保険薬局ノ開設者又ハ従業者ガ第四十三条ノ十第一項ノ規定ニ依リ出頭ヲ求メラレテ之ニ応ゼズ、同条同項ノ規定ニ依ル質問ニ対シテ答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シ又ハ当該職員ノ同条同項ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタルトキ但シ当該保険医療機関又ハ保険薬局ノ従業者ガ之ヲ為シタル場合ニ於テ其ノ行為ヲ防止スル為当該保険医療機関又ハ保険薬局ニ於テ相当ノ注意及監督ガ尽サレタルトキヲ除ク

六　本法以外ノ社会保険各法ニ依ル療養ノ給付又ハ被扶養者ノ療養ニ関シ前各号ノ一ニ相当スル事由アリタルトキ

第四十三条ノ十三　保険医又ハ保険薬剤師ガ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ都道府県知事其ノ登録ヲ取消スコトヲ得

一　第四十三条ノ六第一項ノ規定ニ違反シタルトキ

二　第四十三条ノ十第一項ノ規定ニ依リ出頭ヲ求メラレテ之ニ応ゼズ、同条同項ノ規定ニ依ル質問ニ対シテ答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シ又ハ当該職員ノ同条同項ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタルトキ

三　本法以外ノ社会保険各法ニ依ル診療又ハ調剤ニ関シ前各号ノ一ニ相当スル事由アリタルトキ

第四十三条ノ十四　厚生大臣第四十三条ノ四第一項若ハ第四十三条ノ六第一項ノ規定ニ依ル命令、第四十三条ノ九第二項ノ規定ニ依ル定又ハ第四十三条ノ七ノ規定ニ依ル指導ニ関スル大綱ヲ定メントスルトキハ中央社会保険医療協議会ニ諮問スルモノトス

都道府県知事保険医療機関若ハ保険薬局ヲ指定シ若ハ其ノ指定ヲ取消シ又ハ保険医若ハ保険薬剤師ノ登録ヲ取消サントスルトキハ地方社会保険医療協議会ニ諮問スルモノトス

第四十三条ノ十五　都道府県知事保険医療機関若ハ保険薬局ノ指定ヲ拒ミ若ハ其ノ指定ヲ取消シ又ハ保険医若ハ保険薬剤師ノ登録ヲ取消サントスルトキハ当該医療機関若ハ薬局ノ開設者又ハ当該保険医若ハ保険薬剤師ニ対シ弁明ノ機会ヲ与フルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ予メ書面ヲ以テ弁明ヲ為スベキ日時、場所及其ノ事由ヲ通知スベシ

第四十三条ノ十六　第四十三条第三項第二号及第三号ニ掲グル病院若ハ診療所又ハ薬局ニ於テ行ハルル療養ノ給付及健康保険ノ診療又ハ調剤ニ関スル準則ニ付テハ第四十三条ノ四第一項及第四十三条ノ六第一項ノ規定ニ依ル命令ノ例ニ依ル

第四十三条第三項第二号ニ掲グル病院又ハ診療所ニ就キ療養ノ給付ヲ受クル者ハ其ノ給付ヲ受クル際第四十三条ノ八ノ規定ノ例ニ依リ当該病院又ハ診療所ニ一部負担金ヲ支払フベシ但シ保険者ガ健康保険組合ナル場合ニ於テハ規約ヲ以テ一部負担金ヲ減額シ又ハ之ヲ支払フコトヲ得

健康保険法の一部を改正する法律（四二）

健康保険組合ハ規約ヲ以テ第四十三条第三項第三号ニ掲グル病院又ハ診療所ニ就キ療養ノ給付ヲ受クル者ヲシテ第四十三条ノ八ニ規定スル一部負担金ノ額ノ範囲内ニ於テ一部負担金ヲ支払ハシムコトヲ得

第四十四条中「保険医及保険者ノ指定スル者以外ノ医師、歯科医師其ノ他ノ者ノ診療又ハ手当」を「第四十三条第三項各号ニ掲グル病院、診療所若ハ薬局以外ノ病院、診療所、薬局其ノ他ノ者ニ就キ診療、薬剤ノ支給若ハ手当」に改める。

第四十四条ノ二第三項中「第一項」を「前項」に、「第四十三条ノ六第二項及第三項ノ規定ヲ準用ス」を「第四十三条ノ九第一項ノ療養ニ要スル費用ノ算定ノ例ニ依ル」に改め、同項に次のただし書を加え、同条第二項を削る。

但シ其ノ額ハ現ニ療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第四十七条第二項中「継続シテ」を削る。

第五十一条第二項中「又ハ病院若ハ診療所」を削り、同項に後段として次のように加える。

分娩ニ関シ病院又ハ診療所ニ収容シタル被保険者ニ対シ

テ支給スベキ分娩費ニ付亦同ジ

第五十五条第二項中「喪失シタル日ノ前日迄」を「喪失シタル日前」を「喪失シタル日ノ前日迄」に、「六月」を「一年」に改め、同条に次の一項を加える。

前項ノ期間ニハ第十二条第一項ニ規定スル共済組合ノ組合員タリシ期間及第二十条ノ規定ニ依ル被保険者タリシ期間ハ之ヲ算入セズ

第五十七条第二項中「第五十五条第二項」を「第五十五条第二項及第三項」に改める。

第五十八条中「継続シテ」を削る。

第五十九条ノ二第一項中「保険医及保険薬剤師並ニ保険者ノ指定スル者ノ中自己ノ選定シタル者」を「第四十三条第三項各号ニ掲グル病院若ハ診療所又ハ薬局ノ中自己ノ選定スルモノ」に改め、同条第三項中「保険医若ハ保険薬剤師又ハ保険者ノ指定スル者」を「第四十三条第三項第一号又ハ第二号ニ掲グル病院若ハ診療所又ハ薬局」に、「当該保険医、保険薬剤師若ハ保険者ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者」を「当該病院若ハ診療所又ハ薬局」に改め、同条第四項中「保険医、保険薬剤師若ハ保険者ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者」を「病院若ハ診療所又ハ薬局」に改め、

同条第五項中「第四十三条ノ二第一項、第四十三条ノ六第二項及第三項」を「第四十三条ノ二、第四十三条ノ四第一項、第四十三条ノ六第一項、第四十三条ノ七、第四十三条ノ九第三項乃至第六項、第四十三条ノ十、第四十三条ノ十六第一項」に、「家族療養費ノ支給ニ」を「家族療養費ノ支給及被扶養者ノ療養ニ関シ」に改め、同条第四項の次に次の一項を加える。

被扶養者ガ第四十三条第三項第三号ニ掲グル病院若ハ診療所又ハ薬局ニ就キ療養ヲ受ケタル場合ニ於テ保険者ガ其ノ被扶養者ノ支払フベキ療養ニ要シタル費用ノ中家族療養費トシテ被保険者ニ支給スベキ額ニ相当スル額ノ支払ヲ免除シタルトキハ被保険者ニ対シ家族療養費ヲ支給シタルモノト看做ス

第五十九条ノ二第二項の次に次の一項を加える。

前項ノ療養ニ要スル費用ノ算定ニ関シテハ第四十三条ノ九第一項ノ療養ニ要スル費用ノ算定ノ例ニ依ル

第五十九条ノ四第一項中「被保険者ノ配偶者」を「被扶養者タル配偶者」に改める。

第五十九条ノ五中「日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）」を「日雇労働者健康保険法」に改め

る。

第五十九条ノ六第二項中「第五十九条ノ二第三項」を「第五十九条ノ二第三項」を「第五十九条ノ二第四項」に改める。

第六十二条第四項中「第一条第一項後段ノ保険給付」を「被扶養者ニ係ル保険給付」に改める。

第六十五条第一項中「保険者ハ」の下に「保険給付ヲ行フニ付」を加え、「保険給付ヲ受クル者ノ診断ヲ行フ」を「保険給付ヲ受クル者ニ対シ文書其ノ他ノ物件ノ提出若ハ提示ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ質問若ハ診断ヲ為サシムル」に改め、同条第二項中「診断ヲ拒ミタル者」を「命令ニ従ハズ又ハ答弁若ハ受診ヲ拒ミタル者」に改める。

第六十七条の次に次の一条を加える。

第六十七条ノ二　詐欺其ノ他不正ノ行為ニ依リ保険給付ヲ受ケタル者アルトキハ保険者ハ其ノ者ヨリ其ノ保険給付ニ要シタル費用（其ノ保険給付ガ療養ノ給付ナルトキハ一部負担金ニ相当スル額ヲ控除スルモノトス）ノ全部又ハ一部ヲ徴収スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ事業主ガ虚偽ノ報告若ハ証明ヲ為シ又ハ保険医療機関ニ於テ診療ニ従事スル保険医ガ保険者ニ

健康保険法の一部を改正する法律（四二）

提出セラルベキ診断書ニ虚偽ノ記載ヲ為シタル為其ノ保険給付ガ為サレタルモノナルトキハ保険者ハ其ノ事業主又ハ保険医ニ対シ保険給付ヲ受ケタル者ト連帯シテ同項ノ徴収金ヲ納付スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第七十条ノ二の次に次の一条を加える。

第七十条ノ三　国庫ハ第七十条ニ規定スル費用ノ外予算ノ範囲内ニ於テ政府ノ管掌スル健康保険事業ノ執行ニ要スル費用ノ一部ヲ補助ス

第八十七条を削り、第八十八条中「被保険者ヲ使用スル事業主」を「事業主」に改め、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一　其ノ使用スル者ノ異動又ハ報酬ニ関シ第八条ノ規定ニ基ク命令ニ依ル報告ヲ為サズ又ハ虚偽ノ報告ヲ為シタルトキ

二　第九条第一項ノ規定ニ依リ文書其ノ他ノ物件ノ提出又ハ提示ヲ命ゼラレテ之ニ従ハザルトキ

第八十八条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第九条第一項ノ規定ニ依ル当該職員ノ質問ニ対シテ答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シ又ハ同条同項ノ規定ニ

依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタルトキ

第八十八条ノ二を削り、第八十八条を第八十七条とし、同条の次に次の三条を加える。

第八十八条　事業主以外ノ者故ナク第九条第一項ノ規定ニ依ル当該職員ノ質問ニ対シテ答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シ又ハ同条同項ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ一万円以下ノ罰金ニ処ス

第八十八条ノ二　被保険者又ハ被保険者タリシ者第九条ノ二第二項ノ規定ニ依リ報告ヲ命ゼラレテ故ナク之ニ従ハズ又ハ同条同項ノ規定ニ依ル当該職員ノ質問ニ対シテ故ナク答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シタルトキハ一万円以下ノ罰金ニ処ス

第八十八条ノ三　事業主故ナク其ノ使用スル者ノ異動又ハ報酬ニ関スル事項以外ノ事項ニ関シ第八条ノ規定ニ基ク命令ニ依ル報告ヲ為サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ為シ、同条ノ規定ニ基ク命令ニ依ル文書ノ提示ヲ為サズ又ハ同条ノ規定ニ基ク命令ニ依ル必要ナル事務ヲ行フコトヲ怠リタルトキハ一万円以下ノ過料ニ処ス

被保険者又ハ保険給付ヲ受クベキ者故ナク第八条ノ二ノ

規定ニ基ク命令ニ依ル申出若ハ届出ヲ為サズ若ハ虚偽ノ申出若ハ届出ヲ為シ又ハ同条ノ規定ニ基ク命令ニ依ル文書ノ提出ヲ為サザルトキ亦前項ニ同ジ

医師、歯科医師、薬剤師若ハ手当ヲ行ヒタル者又ハ之ヲ使用スル者第九条ノ二第一項ノ規定ニ依リ報告若ハ診療録、帳簿書類其ノ他ノ物件ノ提示ヲ命ゼラレテ故ナク之ニ従ハズ又ハ同条同項ノ規定ニ依ル当該職員ノ質問ニ対シテ故ナク答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シタルトキ亦第一項ニ同ジ

第九十条中「第四十二条ノ二」を「第四十二条ノ三」に改める。

第九十一条中「第八十八条又ハ第八十八条ノ三」を「第八十七条」に、「各本条」を「同条」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律中健康保険法第七十条ノ三の改正規定は公布の日から、同法第三条の改正規定及び附則第三条の規定は昭和三十二年四月一日から、附則第六条、第七条及び第十条の規定は同年七月一日から、その他の規定は同年五月一日から施行する。ただし、この法律による改正後の健康保険法（以下「新法」という。）第四十三条ノ八並びに第四十三条ノ十六条第二項及び第三項の規定は、同年六月三十日までは適用しない。

（被扶養者に関する経過措置）

第二条　健康保険法第一条第二項の規定の改正により被扶養者でなくなる者であつて次の各号の一に該当するものの被扶養者としての資格については、その者が引き続き当該被保険者又は被保険者であつた者と同一の世帯に属し、もつぱらその者により生計を維持している間に限り、同条同項の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、第一号に該当する者にあつては、当該傷病手当金及びその傷病手当金の支給事由たる疾病又は負傷により発した疾病による傷病手当金以外の保険給付、第二号に該当する者にあつては、当該疾病又は負傷及びこれにより発した疾病についての家族療養費以外の保険給付については、この限りでない。

一　昭和三十二年五月一日において現に傷病手当金の支給を受け、かつ、病院又は診療所に収容されている被保険者又は被保険者であつた者によつて生計を維持している者

二　その疾病又は負傷につき昭和三十二年五月一日において現に被保険者又は被保険者であつた者が家族療養費の支給を受けている者

（標準報酬に関する経過措置）

第三条　昭和三十二年四月一日前に被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者（健康保険法第二十条の規定による被保険者の資格を有する者を除く。）のうち、昭和三十二年三月の標準報酬月額が三万六千円である者の同年四月一日から同年九月三十日までの標準報酬については、その者が同年四月一日に被保険者の資格を取得したものとみなして、新法第三条の規定を適用する。

（保険料に関する経過措置）

第四条　昭和三十二年四月以前の月に係る保険料の徴収については、なお従前の例による。ただし、新法第十一条及び第十一条ノ二の規定の適用を妨げない。

（一部負担金に関する経過措置）

第五条　昭和三十二年五月一日から同年六月三十日までの間においては新法第四十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所について療養の給付を受ける被保険者又は被保

険者であつた者は、その給付を受ける際、この法律による改正前の健康保険法（以下「旧法」という。）第四十三条ノ二第二項の規定の例により、当該病院又は診療所に一部負担金を支払わなければならない。この場合において、同条同項ただし書中「組合ノ指定スル者」とあるのは、「第四十三条第三項第二号ニ掲グル病院又ハ診療所」と読み替えるものとする。

第六条　昭和三十二年七月一日において現に病院又は診療所に収容されている者は、当該疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、新法第四十三条ノ八第一項第二号（新法第四十三条ノ十六第二項において例による場合を含む。）の規定による一部負担金を支払うことを要しない。ただし、その者が同日以後引き続き当該疾病又は負傷及びこれにより発した疾病により病院又は診療所に収容されている間に限る。

第七条　健康保険組合は、当分の間、新法第四十三条ノ八第一項の規定により一部負担金を支払つた被保険者に対し、その支払つた一部負担金に相当する額の範囲内において、規約をもつて定める額の支給を行うことができる。

（保険医及び保険薬剤師に関する経過措置）

第八条　昭和三十二年五月一日において現に旧法第四十三条ノ三第一項又は船員保険法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第四十四号）による改正前の船員保険法（以下「旧船員保険法」という。）第二十八条ノ三第一項の規定による保険医又は保険薬剤師である者は、新法第四十三条ノ五第一項の規定による保険医又は保険薬剤師の登録を受けたものとみなす。

2　昭和三十二年五月一日前に旧法第四十三条ノ三第五項又は旧船員保険法第二十八条ノ三第五項の規定により行われた保険医又は保険薬剤師の辞退の予告は、新法第四十三条ノ十一第三項の規定による保険医又は保険薬剤師の登録のまつ消の予告とみなす。

3　第一項の者であつて、昭和三十二年五月一日前に旧法第四十三条ノ四第一項又は旧船員保険法第二十八条ノ四第一項の規定による厚生大臣の定に違反したものについては、新法第四十三条ノ六第一項の規定による命令に違反したものとみなして、新法第四十三条ノ十三の規定を適用する。

4　昭和三十二年五月一日前に旧法第四十三条ノ四第三項又は旧船員保険法第二十八条ノ四第三項の規定により保険医又は保険薬剤師の指定を取り消された者については、その取消の時に新法第四十三条ノ十三の規定により保険医又は保険薬剤師の登録を取り消されたものとみなして、新法第四十三条ノ五の規定を適用する。

5　第一項の者が昭和三十二年五月一日において現に健康保険又は船員保険の診療又は調剤に従事している病院若しくは診療所又は薬局は、その者の行う診療又は調剤に関しては、昭和三十二年十月三十一日（同日前に当該病院若しくは診療所又は薬局につき新法第四十三条ノ三第一項の規定による指定が行われたときはその指定の日）までは、新法第四十三条ノ三第一項の規定による保険医療機関又は保険薬局の指定を受けたものとみなす。

（保険者の指定する者に関する経過措置）

第九条　昭和三十二年五月一日において現に保険者が旧法第四十三条ノ二第一項の規定による指定をしている者は、昭和三十二年七月三十一日までは、新法第四十三条第三項第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局に該当しないものであつても、これに該当するものとみなし、旧法によるその指定は、新法第四十三条第三項第二号の規定による規定とみなす。

（療養費に関する経過措置）

第十条　昭和三十二年七月一日前に行われた診療又は手当に係る療養費の額については、なお従前の例による。

（資格喪失後の期間に係る保険給付に関する経過措置）

第十一条　昭和三十二年五月一日において現に旧法第五十五条（旧法第五十七条第二項、第五十九条ノ二第五項及び第五十九条ノ四第三項において準用する場合を含む。）の規定により保険給付を受けている者については、新法第五十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（厚生省設置法の一部改正）

第十二条　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第五十七号中「及び船員保険」を削る。

第二十九条第一項の表中央社会保険医療協議会の項中「健康保険及び船員保険の保険医」を「健康保険の保険医療機関、保険薬局、保険医」に改める。

（社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部改正）

第十三条　社会保険審議会及び社会保険医療協議会法（昭和二十五年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

健康保険法の一部を改正する法律（四二）

第十三条第一項中「健康保険及び船員保険の保険医及び保険薬剤師（以下「保険医及び保険薬剤師」という。）を「健康保険の保険医療機関、保険薬局、保険医及び保険薬剤師」に改め、同条第二項中「保険医及び保険薬剤師並びに」を削る。

第十四条第一項第一号中「保険医及び保険薬剤師の指定及び指定の取消並びに保険医及び保険薬剤師並びに」を削り、同条第二項中「前項第一号に掲げる事項」の下に「、保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消」を加える。

（日雇労働者健康保険法の一部改正）

第十四条 日雇労働者健康保険法の一部を次のように改正する。

第十条に次の一項を加える。

5 被保険者が第一項第一号から第四号までの給付を受けようとするときは、受給資格証明書を次に掲げるもののうち自己の選定するものに提出して、そのものから受けるものとする。

一 保険医療機関又は保険局（健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。）

二 日雇労働者健康保険の被保険者のための診療又は調剤を行う病院若しくは診療所又は薬局であつて、保険者が指定したもの

第十一条及び第十二条を次のように改める。

（保険医療機関等の責務）

第十一条 保険医療機関若くは保険薬局又は保険医若しくは保険薬剤師（健康保険法第四十三条ノ二に規定する保険医若しくは保険薬剤師をいう。）が、日雇労働者健康保険の療養の給付を担当し又は日雇労働者健康保険の診療若しくは調剤にあたる場合の準則については、健康保険法第四十三条ノ四第一項及び第四十三条ノ六第一項の規定による命令の例による。

（一部負担金）

第十二条 第十条第五項の規定により保険医療機関から給付を受ける者は、初診（厚生省令で定める初診を除く。）を受ける際、五十円以下において厚生大臣の定める額を、一部負担金として、その保険医療機関に支払わなければならない。

第十三条第一項中「保険医若しくは保険薬剤師又はこれらを使用する者が、」を「保険医療機関又は保険薬局が」に改め、同条第二項中「第四十三条ノ六第二項」を「第四十三条ノ九第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 保険者は、保険医療機関又は保険薬局との契約により、その保険医療機関又は保険薬局が療養の給付に関して請求すべき額について、前項の規定により算定される額の範囲内において、別段の定をすることができる。

第十三条の次に次の二条を加える。

（健康保険法の準用）

第十三条の二 健康保険法第四十三条ノ二、第四十三条ノ七、第四十三条ノ九第四項から第六項まで及び第四十三条ノ十の規定は、この法律による療養の給付について準用する。

（保険者が指定する医療機関及び薬局）

第十三条の三 第十条第五項第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局において行われる療養の給付及び日雇労働者健康保険の診療又は調剤に関する準則については、健康保険法第四十三条ノ四第一項及び第四十三条ノ六第一項の規定による命令の例による。

2 第十二条の規定は、第十条第五項第二号に掲げる病院又は診療所から療養の給付を受ける者に準用する。

第十五条第一項中「保険医及び保険者の指定する者以外の医師、歯科医師その他の者の診療又は手当を受けた」を「第十条第五項第一号若しくは第二号に掲げる病院、診療所若しくは薬局以外の病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた」に改め、同条第二項中「保険医又は保険者の指定する者の診療を受けた」を「第十条第五項第一号又は第二号に掲げる病院、診療所又は薬局から診療又は薬剤の支給を受けた」に改める。

第十七条第一項中「保険医、保険薬剤師及び保険者の指定する者のうち自己の選定した者」を「第十条第五項第一号又は第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局のうち自己の選定するもの」に、「その者から第十条第一項各号に掲げる療養を受けた」を「そのものから療養を受けた」に改め、同条第三項中「当該保険医、保険薬剤師若しくは保険者の指定する者又はこれらを使用する者」を「当該病院若しくは診療所又は薬局」に改め、同

条第五項中「第十条第二項から第四項まで、第十三条第二項及び第十四条」を「第十条、第十一条、第十三条第二項及び第三項、第十三条の二、第十三条の三第一項並びに第十四条」に改める。

第二十五条の二第二項中「保険医が」を「保険医療機関において診療に従事する保険医が」に改める。

第三十五条中「保険料額」を「徴収金額」に、「保険料」を「徴収金」に改める。

第三十七条中「及び第四条ノ十」を「、第四条ノ十及び第九条ノ二」に改める。

第五十四条を削り、第五十五条を第五十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

第五十五条　第四十八条の規定を違反して、当該職員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一万円以下の過料に処する。

第五十六条中「前五条」を「第五十一条又は第五十二条」に改める。

（日雇労働者健康保険法の一部改正に伴う経過規定）

第十五条　附則第九条の規定は、昭和三十二年五月一日において現に日雇労働者健康保険の保険者がこの法律による改正前の日雇労働者健康保険法第十一条第一項の規定による指定をしている者について準用する。

（従前の行為に対する罰則の適用）

第十六条　昭和三十二年五月一日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

厚生年金保険法の一部を改正する法律

（昭和三十二年三月三十一日）
（法律第四十三号）

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「前二条の規定によつて標準報酬が決定された被保険者について、」を「被保険者が」に改める。

第三十七条第一項中「その年金」を「その年金（その加給年金額が計算された期間に係る部分に限る。）」に、同条第二項中「その年金を請求することができる。」を「その年金（その加給年金額が計算される期間に係る部分に限る。）を請求することができる。」に改める。

第三十八条本文中「老齢年金」を「老齢年金（第四十六条の規定によつて支給を停止されている老齢年金を除く。）」に「障害年金」を「障害年金（第四十九条第一項又は第五十四条の規定によつて支給を停止されている障害年金を除く。）」に改め、同条ただし書を削る。

第五十四条中「障害補償費の支給を受けたときは、」を「障害補償費の支給を受ける権利を取得したときは、」に改める。

第五十五条第二項を次のように改める。

2　前項の期間内に当該傷病につき健康保険の療養の給付を受けた者については、同項の規定にかかわらず、はじめて健康保険の療養の給付を受けた日から起算して三年を経過する日までの間にその傷病がなおつた場合において、そのなおつた日において、その傷病により別表第二に定める程度の廃疾の状態にある場合に、同項の障害手当金を支給する。

第五十五条に次の一項を加える。

3　第四十七条第三項の規定は、障害手当金について準用する。

第五十六条第三号中「障害補償費の支給を受けることができる者」を「障害補償費の支給を受ける権利を有する者」に改める。

第五十七条中「傷害手当金」を「障害手当金」に改める。

第六十三条第二項第二号中「妻が受給権を取得した当時」の下に「又は前号本文の規定に該当した当時」を加える。

第六十四条中「遺族補償費の支給が行われたときは、六年間、」を「遺族補償費の支給が行われるべきものであるときは、死亡の日から六年間、」に改める。

第六十五条ただし書中「妻が」の下に「受給権を取得した時から引き続き」を加える。

第七十七条第二号中「年金たる受給権」を「年金たる保険給付の受給権」に改める。

第八十六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、前条の規定により保険料を徴収するときは、この限りでない。

第八十六条第四項に次のただし書を加える。

ただし、前条各号の一に該当する場合は、この限りでない。

第八十六条第五項を次のように改める。

5　厚生大臣は、納付義務者が次の各号の一に該当する場合においては、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は納付義務者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区とする。以下同じ。）に対して、その処分を請求することができる。

一　第二項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに保険料を納付しないとき。

二　前条各号（第一号ハを除く。）の一に該当したことにより納期を繰り上げて保険料納入の告知を受けた者がその指定の期限までに保険料を納付しないとき。

第八十九条の見出しを「（国税徴収法の準用）」に改め、同条中「徴収金に関する書類の送達については、」を「徴収金に関しては、」に、「第四条ノ九及び第四条ノ十」を「第四条ノ二から第四条ノ五まで、第四条ノ九、第四条ノ十及び第九条ノ二」に改める。

附則第十六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、その者が死亡した場合において、その者の遺族が第五十八条の遺族年金の支給を受けることができるときは、この限りでない。

附則第二十二条第一項中「旧法第二十四条から第二十五条ノ二までの規定によつて計算した被保険者期間」を「旧法による被保険者であつた期間に基く被保険者期間」に改め、同条第二項中「前項の者」を「第一項の者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第七十条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

附則第二十二条の次に次の一条を加える。

（女子に対する脱退手当金の特例）

第二十二条の二　旧法による被保険者であつた期間に基く被保険者期間が五年以上の女子であつて、昭和二十九年五月一日前に被保険者の資格を喪失し、かつ、同年四月三十日において五十歳未満であるものが、被保険者となることなくして五十五歳に達したときは、その者に第六十九条の脱退手当を支給する。ただし、同条各号の一に該当する場合は、この限りでない。

別表第一廃疾の程度三級の項第八号中「又はおや指」の下に「若しくはひとさし指」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十二年五月一日から施行する。

（保険料の徴収に関する経過措置）

2　昭和三十二年四月以前の月に係る保険料の徴収については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の第八十六条第一項、第四項及び第五項の規定の適用を妨げない。

船員保険法の一部を改正する法律

（昭和三十二年三月三十一日）
（法律第四十四号）

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「被保険者ニ依リ生計ヲ維持スル者（以下被扶養者ト称ス）」を「被保険者ノ被扶養者」に改め、同条第二項を次のように改める。

船員保険法の一部を改正する法律（四四）

前項ノ被扶養者ノ範囲ハ左ニ掲グルモノトス

一　被保険者ノ直系尊属、配偶者（届出ヲ為サザルモ事実上婚姻関係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下之ニ同ジ）及子ニシテ主トシテ其ノ被保険者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ

二　被保険者ノ三親等内ノ親族ニシテ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ

三　被保険者ノ配偶者ニシテ届出ヲ為サザルモ事実上婚姻関係ト同様ノ事情ニ在ルモノ父母及子ニシテ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ

四　前号ノ配偶者ノ死亡後ニ於ケル其ノ父母及子ニシテ引続キ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ

第四条第一項の表を次のように改める。

標準報酬 等級	月額	報酬月額
第一級	五、〇〇〇円	五、五〇〇円未満
第二級	六、〇〇〇円	五、五〇〇円以上　六、五〇〇円未満
第三級	七、〇〇〇円	六、五〇〇円以上　七、五〇〇円未満
第四級	八、〇〇〇円	七、五〇〇円以上　八、五〇〇円未満
第五級	九、〇〇〇円	八、五〇〇円以上　九、五〇〇円未満
第六級	一〇、〇〇〇円	九、五〇〇円以上　一一、〇〇〇円未満
第七級	一二、〇〇〇円	一一、〇〇〇円以上　一三、〇〇〇円未満
第八級	一四、〇〇〇円	一三、〇〇〇円以上　一五、〇〇〇円未満
第九級	一六、〇〇〇円	一五、〇〇〇円以上　一七、〇〇〇円未満
第一〇級	一八、〇〇〇円	一七、〇〇〇円以上　一九、〇〇〇円未満
第一一級	二〇、〇〇〇円	一九、〇〇〇円以上　二一、〇〇〇円未満
第一二級	二二、〇〇〇円	二一、〇〇〇円以上　二三、〇〇〇円未満
第一三級	二四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円以上　二五、〇〇〇円未満
第一四級	二六、〇〇〇円	二五、〇〇〇円以上　二七、〇〇〇円未満
第一五級	二八、〇〇〇円	二七、〇〇〇円以上　二九、〇〇〇円未満
第一六級	三〇、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上　三一、五〇〇円未満
第一七級	三三、〇〇〇円	三一、五〇〇円以上　三四、五〇〇円未満
第一八級	三六、〇〇〇円	三四、五〇〇円以上

第四条第二項を次のように改める。

被保険者ノ資格ヲ取得シタル者アルトキハ都道府県知事其ノ標準報酬ヲ定ム

第四条第三項中「被保険者」の上に「歩合ニ依リ定ムル報酬ヲ除クノ外」を加え、同項の次に次の二項を加える。

報酬ガ歩合ニ依リ定メラルル被保険者ニ付歩合ニ依ル報酬ノ額ノ算出ノ基礎トナル要素ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノニ変更アリタルニ因リ当該被保険者ニ支払ハルベキ報酬ガ従前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬ニ該当セザルニ至リタル場合ニ於テハ都道府県知事ハ其ノ変更アリタル月ノ翌月（其ノ変更アリタル日ガ月ノ初日ナルトキハ其ノ月）ヨリ其ノ標準報酬ヲ改定ス

船員保険法の一部を改正する法律（四四）

報酬ガ歩合ニ依リ定メラルル被保険者ニ付テハ前項ノ規定ニ依ルノ外都道府県知事ハ厚生大臣ノ定ムル月ノ初日（以下基準日ト称ス）現在ニ依リ毎年報酬月額ヲ算定シ従前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬ニ該当セザル場合ニ於テハ基準日ノ属スル月ヨリ其ノ標準報酬ヲ改定ス但シ左ニ掲グル被保険者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一　基準日前一年以内ニ第二項ノ規定ニ依リ標準報酬ガ定メラレ又ハ基準日前一年以内ノ何レカノ月ヨリ前項ノ規定ニ依リ標準報酬ガ改定セラレタル被保険者ニシテ当該標準報酬ノ基礎ト為リタル報酬月額ガ次条第一項第五号イ又ハロニ掲グル額ヲ基準トシテ算定セラレタルモノ

二　前号ニ掲グル被保険者ト同一ノ船舶ニ乗組ム被保険者

第四条ノ二第一項第三号中「算定シ難キ場合（歩合ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ヲ除ク）ニ於テハ」に改め、同項第五号を次のように改める。

五　歩合ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ左ニ掲グル額ヲ基準トシ厚生大臣ノ定ムル方法ニ依リ算定シタル額

イ　被保険者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬額算出ノ基礎トナル要素ニ変更アリタル日若ハ基準日前一年間ニ於テ当該被保険者ガ乗組ム船舶ノ乗組員ニ対シ支払ハレタル歩合金（当該被保険者ガ漁船ニ乗組ム為使用セラルル場合ニ於テハ当該漁船ガ採捕セントスル漁獲物ト同種ノ漁獲物ノ採捕ニ従事シタル労務ノ対償トシテ支払ハレタルモノニ限ル）ノ一人歩合金配分ノ基準単位ヲ謂フ以下之ニ同ジ）当リノ額

ロ　イニ掲グル額ヲ算定シ難キトキ又ハイニ依リ算定シタル額ガ著シク不当ナルトキハ同様ノ業務ニ従事スル同様ノ船舶ニ付イノ例ニ依リ算定シタル額

ハ　被保険者ガ新タニ船舶ニ乗組ミタル際現ニ当該船舶ニ乗組ム他ノ被保険者アルトキハイ及ロニ拘ラズ現ニ乗組ム他ノ被保険者ノ報酬月額ノ算定ノ基準トナルベキ一人歩当リノ歩合金額但シ当該一人歩当リノ歩合金額ガ引続キ現ニ乗組ム他ノ被保険者ノ報酬月額ノ算定ノ基準トナルベキトキニ限ル

第八条第二項中「第一条第二項ノ保険給付」を「被扶養者ニ係ル保険給付」に改める。

第九条ノ二及び第九条ノ三を次のように改める。

第九条ノ二　行政庁ハ被保険者ノ異動及報酬、保険給付並ニ保険給付並ニ保険料ニ関シ必要アリト認ムルトキハ船舶所有者ニ対シ文書其ノ他ノ物件ノ提出若ハ提示ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ関係者ニ対シ質問ヲ為シ若ハ船舶所有者ノ事務所若ハ船舶ニ就キ帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ為サシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル質問又ハ検査ヲ為ス場合ニ於テハ当該職員ハ其ノ身分ヲ示ス証明書ヲ携帯シ関係者ノ請求アルトキハ之ヲ提示スベシ

第一項ノ規定ニ依ル権限ハ犯罪捜査ノ為認メラレタルモノト解スルコトヲ得ズ

第九条ノ三　行政庁ハ保険給付ヲ行フニ付必要アリト認ムルトキハ医師、歯科医師、薬剤師若ハ手当ヲ行ヒタル者又ハ之ヲ使用スル者ニ対シ其ノ行ヒタル診療、薬剤ノ支給又ハ手当ニ関シ報告若ハ診療録、帳簿書類其ノ他ノ物件ノ提示ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ質問ヲ為サシムルコトヲ得

行政庁ハ必要アリト認ムルトキハ療養ノ給付又ハ家族療養費ノ支給ヲ受ケタル被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ当該保険給付ニ係ル診療又ハ調剤ノ内容ニ関シ報告ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ質問ヲ為サシムルコトヲ得

前条第二項ノ規定ハ前二項ノ規定ニ依ル質問ニ付、同条第三項ノ規定ハ前二項ノ規定ニ依ル権限ニ付之ヲ準用ス

第十二条第一項に次のただし書を加える。

但シ第六十二条ノ三ノ規定ニ依リ保険料ノ徴収ヲ為ストキハ此ノ限ニ在ラズ

第十二条第二項後段を削り、同条第三項中「前項ノ督促状ニ依リ」を「第一項ノ規定ニ依リ」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前項ノ督促状ニ依リ指定スベキ期限ハ督促状ヲ発スル日ヨリ起算シテ十日以上経過シタル日ナルコトヲ要ス但シ第六十二条ノ三第一項各号ノ事由アルトキ、被保険者ノ乗組ミ若ハ乗組ムベキ船舶ニ付船舶所有者ノ変更アリタルトキ又ハ被保険者ノ乗組ミ若ハ乗組ムベキ船舶ガ滅失シ、沈没シ若ハ全ク運航ニ堪ヘザルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十二条ノ二第一項中「本法ニ依ル徴収金ヲ納付セザルトキ」の下に「又ハ第六十二条ノ三第一項各号（第三号ヲ除ク）ノ一ニ該当スル納付義務者（同条第二項ノ規定ニ依リ同条第一項ノ規定ヲ準用セラルル納付義務者ヲ含ム）納期ノ到ラザル保険料納付ノ告知ヲ受ケ保険料ヲ納付セザルトキ」を加える。

第十三条中「市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ徴収金」を「国税及地方税」に改める。

第十四条中「徴収金ニ関スル書類ノ送達ニ付テハ」を「徴収金ニ関シテハ」に、「国税徴収法第四条ノ九及第四条ノ十」を「国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第四条ノ二乃至第四条ノ五、第四条ノ九、四条ノ十及第九条ノ二」に改める。

第十六条中「船員法」を「船員法（昭和二十二年法律第百号）」に改める。

第二十条第一項中「七年六月以上十五年未満被保険者タ

リシ者（三十五歳以後ニ於ケル被保険者タリシ期間ガ十一年三月以上ナル者ヲ除ク）」を「七年六月以上被保険者タリシ者ニシテ老齢年金ノ受給資格ヲ有セザルモノ」に改める。

第二十一条第二号を次のように改める。

二　老齢年金ノ受給資格ヲ有スルニ至リタルトキ

第二十一条ノ三第一項中「同条第三項」を「同条第三項乃至第五項」に改める。

第二十五条ノ二中「保険給付ニ要シタル費用」の下に「（其ノ保険給付ガ療養ノ給付ナルトキハ一部負担金ニ相当スル額ヲ控除スルモノトス）」を加え、同条に次の一項を加える。

前項ノ規定ハ船舶所有者ガ故意又ハ重大ナル過失ニ因リ第二十一条ノ二ノ規定ニ依ル届出ヲ為サザリシ期間内ニ船舶ガ滅失シ、沈没シ若ハ其ノ存否ガ不分明ト為リ又ハ被保険者若ハ被保険者タリシ者ガ船舶航行中行方不明ト為リタルニ因リ第十一条ノ規定ニ依リ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡ガ推定セラレタル場合ニ於ケル其ノ死亡ニ付船員法ニ規定スル災害補償ニ相当スル保険給付ガ為サレタル場合ニ之ヲ準用ス

第二十五条ノ二の次に次の一条を加える。

第二十五条ノ三　詐欺其ノ他不正ノ行為ニ依リ保険給付ヲ受ケタル者アルトキハ政府ハ其ノ者ヨリ其ノ保険給付ニ要シタル費用（其ノ保険給付ガ療養ノ給付ナルトキハ一部負担金ニ相当スル額ヲ控除スルモノトス）ノ全部又ハ一部ヲ徴収スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ船舶所有者ガ虚偽ノ報告、届出若ハ証明ヲ為シ又ハ保険医療機関（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条第三項第一号ニ規定スル病院又ハ診療所ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ於テ診療ニ従事スル保険医（健康保険法第四十三条ノ二ニ規定スル保険医ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ガ政府ニ提出セラルベキ診断書ニ虚偽ノ記載ヲ為シタル為其ノ保険給付ガ為サレタルモノナルトキハ政府ハ其ノ船舶所有者又ハ保険医ニ対シ保険給付ヲ受ケタル者ト連帯シテ前項ノ徴収金ヲ納付スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第二十八条に次の三項を加える。

被保険者タリシ者ガ職務上ノ事由以外ノ事由（以下職務外ノ事由ト称ス）ニ因リ其ノ資格喪失前ニ発シタル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病ニ関シ前項ノ規定ニ依リ其ノ資格喪失後ノ期間ニ係ル療養ノ給付ヲ受クルニハ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル日前一年間ニ於テ三月以上又ハ同日前三年間ニ於テ一年以上第十七条ノ規定ニ依ル被保険者タリシコトヲ要ス但シ船員法第八十九条第二項ニ規定スル療養補償ヲ受クルコトヲ得ル場合ニ於ケル其ノ療養補償ニ相当スル療養ノ給付ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第一項第一号乃至第四号ノ給付ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ニ掲グルモノノ中自己ノ選定スルモノニ就キ之ヲ受クルモノトス

一　保険医療機関又ハ保険薬局（健康保険法第四十三条第三項第一号ニ規定スル薬局ヲ謂フ以下ニ同ジ）

二　船員保険ノ被保険者ノ為ノ診療又ハ調剤ヲ行フ病院若ハ診療所又ハ薬局ニシテ行政庁ノ指定シタルモノ

前項ノ規定ニ拘ラズ自宅以外ノ場所ニ於ケル療養ニ必要ナル宿泊及食事ノ支給ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ行政庁ノ指定シタル施設ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ之ヲ受クルモノトス

第二十八条ノ二から第二十八条ノ六までを次のように改める。

船員保険法の一部を改正する法律（四四）

第二十八条ノ二　保険医療機関若ハ保険薬局又ハ保険医若ハ保険薬剤師（健康保険法第四十三条ノ二ニ規定スル保険薬剤師ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ガ船員保険ノ療養ノ給付ヲ担当シ又ハ船員保険ノ診療若ハ調剤ニ当ル場合ノ準則ニ付テハ健康保険法第四十三条ノ四第一項及第四十三条ノ六第一項ノ規定ニ依ル命令ノ例ニ依ル

前項ノ場合ニ於テ同項ニ規定スル命令ノ例ニ依リ難キトキ又ハ依ルコトヲ適当トセザルトキノ準則ニ付テハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十八条ノ三　第二十八条第三項ノ規定ニ依リ保険医療機関ニ就キ給付ヲ受クル者ハ初診（命令ヲ以テ定ムル初診ヲ除ク）ヲ受クル際一部負担金トシテ百円ヲ当該保険医療機関ニ支払フベシ

一部負担金ノ額ハ前項ノ規定ニ拘ラズ同項ノ初診ノ日ニ当該保険医療機関ガ当該被保険者ニ対シ為シタル総テノ給付ニ付次条第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ算定シタル額ヲ超ユルコトヲ得ズ

歯科診療及歯科診療以外ノ診療ヲ併セ行フ保険医療機関並ニ二以上ノ診療科名ヲ有スル保険医療機関ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ歯科診療

及歯科診療以外ノ診療又ハ診療科名ヲ異ニスル診療ニ付夫々別個ノ保険医療機関ト看做ス

第二十八条ノ四　保険医療機関又ハ保険薬局ガ療養ノ給付ニ関シ行政庁ニ請求スルコトヲ得ル費用ノ額ハ療養ニ要スル費用ノ額ヨリ前条ニ規定スル一部負担金ニ相当スル額ヲ控除シタル額トス

前項ノ療養ニ要スル費用ノ額ノ算定ニ付テハ健康保険法第四十三条ノ九第二項ノ規定ニ依ル厚生大臣ノ定ノ例ニ依ルモノトシ之ニ依リ難キ場合又ハ依ルコトヲ適当トセザル場合ニ於ケル療養ニ要スル費用ノ額ハ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ算定スルモノトス

行政庁ハ保険医療機関又ハ保険薬局トノ契約ニ依リ当該保険医療機関又ハ保険薬局ガ療養ノ給付ニ関シ請求スルコトヲ得ル費用ノ額ニ付前項ノ規定ニ依リ算定セラルル額ノ範囲内ニ於テ別段ノ定ヲ為スコトヲ得

第二十八条ノ五　健康保険法第四十三条ノ二、第四十三条ノ七、第四十三条ノ九第四項乃至第六項、第四十三条ノ十及第四十三条ノ十四第一項ノ規定ハ本法ニ依ル療養ノ給付ニ付之ヲ準用ス

第二十八条ノ六　第二十八条第三項第二号ニ掲グル病院若ハ診療所又ハ薬局ニ於テ行ハルル療養ノ給付及診療又ハ調剤ニ関スル準則ニ付テハ健康保険法第四十三条ノ四第一項及第四十三条ノ六第一項ノ規定ニ依ル命令ノ例ニ依ルモノトシ之ニ依リ難キトキ又ハ依ルコトヲ適当トセザルトキノ準則ニ付テハ第二十八条ノ二第二項ノ規定ニ依ル命令ノ例ニ依ル

第二十八条第三項第二号ニ掲グル病院又ハ診療所ニ就キ療養ノ給付ヲ受クル者ハ其ノ給付ヲ受クル際第二十八条ノ三ノ規定ノ例ニ依リ当該病院又ハ診療所ニ一部負担金ヲ支払フベシ

第二十八条ノ六の次に次の一条を加える。

第二十八条ノ七　船舶所有者ガ開設スル病院又ハ診療所ニ就キ当該船舶所有者ニ使用セラレ又ハ使用セラレタル被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付ヲ受クル場合ニハ第二十八条ノ三及前条第二項ノ規定ニ拘ラズ一部負担金ヲ支払フコトヲ要セズ

第二十九条中「保険医及行政庁ノ指定スル者以外ノ医師、歯科医師其ノ他ノ者ノ診療」を「第二十八条第三項第一号若ハ第二号ニ掲グル病院、診療所若ハ薬局以外ノ病

院、診療所、薬局其ノ他ノ者ニ就キ診療、薬剤ノ支給」に、「都道府県知事ハ療養ノ給付ニ代ヘテ」を「療養ノ給付ニ代ヘテ」に改める。

第二十九条ノ二第一項中「療養ニ要スル費用」を「療養ニ要スル費用ヨリ第二十八条ノ三ニ規定スル一部負担金ニ相当スル額ヲ控除シタル額」に改め、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「第二十八条ノ六第二項及第三項ノ規定ヲ準用ス」を「第二十八条ノ四第一項ノ療養ニ要スル費用ノ算定ノ例ニ依ル」に改め、同項に次のただし書を加え、同条第二項を削る。

但シ其ノ額ハ現ニ療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二十九条ノ二の次に次の一条を加える。

第二十九条ノ三　船舶所有者ハ船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付及療養費ノ支給ニ関シテハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ其ノ者ガ第二十八条ノ三若ハ第二十八条ノ六第二項ノ規定ニ依リ一部負担金トシテ支払フベキ費用ヲ交付シ又ハ被保険者若ハ被保険者タリシ者ガ支払ヒタル一部負担金ノ額若ハ前条ノ規定ニ依リ控除セラレタル一部負担金ニ相当スル額ヲ

負担スベシ

前項ノ規定ニ依ル船舶所有者ノ責任ニ関シテハ船員法第八十九条ニ規定スル災害補償ト看做シ同法第九十六条及第十二章乃至第十四章ノ規定ヲ適用ス

第三十条第一項中「被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ」の下に「被保険者ノ資格喪失前ニ発シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ付」を加え、同項ただし書を削る。

第三十条第二項第三号に次のただし書を加える。

但シ第二十八条第一項第四号ノ給付ヲ行フ場合ニ於テ当該被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ被扶養者ナキトキハ一日ニ付標準報酬日額ノ百分ノ五十ニ相当スル金額トス

第三十条に次の一項を加える。

第二十八条第二項ノ規定ハ被保険者タリシ者ガ職務外ノ事由ニ因リ其ノ資格喪失前ニ発シタル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病ニ関シ第一項ノ規定ニ依リ其ノ資格喪失後ノ期間ニ係ル傷病手当金ノ支給ヲ受クル場合ニ之ヲ準用ス

第三十一条に次の一項を加える。

職務外ノ事由ニ因ル同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シ

タル疾病ニ関スル傷病手当金ノ支給ハ前項各号ニ掲グル場合ノ外其ノ支給開始後三年ヲ経過シタルトキハ之ヲ為サズ

第三十一条ノ二第一項中「保険医及保険薬剤師並ニ行政庁ノ指定スル者ノ中自己ノ選定シタル者」を「第二十八条第三項第一号又ハ第二号ニ掲グル病院若ハ診療所又ハ薬局ノ中自己ノ選定スルモノ」に、「療養ヲ受ケタルトキ」を「療養（自宅以外ノ場所ニ於ケル療養ニ必要ナル宿泊及食事ノ支給ヲ除ク）ヲ受ケタルトキ」に改め、同条第三項中「被扶養者ガ保険医若ハ保険薬剤師又ハ行政庁ノ指定スル者ニ就キ療養ヲ受ケタル場合」を「第一項及第二項ノ場合」に、「其ノ被扶養者」を「其ノ療養ヲ受ケタル者」に、「当該保険医、保険薬剤師若ハ行政庁ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者」を「当該病院若ハ診療所又ハ薬局」に、「被保険者」を「被保険者又ハ被保険者タリシ者」に改め、同条第四項中「保険医、保険薬剤師若ハ行政庁ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者」を「病院若ハ診療所又ハ薬局」に、「被保険者」を「被保険者又ハ被保険者タリシ者」に改め、同条第五項中「第二十八条」を「第二十八条第一項乃至第三項」に、「第二十八条ノ六第二項及第三項」を「第二十八条ノ四第三項、第二十八条ノ五、第二十八条ノ六第一項」に、「並ニ第三十一条第二号」を「及第三十一条第一項第二号」に、「家族療養費ノ支給ニ」を「家族療養費ノ支給及被扶養者ノ療養ニ関シ」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前項ノ療養ニ要スル費用ノ算定ニ関シテハ第二十八条ノ四第一項ノ療養ニ要スル費用ノ算定ノ例ニ依ル

第三十一条ノ二第一項の次に次の一項を加える。

被保険者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル際前項ノ療養ヲ受クル被扶養者ガ第二十八条第三項第一号又ハ第二号ニ掲グル病院若ハ診療所又ハ薬局ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ引続キ当該疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ付療養ヲ受ケタルトキハ被保険者タリシ者ニ対シ家族療養費トシテ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付之ヲ支給ス但シ其ノ療養ヲ受ケタル者ガ当該被保険者ノ資格ノ喪失ナカリセバ其ノ者ノ被扶養者タルベキ事情ガ継続スル間ニ限ル

第三十二条ノ三第二項を削る。

第三十二条ノ五を第三十二条ノ六とし、第三十二条ノ四を第三十二条ノ五とし、第三十二条ノ三の次に次の一条を加える。

第三十二条ノ四　第二十八条第二項ノ規定ハ被保険者タリシ者ガ前三条ノ規定ニ依リ其ノ資格喪失前ノ分娩ニ関シ其ノ資格喪失後ノ期間ニ係ル出産手当金若ハ育児手当金ノ支給ヲ受クル場合又ハ之ヲ使用スル者ガ当該被保険者タリシ者ノ資格喪失後ノ分娩ニ関シ分娩費、出産手当金若ハ育児手当金ノ支給ヲ受クル場合ニ之ニ之ヲ準用ス

第三十三条第一項中「被保険者ノ配偶者」を「被扶養者タル配偶者」に改め、同条に次の一項を加える。

第二十八条第二項ノ規定ハ被保険者タリシ者ガ其ノ資格喪失前ノ配偶者ノ分娩ニ関シ第二項ノ規定ニ依リ其ノ資格喪失後ノ期間ニ係ル育児手当金ノ支給ヲ受クル場合ニ之ヲ準用ス

第五十三条第一項中「第二十八条ノ二ノ規定ニ依リ行政庁ノ指定スル者」を「第二十八条第三項第二号ニ掲グル診療所ニシテ船舶内ニ在ルモノ」に、「第二十八条第一号」を「第二十八条第一項第一号」に改め、同条第三項中「第一条第一項後段ノ保険給付」を「被扶養者ニ係ル保険給付」に改める。

第五十五条中「傷病手当金」の下に「、出産手当金」を加える。

船員保険法の一部を改正する法律（四四）

第五十六条第一項中「療養ノ給付又ハ傷病手当金、出産手当金若ハ障害年金ノ支給ヲ受クル者ニ付」を「行政庁ハ保険給付ヲ行フニ付」に、「診断ヲ行フ」を「其ノ保険給付ヲ受クル者ニ対シ文書其ノ他ノ物件ノ提出若ハ提示ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ質問若ハ診断ヲ為サシムル」に改め、同条第二項中「診断ヲ受ケザル者」を「命令ニ従ハズ又ハ答弁若ハ受診ヲ拒ミタル者」に、「療養ノ給付ノ全部若ハ一部又ハ傷病手当金、出産手当金、障害年金若ハ障害手当金ノ全部若ハ一部」を「保険給付ノ全部又ハ一部」に改める。

第五十六条ノ二中「、第五十四条」を削る。

第五十七条第一項中「其ノ者ヲシテ必要ナル書類ヲ提出セシムル」を「其ノ者ニ対シ文書其ノ他ノ物件ノ提出若ハ提示ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ質問若ハ診断ヲ為サシムル」に改め、同条第二項中「前項ノ場合ニ於テ書類ヲ提出セザル者」を「正当ノ理由ナクシテ前項ノ命令ニ従ハズ又ハ答弁若ハ受診ヲ拒ミタル者」に改める。

第五十八条の次に次の一条を加える。

第五十八条ノ二　国庫ハ前条ニ規定スル費用ノ外予算ノ範囲内ニ於テ船員保険事業ノ執行ニ要スル費用（船員法ニ

規定スル災害補償ニ相当スル保険給付ニ要スル費用ヲ除ク）ノ一部ヲ補助ス

第五十九条第五項第一号中「千分ノ百六十一」を「千分ノ百六十六」に、同項第二号中「千分ノ百四十五」を「千分ノ百五十」に改める。

第六十条第一項第一号中「百六十一分ノ四十九」を「百六十六分ノ五十一五・五」に、「百六十一分ノ百十二」を「百六十六分ノ百十四・五」に、同項第二号中「百四十五分ノ四十一」を「百五十分ノ四十三・五」に、「百四十五分ノ百四」を「百五十分ノ百六・五」に改める。

第六十八条を削り、第六十九条中「被保険者ヲ使用スル船舶所有者又ハ第九条ノ規定ニ依リ主務大臣ノ指定シタル者」を「船舶所有者」に改め、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一　第二十一条ノ二ノ規定ニ違反シテ届出ヲ為サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ為シタルトキ

二　第二十一条ノ三第二項（第二十一条ノ四第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ違反シテ通知ヲ為サザルトキ

第六十九条中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三　第九条ノ二第一項ノ規定ニ依リ文書其ノ他ノ物件ノ提出又ハ提示ヲ命ゼラレテ之ニ従ハザルトキ

四　第九条ノ二第一項ノ規定ニ依ル当該職員ノ質問ニ対シテ答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シ又ハ同条同項ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタルトキ

第六十九条ノ二第一項ノ規定ニ依リ文書其ノ他ノ物件ノ提出又ハ提示ヲ命ゼラレテ之ニ従ハザルトキ

同条の次に次の三条を加える。

第六十九条　船舶所有者以外ノ者故ナク第九条ノ二第一項ノ規定ニ依ル当該職員ノ質問ニ対シテ答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シ又ハ同条同項ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ一万円以下ノ罰金ニ処ス

第六十九条ノ二　被保険者又ハ被保険者タリシ者第九条ノ三第二項ノ規定ニ依リ報告ヲ命ゼラレテ故ナク之ニ従ハズ又ハ同条同項ノ規定ニ依ル当該職員ノ質問ニ対シテ故ナク答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シタルトキハ一万円以下ノ罰金ニ処ス

第六十九条ノ三　船舶所有者又ハ第九条第一項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ指定シタル者故ナク同条同項ノ規定ニ基ク命令ニ依ル報告ヲ為サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ為シ、同条同項ノ規定ニ基ク命令ニ依ル文書ノ提示ヲ為サズ又ハ同条同項ノ規定ニ基ク命令ニ依ル必要ナル事務ヲ行フコトヲ怠リタルトキハ一万円以下ノ過料ニ処ス

被保険者又ハ保険給付ヲ受クル者故ナク第九条第三項ノ規定ニ基ク命令ニ依ル報告、申出若ハ届出ヲ為サズ若ハ虚偽ノ報告、申出若ハ届出ヲ為シ又ハ同条同項ノ規定ニ基ク命令ニ依ル文書ノ提出ヲ為サザルトキ亦前項ニ同ジ

医師、歯科医師、薬剤師若ハ手当ヲ行ヒタル者又ハ之ヲ使用スル者第九条ノ三第一項ノ規定ニ依リ報告若ハ診療録、帳簿書類其ノ他ノ物件ノ提示ヲ命ゼラレテ故ナク之ニ従ハズ又ハ同条同項ノ規定ニ依ル当該職員ノ質問ニ対シテ故ナク答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シタルトキ亦第一項ニ同ジ

第七十条中「前二条」を「第六十八条」に、「各本条」を「同条」に改める。

附則第二項中「其ノ者ニ対スル脱退手当金ノ額ハ第四十六条及第四十七条ノ規定ニ拘ラズ」を「第四十六条第一項ノ規定ニ該当セザル場合ニ於テモ其ノ者ハ同条同項ノ規定ニ該当スルモノト看做ス但シ脱退手当金ノ額ハ第四十七条ノ規定ニ拘ラズ」に改め、同項の次に次の二項を加える。

前項本文ニ規定スル者ニシテ昭和二十九年五月一日前ニ於ケル被保険者タリシ期間ガ別表第八ノ上欄ニ掲グル期間ニ該当シ且昭和十五年六月一日前十五年間ニ於テ第十七条ノ規定ニ依ル被保険者ト為ルベキ資格ヲ有スル船員トシテ船舶ニ乗組ミタル期間ガ同表ノ下欄ニ掲グル期間ニ該当スルモノニ対スル脱退手当金ノ額ハ第四十七条及前項ノ規定ニ拘ラズ被保険者タリシ全期間ノ平均標準報酬月額ニ別表第七ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル金額トス此ノ場合ニ於テ同表中「昭和二十九年五月一日以後ニ於ケル被保険者タリシ期間」トアルハ「被保険者タリシ期間」ト読替フルモノトス

第二項但書及前項ノ規定ハ第二項本文ニ規定スル者ガ第四十六条第一項ノ規定ニ該当スル場合ニ於テ其ノ者ニ支給スル脱退手当金ノ額ニ付之ヲ準用ス

別表第五上欄廃疾の程度三級の項第二号中「一眼ノ視力〇・六」を「一眼ノ視力〇・〇六」に、同表上欄廃疾の程度六級の項第八号中「長管骨」及び同表下欄第十号中「長管上骨」を「長管状骨」に、同表の備考中「別表第五」を「別表第四」に改める。

別表第六を次のように改める。

昭和二十九年五月一日前ニ於ケル被保険者タリシ期間	昭和十五年六月一日前十五年間ニ於テ第十七条ノ規定ニ依ル被保険者ト為ルベキ資格ヲ有スル船員トシテ船舶ニ乗組ミタル期間									
	五年以上六年以上	六年以上七年以上	七年以上八年以上	八年以上九年以上	九年以上十年以上	十年以上十一年以上	一年以上二年以上	二年以上三年以上	三年以上四年以上	四年以上五年以上
一年未満	一五・〇	一五・〇	一五・五	一五・五	一六・〇	一六・〇	一六・五	一七・〇	一七・〇	一八・〇
一年以上二年以上	一五・〇	一五・五	一五・五	一六・〇	一六・〇	一六・五	一七・〇	一七・〇	一八・〇	一八・〇
二年以上三年以上	三・〇月	三・〇月	三・〇月	三・〇月	三・〇月	四・五月	三・〇月	二・〇月	一・〇月	
三年以上四年以上	四・〇	四・〇	四・〇	四・〇	四・〇	五・五	六・〇	六・五		
四年以上五年以上	五・〇	五・〇	五・〇	五・〇	七・〇	七・〇	七・五			
五年以上六年以上	六・〇	六・〇	六・〇	八・〇	八・五	九・〇				
六年以上七年以上	七・〇	七・〇	九・五	一〇・〇	一〇・〇					
七年以上八年以上	八・五	一〇・五	一一・〇	一一・〇						
八年以上九年以上	一二・〇	一二・〇	一二・五							
九年以上十年以上	一三・五	一三・五								
十年以上十一年以上	一四・〇									
十一年以上十二年以上										
十二年以上十三年以上	一七・〇	一七・〇	一七・五	一七・五	一八・〇	一八・〇	一八・五	一八・五	一九・〇	一九・〇
十三年以上	一九・〇	一九・〇	一九・五	二〇・〇	二〇・〇	二〇・五	二一・〇			

別表第七中「被保険者タリシ期間」を「昭和二十九年五月一日以後ニ於ケル被保険者タリシ期間」に、

一二年以上	四・二
一三年以上	四・七
一四年以上	五・三

を

一二年以上	四・二
一三年以上	四・七
一四年以上	五・三

に改める。

別表第七の次に次の一表を加える。

別表第八

昭和二十九年五月一日前ニ於ケル被保険者タリシ期間	昭和十五年六月一日前十五年間ニ於テ第十七条ノ規定ニ依ル被保険者ト為ルベキ資格ヲ有スル船員トシテ船舶ニ乗組ミタル期間
二年以上三年未満	十二年未満
一年以上二年未満	十三年未満
一年未満	十四年未満

附　則

（施行期日）

船員保険法の一部を改正する法律（四四）

第一条　この法律中第五十八条ノ二の改正規定は公布の日から、第四条第一項の表の改正規定、第五十九条第五項の改正規定及び第六十条第一項の改正規定並びに附則第三条及び第十条の規定は昭和三十二年四月一日から、第二十八条ノ七の改正規定、第二十九条ノ三の改正規定及び附則第七条の規定は同年七月一日から、第四条第三項、第四項及び第五項の改正規定並びに第四条ノ二の改正規定は同年八月一日から、その他の規定は同年五月一日から施行する。ただし、附則第十二条の規定は、昭和二十九年五月一日から適用し、この法律による改正後の第二

十八条ノ三及び第二十八条ノ六第二項の規定は、昭和三十二年六月三十日までは適用しない。

（被扶養者に関する経過措置）

第二条　第一条第二項の規定の改正により被扶養者でなくなる者であつてその疾病又は負傷につき昭和三十二年五月一日において現に被保険者又は被保険者であつた者が家族療養費の支給を受けているものの被扶養者としての資格については、その者が引き続き当該被保険者又は被保険者であつた者と同一の世帯に属し、もつぱらその者により生計を維持している間に限り、同条同項の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該疾病又は負傷及びこれにより発した疾病についての家族療養費以外の保険給付については、この限りでない。

（標準報酬に関する経過措置）

第三条　昭和三十二年四月一日前に被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き第十七条の規定による被保険者の資格のある者のうち、同年三月の標準報酬月額が四千円である者については、同年四月からその標準報酬を改定する。

（保険料の徴収に関する経過措置）

第四条　昭和三十二年四月以前の月に係る保険料の徴収については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の第十二条及び第十二条ノ二の規定の適用を妨げない。

（第二十五条ノ二の規定による徴収金に関する経過措置）

第五条　この法律による改正後の第二十五条ノ二第二項の規定は、昭和三十二年五月一日前船舶所有者が故意又は重大な過失により第二十一条ノ二の規定による届出を行わなかつた間に船舶が滅失し、沈没し、若しくはその存否が不分明となり、又は被保険者若しくは被保険者であつた者が船舶航行中行方不明となつた場合にも適用する。ただし、昭和三十二年五月一日前に同条の規定による届出が行われ、又は第二十一条ノ五第一項の規定による確認の請求若しくは第十九条ノ二の規定による確認があつたときは、この限りでない。

（行政庁の指定する者に関する経過措置）

第六条　昭和三十二年五月一日において現に行政庁がこの法律による改正前の第二十八条ノ二の規定による指定をしている者は、同年七月三十一日までは、この法律による改正後の第二十八条第三項第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局に該当しないものであつても、これに該当するものとみなし、その指定は、同条同項同号による指定とみなす。

（療養費に関する経過措置）

第七条　昭和三十二年七月一日前に行われた診療又は手当に係る療養費の額については、なお従前の例による。

（資格喪失後の期間に係る保険給付に関する経過措置）

第八条　昭和三十二年五月一日前に被保険者の資格を喪失した者であつて、職務外の事由によりその資格喪失前に発した疾病若しくは負傷又はこれにより発した疾病につき、同日において現にその資格喪失後の期間に係る療養の給付を受けているものについては、当該疾病若しくは負傷又はこれにより発した疾病についての療養の給付に関する限り、この法律による改正後の第二十八条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　前項の規定は、昭和三十二年五月一日前に被保険者の資格を喪失した者であつて、職務外の事由によりその資格喪失前に発した疾病若しくは負傷若しくはこれにより発した疾病、その資格喪失前に発した被扶養者の疾病若しくは負傷若しくはこれにより発した疾病、その資格喪失前の分べん又はその資格喪失前の配偶者の分べんにつき、同日において現にその資格喪失後の期間に係る傷病手当金、家族療養費、出産手当金又は育児手当金の支給を受けているものについて、それぞれ傷病手当金、家族療養費、出産手当金又は育児手当金の支給に関し準用する。

3　昭和三十二年五月一日において現に航行中の船舶に乗り組んでおり、かつ、疾病にかかり又は負傷している被保険者が、同日以後当該船舶が次の港に入港すると同時に被保険者の資格を喪失した場合においては、その者に対する療養の給付及び傷病手当金の支給については、当該疾病若しくは負傷又はこれにより発した疾病に関する限り、この法律による改正後の第二十八条第二項及び第三十条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。その者が昭和三十二年五月一日において現に家族療養費又は育児手当金の支給を受けている者である場合におけるこれらの保険給付の支給についても、同様とする。

4　被保険者の資格を喪失した後昭和三十二年五月一日前に分べんした者であつて、この法律による改正後の第三十二条ノ四の要件を満たしているものに対しては、その者がこの法律による改正前の第三十二条ノ三第二項の要

件を満たしていない場合であつても、同日以後の期間に係る出産手当金及び育児手当金を支給する。

（傷病手当金に関する経過措置）

第九条　昭和三十二年五月一日において現に職務外の事由による傷病手当金の支給を受けている者については、当該傷病手当金の支給事由たる疾病若しくは負傷又はこれにより発した疾病に係る傷病手当金に関する限り、この法律による改正後の第三十条第二項第三号ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（保険料の読替）

第十条　第五十九条第一項の規定により徴収する保険料の保険料率並びに被保険者及び被保険者を使用する船舶所有者の保険料額の負担に関しては、当分の間、同条第五項第二号中「千分ノ百五十」とあるのは「千分ノ百五十二」と、第六十条第一項第一号中「百六十六分ノ五十一・五」とあるのは「百六十六分ノ五十一」と、「百六十六分ノ百十四・五」とあるのは「百六十六分ノ百十五」と、同条同項第二号中「百五十分ノ四十三・五」とあるのは「百五十二分ノ四十四」と、「百五十分ノ百六・五」とあるのは「百五十二分ノ百八」と読み替えるものとする。

（従前の行為に対する罰則の適用）

第十一条　昭和三十二年五月一日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正）

第十二条　厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「厚生年金保険法による標準報酬月額」の下に「（同法附則第六条の規定により同法によるものとみなされる標準報酬月額を含む。）」を加える。

第三十一条第三号中「船員保険の被保険者であつた期間の月数」を「船員保険の被保険者であつた期間に三分の四を乗じて得た期間の月数」に改める。

附則に次の二項を加える。

13　第十条第一項の規定により厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされる船員保険法による標準報酬月額については、厚生年金保険法附則第八条中「三千円」とあるのは、「四千円」と読み替え、第十条第二項の規定により船員保険法による標準報酬月額とみなされる厚生年金保険法による標準報酬月額については、船員保険法の一部を改正する法律（昭和三十二年三月三十一日法律第四十五号）附則第三条中「四千円」とあるのは、「三千円」と読み替えるものとする。

14　附則第九項の者に係る保険給付については、第三十一条第三号中「船員保険の被保険者であつた期間に三分の四を乗じて得た期間」とあるのは、「船員保険の被保険者であつた期間（船員保険法中改正法律（昭和二十年法律第二十四号）附則第二条第二項又は船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第百三号）附則第三条の規定により加算された期間を除く。）に三分の四を乗じて得た期間」と読み替えるものとする。

失業保険法の一部を改正する法律

（昭和三十二年三月三十一日法律第四十五号）

失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

失業保険法の一部を改正する法律（四五）

第十七条の三を次のように改める。

（失業保険金額の自動的変更）

第十七条の三　労働大臣は、労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の平均給与額（以下平均給与額という。）が、失業保険金額表の制定又は改正の基礎となつた平均給与額の百分の百二十を超え、又は百分の八十を下るに至つた場合において、その状態が継続すると認めるときは、その平均給与額の上昇し、又は低下した比率に応じて、失業保険金額表における第十七条但書に規定する額（その額が本項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下同じ。）を変更した上、失業保険金額表を改正しなければならない。

前項の規定により失業保険金額表が改正された場合において、改正の基礎となつた平均給与額が、当該平均給与額に係る月の前十二月のいずれかの月の平均給与額の百分の百二十を超え、又は百分の八十を下るものであるときは、改正の基礎となつた平均給与額に係る月前に離職した受給資格者に支給すべき失業保険金については、改正後の失業保険金額表は、これを適用しない。この場合において、労働大臣は、当該受給資格者に支給すべき

失業保険金について、中央職業安定審議会の意見を聞いて、その者の離職した日の属する月の平均給与額に対する改正の基礎となつた平均給与額の上昇又は低下の比率を考慮して、改正の基礎となつた平均給与額に係る月以後に離職した受給資格者に支給すべき失業保険金の日額と均衡を失しないように、失業保険金の日額をあらたに定めるものとする。但し、変更後の第十七条但書に規定する額を超えてはならない。

第三十五条第四項中「（特別区を含む。以下同じ。）」を「（特別区を含む。以下本条において同じ。）」に改める。

第三十八条の二ただし書中「同一事業主に雇用された者」の下に「（第三十八条の五第二項但書の認定を受けた者を除く。）」を加える。

第三十八条の三第一項第一号中「公共職業安定所の所在する市（東京都の区の存する区域を含む。）町村、又はこれに隣接する市町村であつて労働大臣が指定するものの区域」を「特別区若しくは公共職業安定所の所在する市町村の区域（労働大臣が指定する区域を除く。）又はこれらに隣接する市町村の全部又は一部の区域であつて労働大臣が指定するもの」に改め、同条に次の一項を加える。

労働大臣は、第一項の規定による指定については、中央職業安定審議会の意見を聞かなければならない。

第三十八条の五第二項に次のただし書を加える。

但し、公共職業安定所長の認可を受けた場合は、この限りでない。

第三十八条の六第二項中「同一事業主に雇用され」を「同一事業主に雇用された場合（前条第二項但書の認可を受けた場合を除く。）において」に、「前条第二項」を「前条第三項本文」に改める。

第三十八条の八中「第一級百四十円、第二級九十円」を「第一級二百円、第二級百四十円」に改める。

第三十八条の十一第一項中「第一級六円、第二級五円」を「第一級十円、第二級六円」に、「百六十円」を「二百八十円」に改め、同条第二項を次のように改める。

日雇労働被保険者及び事業主の負担すべき保険料額は、それぞれ、第一級については五円、第二級については三円とする。

第三十八条の十五第一項ただし書中「その者が」の下に「第三十八条の五第二項但書の認可を受けた場合又は」を加える。

附　則

1　この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。ただし、第三十八条の八の改正規定は、昭和三十二年五月五日から施行する。

2　この法律（前項ただし書に係る部分を除く。）の施行の際現に受給資格者である者について改正前の失業保険法（以下「旧法」という。）第十七条の三第二項の規定により支給すべき失業保険金の日額は、改正後の失業保険法（以下「新法」という。）第十七条の三第二項後段の規定により定められたものとみなす。

3　この法律（第一項ただし書に係る部分を除く。）の施行の際現に旧法第三十八条の三第一項の規定により指定されている市町村の区域及び事業所は、新法第三十八条の三第一項及び第三項の規定により指定されたものとみなす。

4　昭和三十二年五月において新法第三十八条の六の規定により支給すべき失業保険金は、新法第三十八条の九第二項の規定にかかわらず、日雇労働被保険者が同年四月において雇用された日について納付された保険料のうち、第一級の保険料が十四日分以上の場合は第一級の失業保険金の日額によるものとし、第一級の保険料が十四日分に満たない場合は第二級の失業保険金の日額によるものとする。

5　新法第三十八条の十一の規定は、日雇労働被保険者が昭和三十二年四月一日以後において雇用された日に係る保険料について適用し、日雇労働被保険者が同日前において雇用された日に係る保険料の額及びその負担区分については、なお従前の例による。

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律

（昭和三十二年三月三十一日）
（法律第四十六号）

厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「保険料」の下に「、一般会計ヨリノ受入金」を加える。

第十八条ノ六中「昭和三十年度以降七箇年度間」を「昭

船員保険特別会計法の一部を改正する法律（四七）

和三十年度及昭和三十三年度以降六箇年度間」に改め、同条を第十八条ノ七とし、第十八条ノ二から第十八条ノ五までを一条ずつ繰り下げ、第十八条の次に次の一条を加える。

第十八条ノ二　健康勘定、日雇健康勘定及年金勘定ノ各積立金中第九条第一項ノ規定ニ依リ業務勘定ヨリ組入レラレタル金額ニ相当スル部分ハ当分ノ間予算ノ定ムル金額ヲ限リ健康保険事業、日雇労働者健康保険事業及厚生年金保険事業ノ業務取扱ニ関スル諸費ニ充ツルタメ業務勘定ニ繰入ルルコトヲ得

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

船員保険特別会計法の一部を改正する法律

（昭和三十二年三月三十一日　法律第四十七号）

船員保険特別会計法（昭和二十二年法律第二百三十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二中「一般会計から受け入れた金額」の下に「（船員保険法第五十八条ノ二の規定による補助金として受け入れた金額を除く。）」を加え、「船員保険法」を「同法」に改める。

第二十六条中「昭和三十年度以降六箇年度間」を「昭和三十年度及び昭和三十三年度以降五箇年度間」に改め、同条第二項中「「一般会計から受け入れた金額」とあるのは、「一般会計から受け入れた金額（第二十六条の規定による受入金を除く。）」を「「船員保険法第五十八条ノ二の規定による補助金として受け入れた金額」とあるのは、「船員保険法第五十八条ノ二の規定による補助金として受け入れた金額及び第二十六条の規定により繰り入れられた金額」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

国際学会等への加入に伴う分担金の債務負担に関する法律

（昭和三十二年四月一日　法律第四十八号）

1　政府は、国際学会その他これに類する国際団体に加入する場合において、その規約が当該団体に加入する年度以降一定の年度間において当該団体の定めることとなる当該団体の経費の額をその構成員において分担すべきことを規定するものであつて、加入の際その分担すべき金額が定められていないときは、その規約に従い、当該団体に加入することにより、当該団体が定めることとなる当該団体の経費の分担金に係る債務を負担することができる。

2　前項に規定する債務を負担することとなる同項の団体への加入については、あらかじめ、閣議の決定を経なければならない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

住宅金融公庫法の一部を改正する法律

（昭和三十二年四月一日　法律第四十九号）

住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

3　住宅金融公庫は、前二項に規定するものの外、相当の住宅部分を有する建築物で土地の合理的利用及び災害の防止に寄与するものの建設に必要な資金で、銀行その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的とする。

第二条中第二号を削り、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第六号中「本号において」を削り、同号を同条第五号とし、同条に次の一号を加える。

六　中高層耐火建築物　主要構造部を耐火構造とした建築物又は外壁を耐火構造とし、屋根を不燃材料でふいた建築物若しくは主要構造部を不燃材料その他の不燃性の建築材料で造つた建築物で、地上階数三以上を有

するものをいう。

第六条第二項第六号中「理事」を「副総裁又は理事」に改める。

第九条中「総裁一人」の下に「、副総裁一人」を加え、「理事五人以内」を「理事四人以内」に改める。

第十条第二項中「総裁を補佐して」を「総裁及び副総裁を補佐して」に、「総裁に事故があるときには」を「総裁及び副総裁に事故があるときには」に、「総裁が欠員のときには」を「総裁及び副総裁が欠員のときには」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　副総裁は、総裁の定めるところにより、公庫を代表し、総裁を補佐して公庫の事務を掌理し、総裁に事故があるときにはその職務を代理し、総裁が欠員のときにはその職務を行う。

第十一条第二項中「理事」を「副総裁及び理事」に改める。

第十二条、第十三条及び第十四条中「総裁」の下に「、副総裁」を加える。

第十七条第四項中「貸付金に係る」を「主として貸付金に係る」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　公庫は、地震、暴風雨、こう水、火災その他の災害で主務省令で定めるものにより、人の居住の用に供する家屋を含む。以下本項において同じ。）が滅失し、又は損傷した場合において、当該災害の当時当該家屋を所有し、若しくは賃借し、又は当該家屋に居住していた者が当該家屋を復興して自ら居住し、又は他人に貸すために、当該災害発生の日から二年以内に、人の居住の用に供する家屋で主務省令で定めるもの（以下「災害復興住宅」という。）を建設し、若しくは補修し、又は当該災害復興住宅の建設に附随して土地若しくは借地権を取得しようとするときは、これらの者に対し、当該災害復興住宅の建設若しくは補修又は当該災害復興住宅の建設に附随する土地若しくは借地権の取得に必要な資金を貸し付けることができる。

第十七条第六項を削り、同条第七項中「第一項、第二項及び第四項から前項までに規定する業務の外、」を「第一条第二項に掲げる目的を達成するため、」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　公庫は、第一条第三項に掲げる目的を達成するため、

相当の住宅部分を有する中高層耐火建築物並びに防火建築帯（耐火建築促進法（昭和二十七年法律第百六十号）第四条第一項の規定により指定された防火建築帯をいう。）の区域内において相当の住宅部分を有し、且つ、主要構造部を耐火構造とし、基礎及び主要構造部を地上第三階以上の部分の建設を予定する構造とした二階建の建築物を建設する者に対し、その建設に必要な資金の貸付の業務を行う。

第十七条第八項第一号中「基礎主要構造部（第五項又は第六項の規定によりその建設について資金の貸付を受けることができる主要構造部をいう。以下同じ。）」を「中高層耐火建築物等（前項の規定によりその建設について資金の貸付を受けることができる建築物をいう。以下同じ。）」に改め、同項第四号中「基礎主要構造部」を「中高層耐火建築物等」に改める。

第十八条中「及び第四項から第六項まで」を「、第四項、第五項及び第七項」に、「、第五項若しくは第六項」を「若しくは第七項」に改め、「事業の内容」の下に「、工事の計画」を加える。

第十九条中「百平方メートル」の下に「（貸付が住宅の床面積を増加するための建設に係る場合においては、百二十平方メートル）」を加える。

第十九条の二の見出し中「多層家屋等」を「中高層耐火建築物等」に改め、同条中「多層家屋及び第十七条第六項の規定による貸付金に係る家屋（以下「多層家屋等」という。）」を「中高層耐火建築物等」に、「当該家屋内の住宅」を「当該中高層耐火建築物等内」に改める。

第二十条第二項を次のように改める。

2　第十七条第一項第二号から第四号までの規定に該当する者で土地を所有するものが当該土地に中高層耐火建築物を建設する場合において、当該中高層耐火建築物内の住宅の建設について同条第一項の規定による貸付を受けるとき（あわせて同条第二項の規定による貸付を受ける場合を除く。）は、その貸付金の一戸当りの金額の限度は、前項の規定にかかわらず、当該住宅の建設費及び当該住宅の建設に通常必要な土地の取得に必要な費用（当該土地の取得に必要な費用が当該住宅の建設費の一割七分をこえる場合においては、当該住宅の建設費の一割七分に相当する金額）を合計した額の八割五分に相当する金額とする。

住宅金融公庫法の一部を改正する法律（四九）

第二十条第四項を次のように改める。

4　第十七条第五項の規定による貸付金の一戸当りの金額の限度は、政令で定める。

第二十条第七項中「、基礎主要構造部の標準建設費」を削り、同項を同条第八項とし、同条第六項中「地域別及び住宅の構造別に、」を「地域別、規模別及び構造別に、住宅については」に、「住宅の建設のため通常必要な費用を参しやくして、第四項に規定する基礎主要構造部の標準建設費は、地域別及び規模別に、基礎主要構造部の建設のため通常必要な費用を参しやくして、第一項」を「住宅の建設のため通常必要な費用を、中高層耐火建築物等については中高層耐火建築物等の建設のため通常必要な費用をそれぞれ参しやくして、同項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第十七条第七項の規定による貸付金の金額の限度は、中高層耐火建築物等の住宅部分については、その建設費（第十七条第一項又は融通法第七条第一項の規定による貸付金に係る部分があるときは、当該建設費からその部分の建設費を差し引いた額）、住宅部分以外の部分については住宅部分の床面積と等しい床面積の部分（住宅部分以外の部分の床面積が住宅部分の床面積に満たないときは、その住宅部分以外の部分）の建設費のそれぞれ七割五分に相当する金額とする。

第二十一条第一項の表区分の欄中「多層家屋等内の」を「中高層耐火建築物内の耐火構造の」に改め、同条第二項中「三年」を「五年」に改め、同条第三項中「第十七条第五項又は第六項」を「第十七条第七項」に、「五分五厘」を「六分五厘」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第十七条第五項の規定による貸付金の利率は、年五分五厘とし、その償還期間は、建設又は当該建設に附随する土地若しくは借地権の取得に係るものについては十五年（すえおき期間を含む。）以内、補修に係るものについては八年（すえおき期間を含む。）以内とする。この場合において、すえおき期間は、貸付の日から起算し、建設又は当該建設に附随する土地若しくは借地権の取得に係るものについては三年以内、補修に係るものについては一年以内とする。

第二十一条の二を次のように改める。

（貸付金の償還期間の特例等）

第二十一条の二　公庫は、第十七条第五項に規定する災害により滅失した住宅を当該災害の当時所有し、若しくは使用していた者が、当該災害の発生の日から二年以内に、住宅（同条第一項第一号の規定に該当する者が建設する住宅に限る。）又は中高層耐火建築物等を建設しようとする場合において、同条第一項、第二項又は第七項の規定により、これらの者に住宅若しくは中高層耐火建築物等の建設又は住宅の建設に附随する土地若しくは借地権の取得に必要な資金を貸し付けるときは、貸付金の償還期間を三年以内延長し、且つ、貸付の日から起算して三年以内のすえおき期間を設けることができる。

第二十一条の三第三項ただし書中「当該住宅又は土地」を「当該住宅、災害復興住宅又は土地」に、「当該住宅に係る」を「当該住宅又は災害復興住宅に係る」に改め、同項第二号中「住宅」の下に「、災害復興住宅、中高層耐火建築物等」を加え、同項第四号中「貸付を受けた者で第十七条第一項第一号若しくは第三号の規定に該当するもの」を「第十七条第一項若しくは第二項の規定による貸付を受けた者で同項第三号の規定に該当するもの又は同条第五項若しくは第七項の規定による貸付を受けた者で当該貸付金に係る災害復興住宅若しくは中高層耐火建築物等内の住宅を賃貸するもの」に、「又は第二項」を「、第二項又は第三項」に改め、同項第十号中「貸付を受けた者で第十七条第一項第四号の規定に該当するもの」を「第十七条第一項の規定による貸付を受けた者で同項第四号の規定に該当するもの」に改め、「同条第四項」の下に「若しくは第七項」を加え、「又は第二項」を「、第二項又は第三項」に改める。

第二十三条第一項中「住宅」を「住宅、災害復興住宅」

に、「基礎主要構造部」を「中高層耐火建築物等」に改め、「造成中の土地に係る造成工事」の下に「並びに公庫の第十七条第五項及び第七項の規定による貸付に関する申込の受理及び審査並びに同条第五項の規定による貸付に関する資金の貸付、元利金の回収その他貸付及び回収に関する業務並びに当該貸付に関する貸付金の回収に関連して取得した動産、不動産又は所有権以外の財産権の管理及び処分」を加える。

第二十四条第二項中「住宅」を「住宅、災害復興住宅又は中高層耐火建築物等」に改め、「又は基礎主要構造部」を削る。

第二十七条第二項中「一般会計の」を削り、同条第三項中「同項」を「第一項」に、「及び納付の手続」を「並びに納付金の納付の手続及びその帰属する会計」に改める。

第三十三条第一項中「受託者たる金融機関」の下に「若しくは地方公共団体」を加え、「貸付を受けた者で第十七条第一項第三号」を「第十七条第一項の規定による貸付を受けた者で同項第三号」に改める。

第三十四条第二項中「住宅若しくは基礎主要構造部」を「住宅、災害復興住宅若しくは中高層耐火建築物等」に改める。

第三十五条中「貸付を受けた者で第十七条第一項第三号の規定に該当するもの」を「第十七条第一項の規定による貸付を受けた者で同項第三号の規定に該当するもの」に、「貸付金」を「当該貸付金」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第十七条第五項又は第七項の規定による貸付を受けた者が当該貸付金に係る災害復興住宅又は中高層耐火建築物等内の住宅を賃貸するときは、家賃その他賃貸の条件に関し主務省令で定める基準に従つてしなければならない。

第三十五条の二中「貸付を受けた者で第十七条第一項第四号の規定に該当するもの」を「第十七条第一項の規定による貸付を受けた者で同項第四号の規定に該当するもの」に、「貸付金」を「当該貸付金」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第十七条第七項の規定による貸付を受けた者が当該貸付金に係る中高層耐火建築物等内の住宅を他人に譲渡するときは、譲渡価額その他譲渡の条件に関し主務省令で定める基準に従つてしなければならない。

第三十九条中「法律第七十六号」を「法律第百七十六号」に改める。

第四十九条第五号中「第二十条第一項から第五項まで」を「第二十条第一項から第六項まで」に改め、同条第六号中「第二十条第七項」を「第二十条第八項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（適用区分）

2　改正後の住宅金融公庫法第十七条第五項の規定及び同法中同条同項の規定に係る部分は、この法律の公布の日以降に発生した災害から適用し、改正前の同条第五項又は第六項の規定により住宅金融公庫が昭和三十一年度以前の事業計画に係る資金の貸付の申込を受理したものについては、なお従前の例による。

（産業労働者住宅資金融通法の一部改正）

3　産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項の表区分の欄中「第二条第五号」を「第二条第四号」に、「第二条第六号」を「第二条第五号」に改め、同条第二項中「第二十条第五項」を「第二十条第六項」に、「第二十条第六項及び第七項」を「第二十条第七項及び第八項」に改め、同条第三項中「第十七条第一項第一号若しくは第三号の規定に該当するもの又は同条第五項若しくは第六項の規定による貸付を受けた者」を「第十七条第一項若しくは第二項の規定による貸付を受けた者で同条第一項第一号若しくは第三号の規定に該当するもの又は同条第五項若しくは第七項の規定による貸付を受けた者」に、「産業労働者住宅資金融通法」を「貸付を受けた者で産業労働者住宅資金融通法」に改める。

第十二条中「第二十五条第一項」を「第二十五条」に改める。

第十六条第三号中「第二十条第五項」を「第二十条第六項」に、同条第四号中「第二十条第七項」を「第二十条第八項」に改める。

（北海道防寒住宅建設等促進法の一部改正）

4　北海道防寒住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項の表区分の欄中「第二条第五号」を「第

第八条第一項中「第二条（定義）第五号」を「第二条（定義）第四号」に、「同条第六号」を「同条第五号」に改め、同条第二項の表区分の欄中「多層家屋等（公庫法第十九条の二に規定する多層家屋等をいう。以下本条において同じ。）」を「中高層耐火建築物（公庫法第二条第六号に規定する中高層耐火建築物をいう。以下本条において同じ。）」に、「多層家屋等内の防寒住宅」を「中高層耐火建築物内の防寒住宅であつて、且つ、耐火構造の住宅であるもの」に改め、同条第三項中「多層家屋等内の防寒住宅の建設に必要な資金のみの貸付を受けるとき」を「中高層耐火建築物内の住宅の建設について同法第十七条第一項の規定による貸付を受ける場合（あわせて同条第二項の規定による貸付を受ける場合を除く。）」に改め、同条第五項中「第二十条第五項」を「第二十条第六項」に、「同条第六項及び第七項」を「同条第七項及び第八項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（住宅金融公庫の資金によつて建設される災害復興住宅等）

第八条の二　公庫が、公庫法第十七条第五項の規定により、北海道の区域内において災害復興住宅の建設をしようとする者に対し、資金の貸付をすることができる災害復興住宅は、北海道の気象に適した防寒的な構造及び設備を有する家屋であり、且つ、簡易耐火構造又は耐火構造の家屋でなければならない。

2　公庫が北海道の区域内において災害復興住宅を建設し、又は当該災害復興住宅の建設に附随して土地若しくは借地権を取得しようとする者に対し、公庫法第十七条第五項の規定により資金の貸付をする場合においては、貸付金の一戸当りの金額の限度は政令で定めるものとし、貸付金の利率は年五分五厘とし、貸付金の償還期間は二十五年（すえおき期間を含む。）以内とする。この場合において、すえおき期間は、貸付の日から起算して三年以内とする。

3　公庫が、公庫法第十七条第七項の規定により、北海道の区域内において中高層耐火建築物等の建設をしようとする者に対し、資金の貸付をすることができる中高層耐火建築物等内の住宅は、防寒住宅でなければならない。

第九条第四項中「第二十条第五項」を「第二十条第六項」に、「第二十条第六項及び第七項」を「第二十条第七項及び第八項」に改める。

第十一条中「第八条」の下に「、第八条の二」を加える。

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律

（昭和三十二年四月一日）
（法律第五十号）

商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第六条ノ三の次に次の一条を加える。

第六条ノ四　商工組合中央金庫ノ資本金ヲ十五億円増加シ之ヲ千五百万口ニ分チ一口ノ金額ヲ百円トス

第八条ノ三の次に次の一条を加える。

第八条ノ四　政府ハ第六条ノ四ノ規定ニ依ル資本金ノ増加ノ為十五億円ヲ商工組合中央金庫ニ出資ス

第二十八条第一項第五号中「所属組合又ハ其ノ構成員ノ為ニ」を削る。

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（五〇）

第二十八条ノ三に次の一項を加える。

商工組合中央金庫ハ前項ノ規定ニ依リ国、公共団体又ハ銀行其ノ他ノ金融機関ノ業務ヲ代理シテ所属組合又ハ其ノ構成員以外ノ者ニ貸付ヲ為シタルトキハ其ノ貸付ニ因リテ生ズル債務ノ保証ヲ為スコトヲ得

第二十九条第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　中小企業等協同組合又ハ其ノ構成員ノ事業ノ発達ヲ図ル為必要ナル施設ヲ行フ法人ニ対シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ短期貸付ヲ為スコト

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　第八条ノ四の改正規定の施行に伴い政府の出資すべき金額は、昭和三十二年度において出資するものとする。

日本住宅公団法の一部を改正する法律

（昭和三十二年四月一日）
（法律第五十一号）

日本住宅公団法（昭和三十年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「造成するための土地区画整理事業を施行する」を「造成するために土地区画整理事業等を行う」に改める。

第三十一条第二号中「宅地」を「住宅の用に供する宅地」に改め、同条第六号中「前五号」を「前七号」に改め、同号を同条第八号とし、同号の前に次の一号を加える。

七　水面埋立事業を施行すること。

第三十一条第五号を同条第六号とし、同条第四号中「前三号」を「前四号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　前号の宅地の造成とあわせて学校、病院、商店、工場等の用に供する宅地の造成を行うことが適当である場合において、それらの用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

第四十八条の見出しを「（利益及び損失の処理並びに納付金）」に改め、同条第一項を次のように改める。

公団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち、政令で定める基準により計算した額を積立金として積み立てなければならない。

第四十八条第二項中「経営上」を「損益計算において」に改め、同条に次の二項を加える。

3　公団は、第一項の規定による残余の額から同項の規定により積立金として積み立てた額を控除して残余があるときは、その残余の額を国庫及び公団に出資した地方公共団体に納付しなければならない。

4　前項の規定による納付金の納付の手続その他納付金に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三条に次の一項を加える。

2　公団は、第三十一条に規定する業務のほか、当分の間、条約その他の国際約束に基き技術研修その他これに類する目的で日本国内に滞在する者の居住の用に供する住宅及び当該居住者の利便に供する施設を供給する者に対し、同条各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、住宅及び施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うことができる。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（建設省設置法の一部改正）

2　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項及び第六項中「土地区画整理事業」を「土地区画整理事業及び水面埋立事業」に改める。

日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律

（昭和三十二年四月五日）
（法律第五十二号）

日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律（昭和二十七年法律第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

本則中「貸付金の償還期限を、昭和三十二年四月三十日」を「貸付金三十億五千二百三十六万三千円の償還期限を、次の各号に規定する償還額について当該各号に掲げる期日」に改め、本則に第一号及び第二号として次のように加える。

一　当該貸付金のうち六億五千二百三十六万三千円に相当する償還額については、昭和三十三年三月三十一日

二　当該貸付金のうち二十四億円は、昭和三十三年度から昭和三十六年度までの各年度において六億円ずつ償還するものとし、当該各年度の償還額については、当該各年度の末日

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

理科教育振興法の一部を改正する法律（五三）
開拓融資保証法の一部を改正する法律（五四）
揮発油税法（五五）

理科教育振興法の一部を改正する法律

（昭和三十二年四月五日）
（法律第五十三号）

理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第九条中「公立学校」を「公立又は私立の学校」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前二項の規定により国が学校法人に対し補助をする場合においては、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第五十九条第二項から第六項までの規定の適用があるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

開拓融資保証法の一部を改正する法律

（昭和三十二年四月六日）
（法律第五十四号）

開拓融資保証法（昭和二十八年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「二億五千万円」を「二億八千円」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　開拓融資保証法第五条第二項の改正に伴い政府から出資すべき金額は、昭和三十二年度において出資するものとする。

揮発油税法

（昭和三十二年四月六日）
（法律第五十五号）

揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）の全部を改正する。

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　課税標準及び税率（第八条・第九条）
第三章　徴収（第十条―第十三条）
第四章　免税、税額控除等（第十四条―第十七条）
第五章　納税の担保（第十八条―第二十一条）
第六章　雑則（第二十二条―第二十六条）
第七章　罰則（第二十七条―第三十一条）
附則

第一章　総　則

（課税物件）

第一条　揮発油には、この法律により、揮発油税を課する。

（定義）

第二条　この法律において「揮発油」とは、摂氏十五度において〇・八〇一七をこえない比重を有する炭化水素油をいう。

2　この法律において「保税地域」とは、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条（保税地域の種類）に規定する保税地域をいう。

（納税義務者）

第三条　揮発油の製造者は、その製造場から移出した揮発油の数量に応じ、揮発油税を納める義務がある。

2　揮発油を保税地域から引き取る者は、その引き取る揮発油の数量に応じ、揮発油税を納める義務がある。

（保税地域に該当する製造場）

第四条　揮発油の製造場が保税地域に該当する場合には、この法律（第十四条第一項第一号及び第二号、第十七条第三項各号列記以外の部分並びに第二十三条を除く。）の適用上、これを揮発油の製造場でないものとみなす。

（移出又は引取等とみなす場合）

第五条　揮発油の製造場において揮発油が消費される場合（新たな揮発油を製造するために消費される場合を除く。以下次項において同じ。）には、当該製造者がその消費の時に当該揮発油をその製造場から移出したものとみなす。ただし、その消費につき、当該製造者の責に帰することができない場合には、その消費者を揮発油の製造者とみなし、当該消費者が消費の時に当該揮発油をその製造場から移出したものとみなす。

2　保税地域において揮発油が消費される場合には、その消費者が消費の時に当該揮発油をその保税地域から引き取るものとみなす。

（揮発油等とみなす場合）

第六条　揮発油の製造場又は保税地域において、揮発油に炭化水素油以外の物を混和して揮発油以外の物（その性状及び用途が揮発油に類するものに限る。以下この条において同じ。）としたときは、当該混和を製造とみなし、当該揮発油以外の物を揮発油とみなす。

（製造者等とみなす場合）

第七条　揮発油が揮発油の製造場から移出された場合において、その移出につき、当該製造者の責に帰することができないときは、当該揮発油を移出した者を揮発油の製造者とみなして、この法律を適用する。

2　揮発油の製造者がその製造を廃止した場合において、揮発油がその製造場であつた場所に現存するときは、当該揮発油については、なおその場所を揮発油の製造場とみなして、この法律を適用する。

第二章　課税標準及び税率

（課税標準）

第八条　揮発油税の課税標準は、揮発油の製造場から移出した揮発油又は保税地域から引き取る揮発油の数量から、消費者に販売するまでに貯蔵及び輸送により減少すべき揮発油の数量に相当する数量で政令で定めるものを控除した数量とする。

2　第五条の規定により揮発油を製造場から移出したものとみなされ、又は保税地域から引き取るものとみなされる場合における当該揮発油に係る揮発油税の課税標準は、前項の規定にかかわらず、その消費される揮発油の数量とする。

（税率）

第九条　揮発油税の税率は、揮発油一キロリツトルにつき一万四千八百円とする。

第三章　徴収

（移出数量等の申告）

第十条　揮発油の製造者は、毎月その製造場から移出した揮発油（当該移出につき第十四条第一項、第十五条第一項又は第十六条第一項の規定の適用を受けた揮発油を除く。）の数量その他政令で定める事項を記載した申告書を、翌月十日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2　揮発油を保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取に係る揮発油税を免除されるべき場合を除き、あらかじめ、引取の日時、引き取る揮発油の数量その他政令で

定める事項を記載した申告書をその保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。

（移出数量等の決定通知）

第十一条　前条の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告書に記載された揮発油の数量が税務署長若しくは税関長において調査したところと異なるとき、又は当該申告書を提出すべき者がこれを提出しなかつた場合には、税務署長又は税関長は、その調査によつて当該揮発油の数量を決定し、当該申告書を提出した、又は提出すべき者に、これを通知する。

（納期）

第十二条　揮発油の製造場から移出した揮発油に係る揮発油税は、税務署長が、その移出した月の翌月末日を納期限として徴収する。

2　保税地域から引き取る揮発油に係る揮発油税は、税関長が、その引取の際徴収する。

（徴収猶予）

第十三条　揮発油の製造場から移出した揮発油に係る揮発油税について、政令で定めるところにより、その税額に相当する担保が提供された場合には、税務署長は、二月以内、その徴収を猶予することができる。

2　保税地域から引き取る揮発油に係る揮発油税について、政令で定めるところにより、その税額に相当する担保が提供された場合には、税関長は、三月以内、その徴収を猶予することができる。

第四章　免税、税額控除等

（未納税移出及び未納税引取）

第十四条　次に掲げる場合において、当該揮発油をその製造場から移出し、又は保税地域から引き取ろうとする者が、政令で定めるところにより、その製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該移出又は引取に係る揮発油税を免除する。ただし、第六項又は第二十八条第二項本文の規定の適用がある場合には、この限りでない。

一　揮発油の製造者が揮発油を揮発油の製造場又は蔵置場へ移出する場合

二　揮発油の製造者が揮発油を保税地域から揮発油の製造場又は蔵置場に引き取る場合

三　その他政令で定める場合

2　税務署長又は税関長は、前項の承認を与える場合には、

その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該揮発油がその移出先又は引取先に移入されたことについての当該移出先又は引取先の所在地の所轄税務署長（当該移出先又は引取先が保税地域に該当する場合には、所轄税関長）の証明書を提出すべきことを命じなければならない。

3　第一項の承認を申請した者が第十八条第一項第一号の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税務署長又は税関長は、その承認を与えてはならない。

4　第一項の承認の申請に係る揮発油の移出先又は引取先等につき、揮発油税の保全上特に不適当と認められる事情がある場合には、税務署長又は税関長は、その承認を与えないことができる。

5　第一項の規定により揮発油税を免除された揮発油については、当該承認に係る移出先又は引取先が保税地域に該当する場合を除くほか、同項の承認に係る移出先又は引取先にその揮発油を移入した者が揮発油の製造者でないときは、これを揮発油の製造者とみなし、当該移出先又は引取先が揮発油の製造場でないときは、これを揮発油の製造場とみなして、この法律を適用する。

6　第一項の承認を受けて移出し、又は引き取つた揮発油について、第二項の規定により税務署長又は税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないときは、直ちにその揮発油税を徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事情により亡失した揮発油につき、政令で定める手続により、当該税務署長又は税関長の承認を受けた場合には、その揮発油税を免除する。

（輸出免税）

第十五条　揮発油を輸出する目的で揮発油の製造場から移出し、又は保税地域から引き取ろうとする場合において、当該製造者又は当該揮発油を保税地域から引き取ろうとする者が、政令で定める手続により、当該税務署長又は税関長の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該移出又は引取に係る揮発油税を免除する。ただし、第四項又は第二十八条第二項本文の規定の適用がある場合には、この限りでない。

2　税務署長又は税関長は、前項の承認を与える場合には、政令で定めるところにより、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該揮発油が輸出されたことを証する書類の提出を命じなければならない。

3　第一項の承認を申請した者が第十八条第一項第二号の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税務署長又は税関長は、その承認を与えてはならない。

4　第一項の承認を受けて移出し、又は引き取つた揮発油について、第二項の規定により税務署長又は税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないときは、直ちにその揮発油税を徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事情により亡失した揮発油につき、政令で定める手続により、当該税務署長又は税関長の承認を受けた場合には、その揮発油税を免除する。

5　第一項の承認を受けて揮発油を揮発油の製造場から移出し、又は保税地域から引き取つた者は、当該揮発油をこの法律の施行地において消費し、又は輸出以外の目的で譲り渡してはならない。ただし、その者が政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けた場合には、この限りでない。

（燈油の免税）

第十六条　燈油に該当する揮発油を揮発油の製造場から移出し、又は保税地域から引き取ろうとする場合において、当該製造者又は当該揮発油を保税地域から引き取ろうとする者が、政令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該移出又は引取に係る揮発油税を免除する。

2　前項に規定する燈油に該当する揮発油の規格については、政令で定める。

（戻入れの場合の揮発油税の控除等）

第十七条　揮発油の製造者がその製造場から移出した揮発油を当該製造場に戻し入れた場合においては、政令で定めるところにより、当該製造者が当該戻入れの月の翌月以降に徴収されるべき揮発油税額から当該揮発油につき当該移出により徴収された、又は徴収されるべき揮発油税額（利子税額及び延滞加算税額を除くものとし、当該揮発油税額につきこの項から第三項までの規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。）に相当する金額を控除する。

2　他の揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた揮発油を揮発油の製造場に移入した場合

（前項の規定による控除を受けるべき場合を除く。）において、当該揮発油をその移入した製造場からさらに移出するときは、政令で定めるところにより、当該移出に係る揮発油税額から、当該揮発油につき当該他の製造場からの移出又は保税地域からの引取により徴収された、又は徴収されるべき揮発油税額（利子税額及び延滞加算税額を除くものとし、当該揮発油税額につき前項から次項までの規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。）に相当する金額を控除する。

3　次の各号に掲げる場合において、当該揮発油をその戻し入れ、又は移入した保税地域に該当する揮発油の製造場からさらに引き取るときは、政令で定めるところにより、当該引取に係る揮発油税額から、当該揮発油につき当該各号に規定する揮発油の製造場又は保税地域からの移出又は引取により徴収された、又は徴収されるべき揮発油税額（利子税額及び延滞加算税額を除くものとし、第一項からこの項までの規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。）に相当する金額を控除する。

一　保税地域に該当する揮発油の製造場から引き取られた揮発油を当該保税地域に該当する揮発油の製造場に戻し入れた場合

二　揮発油の製造場から移出され、又は他の保税地域から引き取られた揮発油を保税地域に該当する揮発油の製造場に移入した場合

4　第一項の場合において、揮発油の製造の廃止その他の理由により、揮発油を戻し入れた月の翌月以降に徴収されるべき揮発油税額がないとき、又は徴収されるべき揮発油税額から控除してなお不足額があるときは、同項の規定により控除すべき金額又は当該不足額を還付する。

5　第一項から第三項までの規定による控除を受けようとする者は、当該戻入れ又は移入に係る揮発油の数量を記載した書類及び当該揮発油につき徴収された、又は徴収されるべき揮発油税額につき事実を証する書類を提出して、当該戻入れ又は移入に係る製造場の所在地の所轄税務署長又は保税地域に該当する製造場の所在地の所轄税関長の確認を受けなければならない。

6　第四項の規定による還付を受けようとする者は、前項の確認を受けた後、同項の書類に準ずる書類を添えて、当該戻入れに係る製造場の所在地の所轄税務署長に還付

の申請をしなければならない。

第五章　納税の担保

（担保の提供）

第十八条　税務署長又は税関長は、次の各号に掲げる場合において、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該各号に規定する者に対し、当該揮発油に係る揮発油税額に相当する担保の提供を命ずることができる。

一　揮発油の製造者又は揮発油を保税地域から引き取る者が第十四条第一項の承認を受けて揮発油をその製造場から移出し、又は保税地域から引き取る場合

二　揮発油の製造者又は揮発油を保税地域から引き取る者が第十五条第一項の承認を受けて輸出する目的で揮発油をその製造場から移出し、又は保税地域から引き取る場合

2　前項に規定する場合のほか、国税庁長官、国税局長又は税務署長は、揮発油税の保全のために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、揮発油の製造者に対し、金額及び期間を指定して、揮発油税につき担保の提供を命ずることができる。

3　第一項の規定による担保の提供の期間は、第十四条第二項若しくは第十五条第二項に規定する証明書が所轄税務署長若しくは所轄税関長に到達するまでの間又は第十四条第六項、第十五条第四項若しくは第二十八条第二項の規定により揮発油税を徴収され、若しくは免除されるまでの間とする。

4　国税庁長官、国税局長又は税務署長は、必要があると認めるときは、第二項の金額又は期間を変更することができる。

5　第一項又は第二項の規定による担保の提供の手続について必要な事項は、政令で定める。

（担保の種類）

第十九条　第十三条又は前条第一項若しくは第二項の規定により提供する担保の種類は、次に掲げるものとする。

一　金銭

二　国債及び地方債

三　国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長（以下「国税庁長官等」という。）が確実と認める社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券を含む。）

四　土地

五　火災保険に附した建物
六　工場財団
七　国税庁長官等が確実と認める保証人の保証
八　その他政令で定めるもの

（担保の変換等）

第二十条　第十三条、第十八条第一項若しくは第二項又は次項の規定により担保を提供した者は、当該担保の提供先である国税庁長官等の承認を受けた場合に限り、担保を換えることができる。

2　国税庁長官等は、第十三条、第十八条第一項若しくは第二項又は前項の規定により提供された担保物が滅失した場合又はこれらの規定により提供された担保物の価額が減少し、若しくは前条第七号に掲げる担保に係る保証人の資力が納税を担保するのに不充分となつたと認める場合には、政令で定めるところにより、当該担保を提供した者に対し、これらに代るべき担保又は増担保の提供を命ずることができる。

3　前条の規定は、前二項の場合について準用する。

（担保の処分等）

第二十一条　第十三条、第十八条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の規定により金銭を担保として提供した納税義務者は、政令で定めるところにより、担保として提供した金銭をもつて揮発油税の納付に充てることができる。

2　第十三条、第十八条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の規定により担保を提供した場合において、納税義務者が納期限までに揮発油税を納付しないときは、直ちに、その担保として提供された金銭をもつて揮発油税に充て、若しくは金銭以外の担保物を国税滞納処分の場合の財産の処分の例により処分してその代金をもつて揮発油税及びその処分費に充て、又は保証人にその旨を通知して揮発油税を納付させる。

3　前項の場合において、担保として提供された金銭又は担保物を処分した代金を、徴収すべき揮発油税及びその処分費に充てるもなお不足があるときは、納税義務者の他の財産について滞納処分を行い、また、保証人がその納付すべき揮発油税を完納しないときは、まず納税義務者に対して滞納処分を行い、なお不足があるとき、又は不足があると認めるときは、保証人に対して滞納処分を行う。

4　前項の保証人は、国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第三十二条（財産をかくす等の罪）の規定の適用については、納税者とみなす。

5　国税徴収法第七条ノ四第四項（担保物についての国税の先取権）の規定は、第十三条、第十八条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の規定により提供された担保物について準用する。

第六章　雑則

（利子税額）

第二十二条　揮発油税を徴収する場合において、納税義務者が国税徴収法第六条（納税の告知）の規定による指定納期日（第十三条の規定により徴収を猶予された場合には、その猶予された納期日）までに揮発油税額を完納しないときは、その未納に係る揮発油税額に対し、当該納期日（揮発油を保税地域から引き取つた者が第二十七条第一項第一号の規定に該当する場合において、その揮発油税を徴収するときは、その引き取つた日とし、同条第三項の規定により揮発油税を徴収する場合において、当該納期日が第十二条第一項に規定する納期限よりおそいときは、当該納期限とする。）の翌日から当該揮発油税額を納付する日までの日数に応じ、百円につき一日三銭の割合で計算した金額に相当する利子税額を、揮発油税額にあわせて徴収する。

2　前項の場合において、納税義務者がその未納に係る揮発油税額の一部を納付したときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る利子税額の計算の基礎となる揮発油税額は、同項の未納に係る揮発油税額からその一部納付に係る揮発油税額を控除した額による。

3　利子税額の計算の基礎となる揮発油税額が千円未満である場合には、第一項の規定を適用せず、当該揮発油税額に千円未満の端数がある場合には、これを切り捨てて計算する。

4　利子税額が三百円未満である場合には、これを徴収しない。

5　第一項の規定により利子税額をあわせて徴収すべき場合において、当該納税義務者が納付した揮発油税額が同項の未納に係る揮発油税額に達するまでは、その納付した税額は、当該揮発油税額に充てられたものとする。ただし、国税徴収法第二十八条（公売代金等の充当又は配分）の規定の適用を妨げない。

（製造の開廃等の申告）

第二十三条　揮発油を製造しようとする者は、その製造場ごとに、政令で定めるところにより、その旨を当該製造場の所在地の所轄税務署長（当該製造場が保税地域に該当する場合には、所轄税関長。以下次項において同じ。）に申告しなければならない。揮発油の製造者がその製造を廃止し、又は休止した場合も、また同様とする。

2　揮発油の製造者は、前項の規定により申告した事項に異動を生じた場合には、政令で定めるところにより、その旨を所轄税務署長に申告しなければならない。

（記帳義務）

第二十四条　揮発油の製造者又は販売業者は、政令で定めるところにより、揮発油の製造、貯蔵又は販売に関する事実を帳簿に記載しなければならない。

（申告義務等の承継）

第二十五条　法人が合併した場合においては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人の次に掲げる義務を、相続の開始があつた場合においては、相続人（包括受遺者を含む。）は、被相続人（包括遺贈者を含む。）の次に掲げる義務を、それぞれ承継する。

一　第十条第一項又は第二十三条の規定による申告の義務

二　前条の規定による記帳の義務

（当該職員の権限）

第二十六条　国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員（以下「当該職員」という。）は、揮発油税に関する調査について必要な範囲内で、次に掲げる行為をすることができる。

一　揮発油の製造者又は販売業者に対して質問し、又はこれらの者の業務に関する揮発油、帳簿書類その他の物件を検査すること。

二　揮発油を保税地域から引き取る者に対して質問し、その引き取る揮発油を検査すること。

三　第一号に規定する者の業務に関する揮発油又は前号に規定する揮発油について必要最小限度の分量の見本を採取すること。

四　運搬中の揮発油を検査し、又はこれを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。

2　当該職員は、揮発油税に関する調査について必要があ

る場合には、揮発油の製造者又は販売業者の組織する団体（当該団体をもつて組織する団体を含む。）に対して、その団体員の揮発油の製造又は取引に関し参考となるべき事項を諮問することができる。

3　第一項第三号の規定により採取した見本に関しては、第三条、第十条及び第十二条の規定は、適用しない。

4　当該職員は、第一項又は第二項の規定により職務を執行する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5　第一項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章　罰則

第二十七条　次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　偽りその他不正の行為により揮発油税を免かれ、又は免かれようとした者

二　偽りその他不正の行為により第十七条第四項の規定による還付を受け、又は受けようとした者

2　前項の犯罪に係る揮発油に対する揮発油税に相当する金額又は還付金に相当する金額の十倍が五十万円をこえる場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえ当該揮発油税に相当する金額又は還付金に相当する金額の十倍以下とすることができる。

3　揮発油の製造者が第一項第一号の規定に該当する場合において、当該揮発油税に係る揮発油が既に製造場から移出されているときは、第十二条第一項の規定にかかわらず、直ちにその揮発油税を徴収する。

第二十八条　次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

一　第十条の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者

二　第十四条第一項の承認を受けて揮発油を製造場から移出し、又は保税地域から引き取つた者で、当該揮発油をその承認に係る移出先又は引取先に移入しなかつたもの

三　第十五条第一項の承認を受けて揮発油を製造場から移出し、又は保税地域から引き取つた者で、同条第五項の規定に違反して当該揮発油を消費し、又は譲り渡

したもの

2　前項第二号又は第三号の場合においては、第十四条第六項本文又は第十五条第四項本文の規定にかかわらず、直ちにその揮発油税を徴収する。ただし、既にこれらの規定が適用された場合には、この限りでない。

第二十九条　次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

一　第二十三条の規定による申告を怠り、又は偽つた者

二　第二十四条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

三　第二十六条第一項第一号若しくは第二号の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号から第三号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十条　第二十七条第一項の罪を犯した者には、刑法（明治四十年法律第四十五号）第四十八条第二項（併合罪）、第六十三条（従犯の刑の減軽）及び第六十六条（情状による刑の減軽）の規定は、適用しない。ただし、懲役の刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

第三十一条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第二十七条から第二十九条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

附　則

1　この法律は、公布の日の翌日から施行する。

2　この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた揮発油税については、なお従前の例による。

3　改正後の揮発油税法（以下「新法」という。）第十条第一項の規定の適用については、昭和三十二年四月分の申告書に限り、同項中「毎月」とあるのは「この法律の施行の日から昭和三十二年四月三十日までに」と読み替えるものとする。

4　新法第二十三条第一項の規定は、この法律の施行の日から十日間を限り、この法律の施行前から引き続いて揮発油の製造者であるものについては、適用しない。

5　改正前の揮発油税法（以下「旧法」という。）第七条第一項の承認を受けて製造場又は保税地域から引き取られた揮発油の当該引取に係る揮発油税の徴収又は免除については、第七項に定めるものを除くほか、なお従前の例による。

6　旧法第八条第一項の承認を受けて製造場から引き取られた揮発油の当該引取に係る揮発油税の徴収又は免除並びに当該揮発油の消費及び譲渡についての承認並びに当該承認に係る揮発油税の徴収については、次項に定めるものを除くほか、なお従前の例による。

7　次に掲げる場合における揮発油税の徴収については、新法第九条の規定を適用する。

一　旧法第七条第一項又は第八条第一項の規定による承認を受けてこの法律の施行前に揮発油の製造場又は保税地域から引き取られた揮発油について、その承認の際税務署長又は税関長が指定した期間内にその承認を受けた引取先に移入され、又は輸出されたことの証明がない場合（当該期間がこの法律の施行の日の前日までに終る場合を除く。）

二　この法律の施行後に前項においてその例によるものとされる旧法第九条第一項ただし書の規定による承認を受けて揮発油が消費され、又は譲渡された場合

三　この法律の施行前に旧租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）第二十六条第一項、第二十二項の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十九条、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）第十条第一項（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第三条第一項において準用する場合を含む。）、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第七条、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百十二号）第一条に規定する協定第六条又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第五条第一項若しくは第七条第一項の規定により揮発油税の免除を受けた揮発油について、この法律の施行後にこれらの法律の規

定（第二十三項においてその例によるものとされる第二十二項の規定による改正前の租税特別措置法第九十条の規定を含む。）により揮発油税の追徴が行われる場合

8　旧法第七条第二項の規定により製造場とみなされた引取先及び製造者とみなされた営業者については、同項の規定は、なおその効力を有する。

9　この法律の施行前に製造場に戻し入れた揮発油で既に揮発油税を課されているものが、この法律の施行の際その製造場に現存する場合においては、新法第十七条第一項中「当該戻入れの月」とあるのは、「この法律の施行の日の属する月」と読み替えて、同項の規定を適用する。

10　この法律の施行の際、揮発油の製造場及び保税地域以外の場所で、合計五キロリットル以上の揮発油（新法第十六条に規定する燈油に該当する揮発油を除く。以下この項及び第十二項において同じ。）を所持する揮発油の製造者又は販売業者がある場合においては、当該揮発油については、その者がこの法律の施行の日にこれを揮発油の製造場から移出したものとみなして、一キロリットルにつき三千八百円の揮発油税を課する。

11　前項の場合において、その揮発油税額が三万八千円以下のときは、昭和三十二年四月三十日限り、三万八千円をこえるときは、次の区分によりその税額を各月に等分して、その月の末日限り、これを徴収する。

税額三万八千円をこえるとき　昭和三十二年四月及び五月

税額七万六千円をこえるとき　同年四月から六月まで

税額二十二万八千円をこえるとき　同年四月から七月まで

税額三十八万円をこえるとき　同年四月から八月まで

12　第十項に規定する者は、その所持する揮発油の貯蔵場所及び貯蔵場所ごとの数量を記載した申告書を、この法律の施行後二十日以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

13　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

14　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「物品税法第九条」の下に「、揮発油税法第十七条第一項」を加える。

第八条及び第九条中「物品税」の下に「、揮発油税」を加える。

15　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）」を「揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）」に改める。

第十条第一項中「所轄税務署長」を「所轄税務署長又は所轄税関長」に、「引き取る」を「移出し、又は保税地域から引き取る」に改め、同条第二項中「所轄税務署長」を「所轄税務署長又は所轄税関長」に改め、同条第三項中「所轄税務署長」を「、「所轄税務署長」とあるのは、「所轄税務署長又は所轄税関長」と読み替える」に改める。

第十一条第一項中「所轄税務署長」を「所轄税務署長又は所轄税関長」に改める。

16　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）」を「揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）」に改める。

17　道路整備費の財源等に関する臨時措置法（昭和二十八年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「揮発油税法による揮発油税（以下「揮発油税」という。）」を「揮発油税」に改める。

18　日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）」を「揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）」に改める。

第四条第二項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第十二条」に改める。

第五条第一項中「又は引取」及び「又は引取人」を削り、同条第二項中「物品税法」の下に「又は揮発油税法」を加え、同項中「同法第十条第一項」を「物品税法第十

条第一項又は揮発油税法第十二条第一項」に改め、同項中「物品税」の下に「又は揮発油税」を加える。

19　日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）」を「揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）」に改める。

20　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）」を「揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号。」に改める。

第二条第二号中「同法第十五条（揮発油とみなす場合）」を「同法第六条（揮発油等とみなす場合）」に改める。

第六条第一項中「揮発油税法第十三条、」を削る。

21　日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条中「揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）による」を削る。

22　租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第一条中「揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）」を「揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）」に改める。

第二条第三項第三号中「規定する揮発油」の下に「（同法第六条の規定により揮発油とみなされる物を含む。）」を加える。

第八十九条及び第九十条を次のように改める。

（石油化学原料として消費される揮発油の免税）

第八十九条　エチレンその他の政令で定める化学製品の原料として揮発油を消費することについて揮発油税法第五条の規定の適用がある場合において、当該製品の製造者が、大蔵省令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長（当該製造場が保税地域に該当する場合には、所轄税関長）の承認を受けて揮発油を当該消費に充てるときは、その消費に係る揮発油税を免除する。

2　前項に規定する製品（揮発油を原料とするものに限る。以下この項において同じ。）の製造者が揮発油の製造者でないときは、これを揮発油の製造者とみなし、

同項に規定する製品の製造場が揮発油の製造場でないときは、これを揮発油の製造場とみなして、揮発油税法を適用する。

3　税務署長又は税関長は、第一項の承認を与える場合において、取締上必要があると認めるときは、その承認に係る揮発油及びこれを原料とした製品をそれぞれその他の揮発油及び製品と区別して貯蔵すべきこと並びに大蔵省令で定めるところにより同項に規定する製品の製造、貯蔵若しくは販売に関する事項を帳簿に記載し、又は当該事項を記載した書類を提出すべきことを命ずることができる。

（航空機の燃料用揮発油等の免税）

第九十条　揮発油税法の施行の日から昭和三十四年三月三十一日までの間に、次に掲げる用途に供する揮発油のうち、その用途に応じ、政令で定める規格を有するもので、大蔵省令で定めるところによりその製造場（保税地域に該当するものを除く。以下この条において同じ。）の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものについては、

当該移出又は引取に係る揮発油税及び地方道路税を免除する。

一　航空機の燃料用

二　ゴムの溶剤用その他製造に直接供する用途で政令で定めるもの

2　揮発油税法第十四条第六項の規定は、前項の承認を受けて移出し、又は引き取つた揮発油で、大蔵省令で定めるところにより、税務署長又は税関長が指定した期限内に同項各号の用途に供しようとする場所に移入されたことの証明書の提出がないものについて準用する。この場合において、揮発油税を徴収することとなるときは、当該揮発油を移出し、又は引き取つた者から地方道路税をあわせて徴収する。

3　第一項の規定の適用を受けた揮発油を同項各号の用途に供しようとした者が、当該揮発油を当該用途以外の用途に消費し、又は譲り渡したときは、当該揮発油を揮発油の製造場から移出したものとみなし、その者を揮発油の製造者とみなして、揮発油税法及び地方道路税法を適用する。この場合における課税標準は、揮発油税法第八第第一項の規定にかかわらず、当該揮発

油の数量とし、同法第十条第一項に規定する申告書は、同項の規定にかかわらず、その消費し、又は譲り渡した日から五日以内に提出するものとし、当該揮発油税及び地方道路税は、同法第十二条第一項の規定にかかわらず、当該申告書が提出された後、直ちに徴収する。

4　揮発油税法第十四条第四項の規定は、第一項の承認について、同法第二十四条及び第二十六条の規定は、第一項の規定の適用を受けた揮発油を同項各号の用途に供する者について、それぞれ準用する。

23　前項の規定による改正前の租税特別措置法第八十九条の承認を受けて製造場又は保税地域から引き取られた揮発油の当該引取に係る揮発油税及び地方道路税の徴収又は免除については、第七項に定めるものを除くほか、なお従前の例による。

地方道路税法の一部を改正する法律

（昭和三十二年四月六日）
（法律第五十六号）

地方道路税法（昭和三十年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）」を「揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）」に、「第十五条」を「第六条」に改める。

第四条中「二千円」を「三千五百円」に改める。

第五条を次のように改める。

（納税義務者）

第五条　揮発油の製造者（揮発油税法第五条第一項ただし書、第七条第一項又は第十四条第五項の規定により揮発油の製造者とみなされる者を含む。以下同じ。）は、その揮発油の製造場（揮発油税法第七条第二項又は第十四条第五項の規定により揮発油の製造場とみなされる場所を含み、保税地域に該当する揮発油の製造場を除く。以下同じ。）から移出した揮発油（揮発油税法第五条第一項の規定の適用がある場合には、その消費される揮発油）の数量に応じ、地方道路税を納める義務がある。

2　揮発油を保税地域から引き取る者（揮発油税法第五条第二項の規定の適用がある場合には、その消費者。以下同じ。）は、その引き取る揮発油（揮発油税法第五条第二項の規定の適用がある場合には、その消費される揮発油）の数量に応じ、地方道路税を納める義務がある。

3　前二項の規定は、揮発油税法第十四条第一項本文又は第十五条第一項本文の規定の適用を受けて揮発油を揮発油の製造場から移出した場合又はこれらの規定の適用を受けて揮発油を保税地域から引き取る場合には、適用しない。

4　前項の規定の適用を受けた揮発油について揮発油税法第十四条第六項、第十五条第四項又は第二十八条第二項の規定により揮発油税を徴収することとなるときは、当該揮発油を移出し、又は引き取つた者から地方道路税を徴収する。

第六条を次のように改める。

（燈油の免税）

第六条　揮発油税法第十六条第一項の規定により燈油に該当する揮発油について揮発油税を免除するときは、当該燈油に該当する揮発油に係る地方道路税を免除する。

第七条第二項中「十三分の二」を「百八十三分の三十五」に、「十三分の十一」を「百八十三分の百四十八」に改める。

第八条第一項中「第五条第一項ただし書」を「第十三条」に改め、同条第二項中「第十条第一項」を「第十八条第一項又は第二項」に、「担保を提供させる」を「担保の提供を命ずる」に、「提供させなければ」を「提供すべきことを命じなければ」に改め、同条第三項中「第五条第二項及び第五条の二」を「第十八条第三項から第五項まで及び第十九条から第二十一条まで」に、「提供された」を「提供される」に改め、同条第四項を削る。

第九条を次のように改める。

（戻入れの場合の地方道路税の控除等）

第九条　揮発油税法第十七条第一項から第三項まで又は第四項の規定により揮発油税額に相当する金額の控除又は当該控除すべき金額若しくはその不足額の還付が行われるときは、当該控除又は還付に係る金額の計算に準じて計算した地方道路税額に相当する金額を、当該控除又は

還付に係る金額にあわせて控除し、又は還付する。

2　前項の規定により揮発油税額に相当する金額の控除又は還付にあわせて地方道路税額に相当する金額の控除又は還付が行われたときは、これらの控除又は還付に係る金額の合算額の百八十三分の三十五に相当する地方道路税額に相当する金額及び百八十三分の百四十八に相当する揮発油税額に相当する金額の控除又は還付があつたものとする。

3　第一項の規定による控除を受けようとする者は、当該控除に係る揮発油につき徴収された、又は徴収されるべき地方道路税額につき事実を証する書類を、揮発油税法第十七条第五項の規定により提出すべき書類にあわせて提出しなければならない。

4　第一項の規定による還付を受けようとする者は、揮発油税法第十七条第六項の規定による還付の申請にあわせてその申請をしなければならない。

第十条第一項中「第十五条の二」を「第二十二条」に、「十三分の二」を「百八十三分の三十五」に改め、同条第二項中「第十五条の二」を「第二十二条」に、「十三分の十一」を「百八十三分の百四十八」に改める。

第十一条第一項中「国税徴収法」の下に「（明治三十年法律第二十一号）」を加え、同項中「十三分の二」を「百八十三分の三十五」に、「十三分の十一」を「百八十三分の百四十八」に改める。

第十二条第四項及び第十三条第一項中「十三分の二」を「百八十三分の三十五」に、「十三分の十一」を「百八十三分の百四十八」に改める。

第十四条に次の一項を加える。

3　前項の規定は、第九条及び揮発油税法第十七条の規定による地方道路税及び揮発油税の控除に係る金額の合算額又はこれらの規定による地方道路税及び揮発油税の還付に係る金額の合算額について準用する。

第十四条の次に次の一条を加える。

（当該職員の権限）

第十四条の二　国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員（以下「当該職員」という。）は、地方道路税に関する調査について必要な範囲内で、次に掲げる行為をすることができる。

一　揮発油の製造者又は販売業者に対して質問し、又はこれらの者の業務に関する揮発油、帳簿書類その他の物件を検査すること。

二　揮発油を保税地域から引き取る者に対して質問し、その引き取る揮発油を検査すること。

三　第一号に規定する者の業務に関する揮発油又は前号に規定する揮発油について必要最小限度の分量の見本を採取すること。

四　運搬中の揮発油を検査し、又はこれを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。

2　当該職員は、地方道路税に関する調査について必要がある場合には、揮発油の製造者又は販売業者の組織する団体（当該団体をもつて組織する団体を含む。）に対して、その団体員の揮発油の製造又は取引に関し参考となるべき事項を諮問することができる。

3　第一項第三号の規定により採取した見本に関しては、第五条第一項又は第二項の規定は、適用しない。

4　当該職員は、第一項又は第二項の規定により職務を執行する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5　第一項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のため

に認められたものと解してはならない。

第十五条第一項第一号中「行為によつて地方道路税を免かれた者」を「行為により地方道路税を免かれ、又は免かれようとした者」に改め、同項第二号を次のように改め、同項第三号及び第四号を削る。

二　偽りその他不正の行為により第九条第一項の規定による還付を受け、又は受けようとした者

第十五条第二項中「相当する金額」の下に「又は還付金に相当する金額」を加え、同条第三項を次のように改める。

3　揮発油の製造者が第一項第一号の規定に該当する場合において、当該地方道路税に係る揮発油が既にその揮発油の製造場から移出されているとき（揮発油税法第五条第一項の規定の適用がある場合には、当該地方道路税に係る揮発油が既にその揮発油の製造場において消費されているとき）は、直ちにその地方道路税を徴収する。

第十五条の次に次の一条を加える。

第十五条の二　第十四条の二第一項第一号若しくは第二号の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号から第三号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは

地方道路税法の一部を改正する法律（五六）

忌避した者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

第十六条中「前条」を「第十五条第一項」に改める。

第十七条中「第十五条」を「第十五条第一項又は第十五条の二」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日の翌日から施行する。

2　この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた地方道路税については、なお従前の例による。

3　改正前の地方道路税法（以下「旧法」という。）第五条第二項の規定の適用を受けて製造場又は保税地域から引き取られた揮発油の当該引取に係る地方道路税の徴収並びに当該揮発油の消費及び譲渡に係る地方道路税の徴収については、次項に定めるものを除くほか、なお従前の例による。

4　揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）附則第七項の規定の適用を受ける揮発油について、前項においてその例によるものとされる旧法第五条第三項の規定又は揮発油税法附則第七項第三号に規定する法律の規定により地方道路税の追徴が行われる場合における地方道路税の徴収については、改正後の地方道路税法（以下「新法」という。）第四条の規定を適用する。

5　揮発油税法附則第十項の規定の適用を受ける揮発油には、当該揮発油に係る揮発油税額の三十八分の十五に相当する税額の地方道路税を課し、当該地方道路税の税額を、同項に規定する揮発油の製造者又は販売業者から、同法附則第十一項に規定する区分により徴収される揮発油税額にあわせて徴収する。

6　前項の規定による地方道路税については、新法第七条第二項及び第十条から第十三条まで中「百八十三分の三十五」とあるのは、「五十三分の十五」と、「百八十三分の百四十八」とあるのは、「五十三分の三十八」と、それぞれ読み替えてこれらの規定を適用する。

7　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「揮発油税法第十七条第一項」の下に「、地方道路税法第九条第一項（揮発油税法第十七条第一項の規定に係る部分に限る。）」を加える。

第八条及び第九条中「揮発油税」の下に「、地方道路税」を加える。

9　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「、揮発油税法第十二条並びに地方道路税法第五条」を「並びに揮発油税法第十二条」に改める。

10　日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「、揮発油税法第十二条及び地方道路税法第五条」を「及び揮発油税第十二条及び地方道路税法第五条」を「及び揮発油税法第十二条」に改める。

第五条第二項中「揮発油税法」の下に「及び地方道路税法」を、「揮発油税」の下に「及び地方道路税」を加える。

11　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第六第第一項中「地方道路税法第九条第二項及び」を削る。

12　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十九条第一項中「第五条」の下に「及び地方道路税法第五条第一項又は第二項」を、「消費に係る揮発油税」の下に「及び地方道路税」を加え、同条第二項中「揮発油税法」の下に「及び地方道路税法」を加える。

第九十条第四項中「第二十六条」の下に「並びに地方道路税法第十四条の二」を加える。

昭和三十一年の災害による被害農家に対する米穀の売渡の特例に関する法律

（昭和三十二年四月六日）
（法律第五十七号）

（この法律の趣旨）

第一条　この法律は、昭和三十一年の政令で定める災害

（以下「災害」という。）による被害農家が食糧の用に供するため必要とする米穀の売渡についての特別の措置につき規定するものとする。

（定義）

第二条　この法律において「被害農家」とは、米穀を生産する農家であつて、災害による著しい減収のためその生産に係る米穀がその農家の飯用消費量に著しく不足する旨の都道府県知事の認定を受けたものをいう。

（米穀の売渡）

第三条　市町村が被害農家に対しその飯用消費量を基準として災害による減収の程度を参しやくして農林大臣の定める数量の米穀を売り渡すのに必要な数量の米穀を都道府県が当該市町村に売り渡す場合には、政府は、当該都道府県に対し、これに必要な数量の米穀を農林省令で定める手続に従い売り渡すものとする。

（売渡の価格）

第四条　政府が前条の規定により都道府県に米穀を売り渡す場合の価格は、被害農家の売渡を受ける当該米穀の購入価格がおおむね次の各号に掲げる額となるように農林大臣が定める。

一　国内産米穀については玄米（三等）一石につき、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県及び福井県において生産されたものにあつては九、四七〇円、その他の都府県において生産されたものにあつては九、四九五円

二　輸入米穀については前号の額を基準として農林大臣が定める額

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

開拓営農振興臨時措置法

（昭和三十二年四月六日）
（法律第五十八号）

（目的）

第一条　この法律は、営農の基礎が不安定な開拓者が協同して自主的にその営農の改善を図ろうとする場合に、これに必要な助成等の措置を講ずることにより、これらの開拓者に営農の基礎を確立させ、もつて開拓地における農業の健全な発展に資することを目的とする。

（開拓営農振興組合）

第二条　この法律で「開拓営農振興組合」とは、その組合員たる開拓者で次の各号の一に該当するものの数が農林省令で定める基準に達している旨の都道府県知事の認定を受けた農業協同組合であつて、当該開拓者からの申請に基き、政令で定めるところにより、総会の議決を経て、振興計画（これらの開拓者の営農条件を改善するために当該農業協同組合が行うべき措置について定める計画をいう。以下同じ。）をたて、当該振興計画につき都道府県知事の承認を受けているものをいう。

一　その配分を受けた土地の自然的条件の劣悪、開墾建設工事の遅滞その他その者の責に帰することができない理由により、農業生産の基礎的条件の整備が遅延しているため、農業による総収入額が農林省令で定める基準に達しないこと。

二　その者の負債で農林省令で定めるものの年間要償還額が農林省令で定める基準をこえていること。

2　前項の振興計画は、農林省令で定めるところにより、同項に規定する開拓者の作成する営農改善計画に基き、次の各号に掲げる事項について定めるものとし、当該振興計画についての同項の承認の申請は、昭和三十四年三月三十一日までにするものとする。

一　営農改善計画の達成に必要な開墾建設工事、開墾作業等農業生産の基礎的条件の整備に関する事項

二　営農改善計画の達成に必要な資金の調達及び償還に関する事項

三　前二号に掲げる事項について国、地方公共団体、金融機関等から受けようとする援助に関する事項

四　その他農林省令で定める事項

（国の助成措置）

第三条　政府は、都道府県が、農林中央金庫又は政令で定める農業協同組合連合会（以下「融資機関」と総称する。）との契約により、当該融資機関が営農改善資金を貸し付けようとする開拓営農振興組合に対し当該資金に充てるために貸し付けた資金につき、当該融資機関に対し利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費の一部を、毎年度、予算の範囲内において、当該都道府県に対し補助することができる。

2　前項に規定する営農改善資金は、開拓営農振興組合が、第二条第一項に規定する開拓者に対し、当該開拓者が当

該組合から借り入れた災害に係る経営資金（その経営資金の貸付に充てるための資金を、農業協同組合連合会が、都道府県との契約により利子補給又は損失補償を受けることを条件として当該組合に貸し付けた場合に、当該開拓者が当該組合からその貸付金の使途に従つて貸付を受けた経営資金で政令で定めるものに限る。）の返済に充てるために必要な資金として利率年五分五厘以内（政令で定める場合は、年三分五厘以内）及び政令で定めるその他の条件で貸し付ける資金とする。

3　第一項の規定により政府が都道府県に対して交付する補助金の額は、当該利子補給額の百分の五十に相当する額又は当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年二分五厘の割合で計算した額のどちらか低い額の範囲内とする。ただし、貸付金の利率が前項の規定により年三分五厘以内に定められている資金に係るものにあつては、当該利子補給額の百分の六十五又は当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年四分五厘で計算した額のどちらか低い額の範囲内とする。

第四条　政府は、都道府県が、融資機関との契約により、当該融資機関が前条第一項に規定する営農改善資金を貸

し付けようとする開拓営農振興組合に対し当該資金に充てるための資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、当該融資機関に対し補償する場合における当該損失補償に要する経費の一部を、毎年度、予算の範囲内において、当該都道府県に対し補助することができる。

2　前項の契約は、その契約条項中に次の各号に掲げる事項を含むものでなければならない。

一　融資機関は、当該契約により損失補償を受けた後も善良な管理者の注意をもつて当該融資に係る債権の回収に努めなければならないこと。

二　融資機関は、当該契約により損失補償を受けた後に当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから、債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これで当該融資につき損失補償を受けない損失をうめ、なお残額があるときは、当該契約により都道府県から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を当該都道府県に納付しなければならないこと。

3　第一項の規定により政府が都道府県に対して交付する損失補償についての補助金の額は、当該損失補償額の百分の五十に相当する額又は当該損失補償の対象となつた貸付金の総額の百分の二十五に相当する額のどちらか低い額の範囲内とする。

（政府への納付金）

第五条　前条第一項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、融資機関から同条第二項第二号の契約条項による納付金を受けたときは、その一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

（国及び都道府県の援助）

第六条　国及び都道府県は、第三条及び第四条に規定する助成措置のほか、開拓営農振興組合に対し、その振興計画の達成に資するため必要な援助に努めるものとする。

（農地法等の特例）

第七条　開拓営農振興組合の組合員たる第二条第一項に規定する開拓者から、農林省令で定めるところにより、その者が旧自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号。以下「措置法」という。）第四十一条第一項第一号、第三号若しくは第四号又は同条第四項で準用する措置法第二十八条の規定農地法施行法（昭和二十七年法律第二百三十号。以下「施行法」という。）第三条の規定によりこれらの規定の例による場合を含む。）（買収した未墾地の売渡）により売渡を受けた土地、権利又は立木、工作物その他の物件（採草放牧地にあつては、措置法第四十条の六第一項（開発して農地とすべき牧野等の指定）の規定により指定されたものに限る。）で施行法第十二条（売渡後の未墾地の特例）の規定により適用される農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第七十一条（売渡後の検査）の規定による都道府県知事の検査が完了していないものについて、当該検査の時期を延期すべき旨の申請があつたときは、都道府県知事は、施行法第十二条の規定により適用される農地法第七十一条の規定にかかわらず、措置法第四十一条第二項で準用する措置法第二十条第一項（売渡通知書の交付）の売渡通知書に記載された売渡の時期から起算して八年をこえない範囲内で相当と認める期日を指定し、その期日の到来後遅滞なく当該検査を行うものとする。

2　前項に規定する土地、権利又は立木、工作物その他の物件で同項の申請に係るものについて施行法第十二条前段の規定により農地法第七十二条第一項ただし書（買戻）、第七十三条第一項（処分の制限）及び第七十四条（適用除外）の規定を適用する場合には、施行法第十二条後段

行政機関の区分	定員	備考
本府	一、六九一人	
公正取引委員会	二三七人	
国家公安委員会		
警察庁	七、五九四人	うち九八五人は、警察官とする。
国家消防本部	一〇五人	
土地調整委員会	一八人	
首都圏整備委員会	二二人	
総理府		
宮内庁	三、九三二人	
調達庁	二七二人	
行政管理庁	一、五九一人	
北海道開発庁	三、二二二人	
自治庁	二四四人	
防衛庁	—人	
経済企画庁	三六六人	
科学技術庁	四一七人	
計	一九、七一一人	うち一〇、四七一人は、検察庁の職員とする。
法務省		
本省	四二、二六四人	
司法試験管理委員会	—人	
公安審査委員会	一〇人	
公安調達庁	一、六三七人	
計	四三、九一一人	
外務省		
本省	一、七七八人	
大蔵省		
本省	二〇、九六七人	
国税庁	五〇、三三四人	
計	七一、三〇一人	

行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和三十二年四月十日法律第五十九号）

行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

めることができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律

（昭和三十二年四月十日法律第五十九号）

行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

行政機関の区分	定員	備考
本府	一、六九一人	
公正取引委員会	二三七人	
国家公安委員会		
警察庁	七、五九四人	うち九八五人は、警察官とする。
国家消防本部	一〇五人	
土地調整委員会	一八人	
首都圏整備委員会	二二人	
総理府		
宮内庁	三、九三二人	
調達庁	二七二人	
行政管理庁	一、五九一人	
北海道開発庁	三、二二二人	
自治庁	二四四人	
防衛庁	—人	
経済企画庁	三六六人	
科学技術庁	四一七人	
計	一九、七一一人	うち一〇、四七一人は、検察庁の職員とする。
法務省		
本省	四二、二六四人	
司法試験管理委員会	—人	
公安審査委員会	一〇人	
公安調達庁	一、六三七人	
計	四三、九一一人	
外務省		
本省	一、七七八人	
大蔵省		
本省	二〇、九六七人	
国税庁	五〇、三三四人	
計	七一、三〇一人	

文部省	本省	六三、四五四人
	文化財保護委員会	四二四人
	計	六三、八七八人
厚生省	本省	四三、七〇六人
農林省	本省	二三、二八六人
	食糧庁	二五、四三八人
	林野庁	二〇、八四七人
	水産庁	一、三七一人
	計	七〇、九四二人
通商産業省	本省	一二、〇〇一人
	特許庁	九三二人
	中小企業庁	一七四人
	計	一三、一〇七人
運輸省	本省	九、一一五人
	船員労働委員会	五四人
	捕獲審検再審査委員会	五人
	海上保安庁	一〇、八一五人
	海難審判庁	一八六人
	気象庁	五、一八九人
	計	二五、三六四人
郵政省	本省	二六一、〇〇一人
労働省	本省	一九、一五五人
	中央労働委員会	八五人
	公共企業体等労働委員会	一二八人
	計	一九、三六八人
建設省	本省	九、九〇七人
合計		六四三、九七四人

うち六一、九〇七人は、国立学校の職員とする。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十二年四月一日から適用する。

（暫定定員）

第二条 改正後の行政機関職員定員法（以下「新法」という。）第二条第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる各行政機関においては、それぞれ、同表中欄に掲げる日までの間の職員の定員は、同表下欄に掲げる員数を新法第二条第一項に規定する定員に加えたものとする。

警察庁	昭和三十二年九月三十日	一人
科学技術庁	昭和三十二年十一月三十日	一人
法務省本省	昭和三十二年十一月三十日	一人

大蔵省本省	昭和三十二年九月三十日 昭和三十二年十一月三十日 昭和三十二年十二月三十一日	一二三人 一二二人 一二〇人
厚生省本省	昭和三十二年五月十五日 昭和三十三年五月十五日	五四〇人 二七〇人
農林省本省	昭和三十二年九月三十日 昭和三十二年十一月三十日	二人 一人
通商産業省本省	昭和三十二年九月三十日 昭和三十二年十一月三十日	一四二人 四人
運輸省本省	昭和三十二年六月三十日 昭和三十二年十一月三十日	八二人 一人
建設省本省	昭和三十二年十一月三十日	一人

（行政機関職員定員法の一部を改正する法律の一部改正）

第三条 行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十項の表厚生省の項中

「昭和三十二年五月十五日 | 五四〇人」を「昭和三十二年五月十五日 | 二七〇人
昭和三十三年五月十五日 | 二七〇人」に改める。

第四条 行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の表厚生省本省の項中「昭和三十二年五月十五日」を「昭和三十二年三月三十一日」に改める。

地方税法の一部を改正する法律

（昭和三十二年四月十日）
（法律第六十号）

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第七節　木材引取税（第五百五十一条―第六百十八条）
第八節　入湯税（第六百十九条―第六百二十八条）
第九節　市町村法定外普通税（第六百二十九条―第六百三十三条）」を

「第七節　木材引取税（第五百五十一条―第六百十八条）
第八節　市町村法定外普通税（第六百十九条―第六百二十九条の三）」に、

「第二節　都市計画税（第七百一条―第七百一条の二十九）
第三節　水利地益税等（第七百二条―第七百三十三条）」を

「第二節　入湯税（第七百一条―第七百二条の七）
第三節　都市計画税（第七百三条―第七百三十三条）
第四節　水利地益税等（第七百二条―第七百三十三条）」に改める。

第五条第二項第八号を削り、同条第四項中「市町村は、」の下に「前項に規定するものを除くほか、」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　鉱泉浴場所在の市町村は、目的税として、入湯税を課するものとする。

第十一条の三の次に次の一条を加える。

（人格のない社団等に対する本章の規定の適用等）

第十一条の四　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるもの（以下本章中「人格のない社団等」という。）は、法人とみなして、本章中法人に関する規定をこれに適用する。

2　法人が人格のない社団等の財産に属する権利義務を包括して承継する場合においては、当該法人は、第九条第一項又は第十条第一項の規定の適用がある場合を除くほか、当該人格のない社団等に課されるべき地方税又は当該人格のない社団等が納付し、若しくは納入すべき地方

団体の徴収金及び当該人格のない社団等の未納に係る地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を負う。

3　前項の場合において、法人が人格のない社団等の財産に属する権利義務の一部を承継したときは、当該法人は、その承継の時において当該人格のない社団等に課されるべき地方税又は当該人格のない社団等が納付し、若しくは納入すべき地方団体の徴収金及び当該人格のない社団等の未納に係る地方団体の徴収金について、それぞれその時における人格のない社団等の財産のうち当該法人が承継した財産の占める割合を乗じて計算して得た額の地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を負う。

4　徴税吏員は、人格のない社団等が納期限までに地方団体の徴収金を完納しない場合においては、当該人格のない社団等に属する財産について、国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）の規定の例によって、滞納処分をすることができる。

5　前項の場合において、人格のない社団等以外の者が同項の規定による処分に対して国税徴収法第十四条の規定による請求又はこの法律の規定による異議の申立若しくは出訴をしたときは、その財産の公売は、当該請求、異議の申立又は訴が係属している間は、することができない。

6　地方団体は、第九条第二項又は第十条第二項の規定の適用がある場合を除くほか、人格のない社団等が納期限までに地方団体の徴収金を完納しない場合において、払戻又は分配をした財産（当該地方団体の徴収金の納期限の二年前までに払戻又は分配をしたものを除く。）があるときは、当該人格のない社団等について、滞納処分をしてもなおその徴収され、納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金が徴収できないと認められる場合に限り、その払戻又は分配を受けた財産の価額を限度として、当該払戻又は分配を受けた者に当該地方団体の徴収金を納付させ、又は納入させることができる。

7　第十一条の二第二項から第四項まで及び第六項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項から第四項まで及び第六項中「同族会社」とあるのは、「第十一条の四第六項の規定による処分を受けた者」と読み替えるものとする。

第十六条の五中「（明治三十年法律第二十一号）」を削る。

第十六条の六第二項中「責任者」の下に「とし、人格のない社団等で代表者の定がなく、管理人の定があるものにあつては、管理人とする。」を加える。

第十八条第一項中「地方団体が還付のために支出し、」を「地方団体が還付のために支出を決定し、」に改める。

第二十四条第一項第四号中「管理人の定のあるもの」の下に「（次項に規定するものを除く。以下第二十六条第一項、第二十七条第二項、第五十二条第三項及び第五十三条第六項において同じ。）」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定があり、かつ、法人税法第一条第二項において法人とみなされるものは、法人とみなして、本節中法人に関する規定をこれに適用する。

第二十七条第二項中「法人の代表者」を「法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下第三十条第二項、第五十条第五項、第六十二条第一項及び第四項、第六十九条第四項並びに第七十条第二項において同じ。）」に改め、同条に次の一項を加える。

3　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものについて前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三十条に次の一項を加える。

3　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものについて前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるも

のを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三十二条第二項中「百分の六」を「百分の八」に改める。

第三十六条第二項中「第四項まで」を「第六項まで」に改め、同条第三項中「町村合併促進法（昭和二十八年法律第二百五十八号）第十四条」を「新市町村建設促進法（昭和三十一年法律第百六十四号）第二十二条」に改める。

第四十条に次の一項を加える。

3　所得税額を課税標準として市町村民税の所得割を課する市町村の長が前二項の規定によつて道府県民税の所得割額を決定し、又は変更する場合において、前二項の規定によつて決定し、又は変更する道府県民税の所得割の額及び当該市町村の税率によつて算定した当該年度分の市町村民税の所得割の額並びに当該所得割の課税標準となる所得税額の合計額が所得税法第十三条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の百分の八十に相当する額をこえることとなるときは、当該道府県民税の所得割の額は、前二項

の規定によつて決定し、又は変更すべき道府県民税の所得割の額から、その超過額に当該道府県民税の所得割の額を当該道府県民税の所得割の額と当該市町村民税の所得割の額との合計額で除して得た数値を乗じて得た額を控除した額に相当する額とする。

第四十二条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第五十条に次の一項を加える。

6　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものについて、前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五十一条第二項を次のように改める。

2　法人税割の税率は、第五十三条第一項の規定によつて申告納付するものにあつては同条同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在、同条第二項の規定によつて申告納付するものにあつては解散又は合併の日現在における税率による。

第五十二条第二項を次のように改める。

2　法人（次項及び第四項に掲げるものを除く。）の均等割の税率は、次条第一項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における税率による。

第五十二条第三項中「法人税額の課税標準の算定期間又は」を「第二項の法人税額の課税標準の算定期間又は第三項若しくは前項に規定する」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　法人税法第四条の法人及び同法第五条第一項の法人で均等割のみを課されるもの（「法人税法第四条の法人等」という。以下次条第六項において同じ。）並びに法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものの均等割の税率は、均等割額の算定期間（前年四月から三月までの間とする。）の末日現在における税率による。

4　解散した法人の均等割の税率は、均等割額の算定期間（法人税法第二十二条の二第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割と合算して課する均等割にあつては当該法人税額に係る事業年度、同法第二十二条の四第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割と合算して課する均等割にあつては残余財産が確定した日の属する事業年度開始の日から当該残余財産が確定した日までの間とする。以下次条第二項において同じ。）の末日現在における税率による。

第五十三条第一項及び第二項を次のように改める。

法人税法第十八条第一項、第十九条第一項、第二十条第一項又は第二十一条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、当該申告書の提出期限までに、総理府令で定める様式によつて、当該申告書に係る法人税額、これを課税標準として算定した法人税割額、均等割額その他必要な事項を記載した申告書をその法人税額の課税標準の算定期間（法人税法第十九条第一項本文の申告書に係る法人税額にあつては、当該事業年度開始の日から六箇月の期間とする。以下法人の道府県民税について同じ。）中において有する事務所、事業所又は寮等所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した道府県民税額（当該道府県民税額についてすでに納付すべきことが確定しているものがある場合においては、これを控除した額）を納付しなければならない。

2　法人税法第二十二条の二第一項、第二十二条の三第一

項、第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、当該申告書の提出期限までに、総理府令で定める様式によつて、当該申告書に係る法人税額、これを課税標準として算定した法人税割額、均等割額その他必要な事項を記載した申告書を解散又は合併の日の属する事業年度中においてそれぞれ当該解散した法人又は合併により消滅した法人の有する事務所、事業所又は寮等所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した道府県民税額（当該道府県民税額についてすでに納付すべきことが確定しているものがある場合においては、これを控除した額）を納付しなければならない。ただし、当該道府県民税額のうち均等割額については、法人税法第二十二条の二第一項又は第二十二条の四第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人のみが、その均等割額の算定期間中において有する事務所、事業所又は寮等所在地の道府県知事に申告書を提出し、及びその申告した均等割額を納付するものとする。

第五十三条第四項中「法人税額の課税標準の算定期間（第一項又は第二項に規定する課税標準の算定期間をいう。以下法人の道府県民税について同じ。）中において有する事務所又は事業所」を「法人税額の課税標準の算定期間中において有する事務所又は事業所（第二項本文の法人にあつては、解散又は合併の日の属する事業年度中においてそれぞれ当該解散した法人又は合併により消滅した法人の有する事務所又は事業所とする。以下第五十七条第二項において同じ。）」に、「当該課税標準の算定期間に係る法人税割額」を「当該法人税割額」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　法人税法第十八条第一項又は第二十一条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で、当該事業年度開始の日前五年以内に開始した事業年度において総損金が総益金をこえることとなつたため、同法第二十六条の四の規定によつて法人税額の還付を受けたものが納付すべき当該事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額は、第一項及び前項の規定にかかわらず、そのこえる損金の額が当該事業年度の法人税の計算について法人税法第九条第五項の規定を適用した場合において損金に算入することを認められるものであるときに限り、第一項又は前項の規定によつて申告納付すべき当該事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額から、当該法人税額を限度として、還付を受けた法人税額を控除したものとする。この場合において、控除する法人税額は、前事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた額に限る。

第五十三条第六項中「法人税法第四条の法人」を「法人税法第四条の法人等」に、「前年四月から三月までの間」を「前条第三項に規定する均等割額の算定期間中」に改め、同条第七項中「第二項から第四項まで」を「第一項から第四項まで」に改める。

第五十七条第二項中「第五十三条に規定する法人税額の課税標準の算定期間中において有する関係道府県内ごとの事務所又は事業所」を「関係道府県ごとに、法人税額の課税標準の算定期間中において有する事務所又は事業所」に改め、「当該期間」の下に「（第五十三条第一項の規定によつて申告納付する法人税割の課税標準たる法人税額にあつては法人税額の課税標準の算定期間、同条第二項の規定によつて申告納付する法人税割の課税標準たる法人税額にあつては解散した法人又は合併により消滅した法人の解散又は合併の日の属する事業年度とする。以下本項において同じ。）」を加え、「当該課税標準の算定期間」を「当該期間」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前二項に定めるもののほか、法人税割の課税標準たる法人税額の分割について必要な事項は、総理府令で定める。

第六十二条第一項中「法人等の代表者」を「法人の代表者」に改め、同条に次の一項を加える。

5　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものについて前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第六十三条第二項中「又は決定に係る法人税額の課税標準の算定期間の末日」を「若しくは決定に係る法人税額の課税標準の算定期間の末日又は解散若しくは合併の日」に改める。

第六十九条に次の一項を加える。

5　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものについて前項の規定の適用がある場合において

地方税法の一部を改正する法律（六〇）

は、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七十条に次の一項を加える。

3　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものについて前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七十二条第五項中第二十号を第二十一号とし、第十九号の次に次の一号を加え、同項を同条第七項とする。

二十　公衆浴場業（政令で定める公衆浴場業を除く。）

第七十二条第四項を同条第六項とし、同条第三項第三十二号を次のように改め、同項を同条第五項とする。

三十二　公衆浴場業（第七項第二十号に掲げるものを除く。）

第七十二条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定があり、かつ、収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。以下事業税について「人格のない社団等」という。）は、法人とみなして、本節中法人に関する規定をこれに適用する。

3　外国法人のこの法律の施行地に事務所又は事業所を設けないで行う事業については、事務所又は事業所に準ずるもので政令で定める場所がある場合に限り、当該場所をもつて事務所又は事業所とみなして、事務税を課する。

第七十二条に次の一項を加える。

8　第二項の収益事業の範囲は、政令で定める。

第七十二条の四第一項に次の一号を加える。

六　外国法人で法人税法第四条第五号の規定により法人税を課されないもの

第七十二条の五第一項に次の一号を加える。

八　外国法人で法人税法第五条第一項第八号の規定により収益事業から生じた所得以外の所得に対する法人税を課されないもの

第七十二条の五第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項各号に掲げる法人」を「第一項各号に掲げる法人及び人格のない社団等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　道府県は、人格のない社団等の事業の所得で収益事業に係るもの以外のものに対しては、事業税を課することができない。

第七十二条の五の次に次の一条を加える。

（清算中の所得についての各事業年度の所得に対する事業税の非課税）

第七十二条の五の二　道府県は、法人（前条第一項各号に掲げる法人、人格のない社団等及び外国法人を除く。）の清算中に生じた所得に対しては、各事業年度の所得に対する事業税を課することができない。ただし、清算中の法人が継続し、又は合併により消滅した場合におけるその清算中に生じた所得については、この限りでない。

第七十二条の六中「前条第一項各号に掲げる法人」を「第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、人格のない社団等及び外国法人」に改める。

第七十二条の八第二項中「法人の代表者」を「法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。以下第七十二条の十第二項、第七十二条の三十七、第七十二条の六十第一項及び第五項、第七十二条の六十四第二項、第七十二条の六十九第四項並びに第七十二条の七十第二項において同じ。）」に改め、同条に次の一項を加える。

3　人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七十二条の十二中「地方鉄道事業、軌道事業、」を削る。

第七十二条の十三第五項を同条第七項とし、同条第四項中「法人が事業年度の中途において解散し、又は合併に因り」を「事業年度の中途において、法人（第七十二条の五

第一項各号に掲げる法人、人格のない社団等及び外国法人を除く。）が解散し、又は法人が合併により」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、人格のない社団等又は外国法人で清算中のものの残余財産が事業年度の中途において確定した場合においては、本節の適用については、その事業年度開始の日から残余財産確定の日までの期間を一事業年度とみなす。

第七十二条の十三第一項中「次項」の下に「若しくは第三項」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　人格のない社団等で定款、寄附行為、規則又は規約で事業年度その他これに準ずる期間を定めていないものが法人税法第七条第二項の規定による申告を政府にしなかつた場合においては、当該人格のない社団等の事業年度は、その年の一月一日（年の中途において新たに設立した人格のない社団等にあつては、その新たに設立した日の属する年に限り、その新たに設立した日）から十二月三十一日までの期間とする。

第七十二条の十四第四項中「、ガス供給業、地方鉄道事業及び軌道事業」を「及びガス供給業」に改める。

第七十二条の十七第一項中「所得税法第九条第三号」を「所得税法第九条第一項第三号」に改める。

第七十二条の十八第一項中「地方鉄道事業、軌道事業、」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「森林組合」の下に「（森林法第八十六条第二項に規定する生産組合で、その事業に従事する組合員に対し俸給、給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。）」を加え、「水産業協同組合」を「水産業協同組合（漁業生産組合で、その事業に従事する組合員に対し俸給、給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。）、輸出水産業組合」に改め、同項を同条第二項とする。

第七十二条の二十に次の二項を加える。

2　前項の者が鉱物の掘採事業に係る所得と精錬事業に係る所得とを区分することができる場合においては、当該者の精錬事業に係る事業税の課税標準とすべき所得は、同項の規定にかかわらず、その区分して計算した所得とする。

3　前項の場合においては、その区分計算の方法について、

事務所又は事業所所在地の道府県知事（二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う者にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）の承認を受けなければならない。その区分計算の方法を変更しようとする場合においても、また、同様とする。

第七十二条の二十一第三項中「一月に満たないときは一月とし、」を削り、「切り捨てる。」を「、一月とする。」に改める。

第七十二条の二十二第一項各号列記以外の部分中ただし書を削り、同項第一号中「地方鉄道事業、軌道事業、」を削り、同項第二号を次のように改める。

二　その他の事業を行う法人　所得及び清算所得の百分の八

その他の法人　所得のうち年五十万円以下の金額の百分の八

所得のうち年五十万円をこえ年百万円以下の金額の百分の十

所得のうち年百万円をこえる金額及び清算所得の百分の十二

第七十二条の二十二第三項中「、「五十万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とする。」を「「五十万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とし、「年百万円」とあるのは「百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とする。」に改め、同条第四項第八号中「漁業生産組合」の下に「（当該組合の事業に従事する組合員に対し俸給、給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。）」を加え、「及び水産業協同組合共済会」を「、水産業協同組合共済会及び輸出水産業組合」に改め、同項第九号中「森林組合」の下に「（森林法第八十六条第二項に規定する生産組合で、その事業に従事する組合員に対し俸給、給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。）」を加える。

第七十二条の二十二第六項第一号を次のように改める。

一　第一種事業を行う個人

所得から前条に規定する額を控除した金額（以下「課税所得金額」という。）のうち年五十万円以下の金額の百分の六

課税所得金額のうち年五十万円をこえる金額の百分の

第七十二条の二十二第三項中「、「五十万円に当該事業年

八

第七十二条の二十二第六項第三号中「第七十二条第五項」を「第七十二条第七項」に改め、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7　二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて第一種事業を行う個人の前項の所得は、第七十二条の五十四の規定により関係道府県に分割される前の所得によるものとする。

8　課税標準の算定期間が一年に満たない個人に対する第六項第一号の規定の適用については、同号中「年五十万円」とあるのは、「五十万円に当該課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とする。前条第三項の規定は、この場合における月数の計算について準用する。

第七十二条の二十三中「清算中」を「第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、人格のない社団等及び外国法人以外の法人の清算中」に改める。

第七十二条の二十六第七項及び第七十二条の二十七第三項中「第七十二条の五第一項各号」を「第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、人格のない社団等」に改める。

第七十二条の二十九第一項中「その合併法人」を「第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、人格のない社団等及び外国法人を除くものとし、これらの法人以外の清算中の法人の合併法人」に、「第七十二条の十三第四項」を「第七十二条の十三第五項」に改める。

第七十二条の三十五第一項中「その全員」の下に「とし、人格のない社団等で代表者の定がなく、管理人の定があるものにあつては、管理人とする。以下本条において同じ。」を加える。

第七十二条の三十七に次の一項を加える。

3　人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七十二条の四十一第一項中「地方鉄道事業、軌道事業、」を削り、「第七十二条の十八第三項の規定の適用を受ける法人」を「第七十二条の十八第二項の規定の適用を受ける法人、法人税が課されない法人」に改める。

第七十二条の四十五第二項中「提出したときは、」の下に「詐偽その他不正の行為により事業税を免かれた法人が政府又は道府県知事の調査により第七十二条の三十九又は第七十二条の四十一の規定による更正又は決定があるべきことを予知して修正申告書を提出した場合を除くほか、」を加える。

第七十二条の四十八第一項中「年五十万円をこえる部分」を「年五十万円をこえ年百万円（当該法人の事業年度が一年に満たない場合においては、第七十二条の二十二第三項の規定を適用して計算した金額。以下本項において同じ。）以下の部分の金額と年百万円をこえる部分」に改め、同条第六項中「地方鉄道事業又は軌道事業とこれらの事業以外の事業とをあわせて行う場合を除き、」を削り、同条第七項中「前四項」を「前五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　法人が二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて地方鉄道事業又は軌道事業とこれらの事業以外の事業とをあわせて行う場合においては、前項の規定にかかわらず、地方鉄道事業又は軌道事業に係る部分についてはそれらの事業以外の事業に係る部分についてはそれらの事業のうち主たる事業について定められた分割基準により、政令の定めるところによつて関係道府県ごとに当該法人の事業の課税標準額を分割するものとする。

第七十二条の五十第一項中「所得税法第九条第三号」を「所得税法第九条第一項第三号」に改める。

第七十二条の五十四第二項中「その所得」の下に「（第七十二条の二十二第六項の規定により、異なる税率を適用される所得があるときは、その異なる税率を適用される所得ごとに区分した所得とする。以下本条において同じ。）」を加える。

第七十二条の五十五中「所得税法第九条第三号」を「所得税法第九条第一項第三号」に改める。

第七十二条の六十に次の一項を加える。

6　人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七十二条の六十四に次の一項を加える。

地方税法の一部を改正する法律（六〇）

3　人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七十二条の六十五第七項中「所得税法第九条第三号」を「所得税法第九条第一項第三号」に改める。

第七十二条の六十九に次の一項を加える。

5　人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七十二条の七十に次の一項を加える。

3　人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七十三条の二十七に次の一項を加える。

2　前項の規定によつて不動産取得税及びこれに係る地方団体の徴収金を還付する場合においては、同項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日に不動産取得税及びこれに係る地方団体の徴収金の納付があつたものとみなして、第十八条第一項の規定を適用する。

第七十三条の二十八に次の一項を加える。

2　前条第二項の規定は、前項の場合における還付加算金の計算について準用する。

第七十五条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

第七十七条を次のように改める。

第七十七条　削除

第七十八条の次に次の一条を加える。

（ゴルフ場に係る娯楽施設利用税の課税の特例）

第七十八条の二　道府県は、ゴルフ場の利用に対しては、第七十五条の規定にかかわらず、当該道府県の条例の定めるところにより、その利用者に対し、利用の日ごとに定額により、娯楽施設利用税を課することができる。

2　前項の規定により娯楽施設利用税を課する場合において適用すべき娯楽施設利用税の標準税率は、一人一日について、二百円とする。

3　第一項の規定により娯楽施設利用税を課する場合においては、ゴルフ場の施設の整備の状況等に応じて、税率に差等を設けることができる。

第百十四条に次の一項を加える。

4　前条第一項の場所の経営者が、料金を徴収せず、又はその場所における通常の料金に比較して著しく低い料金を徴収して、同条同項に規定する遊興、飲食又は宿泊若しくはその他の利用行為をさせた場合において、政令で定める場合に該当するときは、当該場所の経営者に対し、当該場所所在の道府県において、その行為者が当該場所における当該行為について通常支払うべき料金を支払つたものとみなして算定した額により遊興飲食税を課することができる。ただし、当該場所の経営者が当該行為者から徴収すべき遊興飲食税額があるときは、当該徴収すべき税額を控除するものとする。

第百十四条の三中「第百十五条第一項第三号」を「第百十四条の五」に、「第百十五条第一項第二号」を「第百十五条第一号」に改める。

地方税法の一部を改正する法律（六〇）

第百十四条の四第一項中「二百円」を「三百円」に改め、同条第二項中「次条第二項及び」を削り、「百円」を「百五十円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（旅館における遊興飲食税の免税点）

第百十四条の五　道府県は、旅館における一人一泊の料金が八百円以下である宿泊及びこれに伴う飲食に対しては、遊興飲食税を課することができない。

2　旅館における飲食及びその他の利用行為（遊興を伴う飲食及びその他の利用行為並びに宿泊に伴う飲食を除く。）については、それぞれ飲食店、喫茶店その他これらに類する場所における飲食及びその他の利用行為とみなして、前条第一項の規定を適用する。

第百十五条第一項各号を次のように改め、同条第二項を削る。

一　料理店、貸席、カフエー、バーその他当該道府県の条例で定めるこれらに類する場所における遊興、飲食又はその他の利用行為の料金　百分の十五

二　宿泊並びに前号に掲げるもの以外の飲食及びその他の利用行為の料金　百分の十

第百十八条第二項中「第百十四条第三項」の下に「又は

第四項」を加える。

第百二十二条の三第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「同項」の下に「又は前項」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　道府県は、前項の規定により、遊興飲食税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

第百二十九条第三項中「一人一泊の料金が五百円」を「一人一泊の料金が八百円」に、「一人一回の料金が五百円」を「一人一回の料金が三百円」に改め、「料金を支払う飲食」の下に「、政令で定める飲食店、喫茶店その他これらに類する場所における飲食その他の利用行為」を加える。

第二百九十二条第二号中「第九条第五号」を「第九条第一項第五号」に改め、同条第四号中「第十一条の三」を「第十一条の四」に、「第九条第五号」を「第九条第一項第五号」に改め、同条第七号中「四万円」を「五万円」に改める。

第二百九十四条第四号中「管理人の定のあるもの」の下に「（次項に規定するものを除く。以下第二百九十九条第二項、第三百七条第一項、第三百十二条第四項及び第三百二十一条の八第六項において同じ。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定があり、かつ、法人税法第一条第二項において法人とみなされるものは、法人とみなして、本節中法人に関する規定をこれに適用する。

第二百九十七条中「第二百九十四条第一号」を「第二百九十四条第一項第一号」に改める。

第二百九十九条第二項中「法人の代表者」を「法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下第三百一条第二項、第三百五条第二項、第三百九条第二項、第三百二十四条第五項、第三百三十二条第四項及び第三百三十三条第二項において同じ。）の代表者（第二百九十四条第二項において法人とみなされるものの管理人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものの代表者又は管理人を含む。以下第三百一条第二項、第三百五条第二項、第三百九条第二項、第三百二十四条第五項、第三百三十二条第四項及び第三百三十三条第二項において同じ。）」に改め、同条に次の一項を加える。

3　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものについて前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三百一条に次の一項を加える。

3　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものについて前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三百三条第二項及び第三百四条中「第二百九十四条第一号」を「第二百九十四条第一項第一号」に改める。

第三百五条に次の一項を加える。

3　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものについて前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三百七条第一項中「支払をしている者」の下に「（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下市町村民税について同じ。）」を加える。

第三百九条に次の一項を加える。

3　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものについて前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三百十条第一項中「第二百九十四条第一号」を「第二百九十四条第一項第一号」に改める。

第三百十二条第一項中「第二百九十四条第三号」を「第二百九十四条第一項第三号」に改め、同条第三項を次のよ

うに改める。

3　法人（次項及び第五項に掲げるものを除く。）の均等割の税率は、第三百二十一条の八第一項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における税率による。

第三百十二条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「第二百九十四条第三号」を「第二百九十四条第一項第三号」に、「法人税額の課税標準の算定期間又は」を「第三項の法人税額の課税標準の算定期間又は第四項若しくは前項に規定する」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　法人税法第四条の法人及び同法第五条第一項の法人で均等割のみを課されるもの（「法人税第四条の法人等」という。以下第三百二十一条の八第六項において同じ。）並びに法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものの均等割の税率は、均等割額の算定期間（前年四月から三月までの間とする。）の末日現在における税率による。

5　解散した法人の均等割の税率は、均等割額の算定期間（法人税法第二十二条の二第一項の申告書に係る法人税

額を課税標準とする法人税割と合算して課する均等割にあつては当該法人税額に係る事業年度、同法第二十二条の四第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割と合算して課する均等割にあつては残余財産が確定した日の属する事業年度開始の日から当該残余財産が確定した日までの間とする。以下第三百二十一条の八第二項において同じ。）の末日現在における税率による。

第三百十三条第一項中「百分の十五」を「百分の二十」に、「百分の十八」を「百分の二十四」に改め、同条第六項を次のように改める。

8　法人税割の税率は、第三百二十一条の八第一項の規定によつて申告納付するものにあつては同条同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在、同条第二項の規定によつて申告納付するものにあつては解散又は合併の日現在における税率による。

第三百十三条第五項を同条第七項とし、同条第二項から第四項までを次のように改める。

2　所得税額を課税標準として市町村民税を課する場合において、当該市町村の税率によつて算定した当該年度分の市町村民税の所得割の額及び当該市町村の長が第四十

条第一項又は第二項の規定によつて決定し、又は変更した当該年度分の道府県民税の所得割の額並びに当該市町村民税の所得割の課税標準となる所得税額の合計額が所得税法第十三条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の百分の八十に相当する額をこえることとなるときは、当該市町村民税の所得割の額は、当該市町村民税の所得割の額から、その超過額に当該市町村民税の所得割の額を当該市町村民税の所得割の額と当該道府県民税の所得割の額との合計額で除して得た数値を乗じて得た額を控除した額に相当する額とする。

3　課税総所得金額を課税標準として課する市町村民税の税率は、次の表の上欄に掲げる課税総所得金額の区分及び当該区分ごとの金額に応じて順次適用されるべき同表の下欄に掲げる率に準じて、当該市町村の条例で定める。

五万円以下の金額	百分の二
五万円をこえる金額	百分の三
二十万円をこえる金額	百分の四
五十万円をこえる金額	百分の五
百万円をこえる金額	百分の六
百五十万円をこえる金額	百分の七
二百五十万円をこえる金額	百分の八
四百万円をこえる金額	百分の九
六百万円をこえる金額	百分の十

4　前項の規定によつて市町村が定めた税率によつて算定した所得割の額が課税総所得金額の百分の七・五に相当する額をこえることとなるときは、当該所得割の額は、同項の規定にかかわらず、当該課税総所得金額の百分の七・五に相当する額としなければならない。

5　課税総所得金額から所得税額を控除した金額を課税標準として課する市町村民税の税率は、次の表の上欄に掲げる課税総所得金額から所得税額を控除した金額の区分及び当該区分ごとの金額に応じて順次適用されるべき同表の下欄に掲げる率に準じて、当該市町村の条例で定める。

三万円以下の金額	百分の二
三万円をこえる金額	百分の三
八万円をこえる金額	百分の四
二十万円をこえる金額	百分の五
四十万円をこえる金額	百分の六
六十万円をこえる金額	百分の七
八十万円をこえる金額	百分の八
百十万円をこえる金額	百分の九
百四十万円をこえる金額	百分の十一
百八十万円をこえる金額	百分の十三
二百七十万円をこえる金額	百分の十六
三百八十万円をこえる金額	百分の二十
五百八十万円をこえる金額	百分の二十四

6　前項の規定によつて市町村が定めた税率によつて算定した所得割の額が課税総所得金額から所得税額を控除した金額の百分の十五に相当する額をこえることとなるときは、当該所得割の額は、同項の規定にかかわらず、当該課税総所得金額から所得税額を控除した金額の百分の十五に相当する額としなければならない。

第三百十四条を次のように改める。

（所得割の税額控除）

第三百十四条　市町村が第二百九十二条第四号ただし書に規定する課税総所得金額又は当該課税総所得金額から所得税額を控除した金額を課税標準として市町村民税を課する場合においては、当該市町村の条例の定めるところにより、扶養親族がある市町村民税の納税義務者については、当該納税義務者について算定した所得割の額から扶養親族の数に応じて計算した額を控除するものとする。

第三百二十一条の三第二項中「六月三十日までの間」の下に「（次条第三項本文の規定により五月三十一日後に同条第一項後段の規定による通知をする場合においては、当該通知に係る特別徴収税額を最初に徴収すべき日までの間とする。以下次条第五項において同じ。）」を加える。

第三百二十一条の四第一項中「、同年五月三十一日まで

に、」を削り、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　市町村長が前項後段の規定によつて特別徴収義務者及び特別徴収義務者を経由して納税義務者に対してする通知は、当該年度の初日の属する年の五月三十一日までにしなければならない。

3　第三百七条第一項の規定によつて提出すべき給与支払報告書が同条同項の提出期限までに提出されなかつたことその他やむを得ない理由があることにより、市町村長が前項に規定する期日までに第一項後段の規定による通知をすることができなかつた場合にあつては、当該期日後において当該通知をすることを妨げない。ただし、次条第一項の規定によつて当該通知のあつた日の属する月の翌月から翌年三月までの間において特別徴収税額を徴収することが不適当であると認められる場合においては、この限りでない。

第三百二十一条の五第一項を次のように改める。

前条の特別徴収義務者は、同条第二項に規定する期日までに同条第一項後段の規定による通知を受け取つた場合にあつては当該通知に係る特別徴収税額の十分の一の額を六月から翌年三月まで、当該期日後に当該通知を受け取つた場合にあつては当該通知に係る特別徴収税額を当該通知のあつた日の属する月の翌月から翌年三月までの間の月数で除して得た額を当該通知のあつた日の属する月の翌月から翌年三月まで、それぞれ給与の支払をする際毎月徴収し、その徴収した月の翌月の十日までに、これを当該市町村に納入する義務を負う。

第三百二十一条の五第二項中「月割額」の下に「（前項の規定によつて特別徴収義務者が給与の支払をする際毎月徴収すべき額をいう。以下第三項及び次条第二項において同じ。）」を加える。

第三百二十一条の六第一項中「第三百二十一条の四第一項」を「第三百二十一条の四第一項から第三項まで」に改める。

第三百二十一条の八第一項及び第二項を次のように改める。

法人税法第十八条第一項、第十九条第一項、第二十条第一項又は第二十一条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、当該申告書の提

地方税法の一部を改正する法律（六〇）

出期限までに、総理府令で定める様式によつて、当該申告書に係る法人税額、これを課税標準として算定した法人税割額、均等割額その他必要な事項を記載した申告書をその法人税額の課税標準の算定期間（法人税法第十九条第一項本文の申告書に係る法人税額にあつては、当該事業年度開始の日から六箇月の期間とする。以下法人の市町村民税について同じ。）中において有する事務所、事業所又は寮等所在地の市町村民税額（当該市町村民税額についてすでに納付すべきことが確定しているものがある場合においては、これを控除した額）を納付しなければならない。

2　法人税法第二十二条の二第一項、第二十二条の三第一項、第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、当該申告書の提出期限までに、総理府令で定める様式によつて、当該申告書に係る法人税額、これを課税標準として算定した法人税割額、均等割額その他必要な事項を記載した申告書を解散又は合併の日の属する事業年度中においてそれぞれ当該解散した法人又は合併により消滅した法人の有する事務所、事業所又は寮等所在地の市町村長に提出し、及びその申告書に係る法人税額のうち均等割額については、法人税法第二十二条の二第一項又は第二十二条の四第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人のみが、その均等割額の算定期間中において有する事務所、事業所又は寮等所在地の市町村長に申告書を提出し、及びその申告した均等割額を納付するものとする。

第三百二十一条の八第四項中「法人税額の課税標準の算定期間（第一項又は第二項に規定する課税標準の算定期間をいう。以下法人税割について同様とする。）中において有する事務所又は事業所」を「法人税額の課税標準の算定期間中において有する事務所又は事業所（第二項本文の法人にあつては、解散又は合併の日の属する事業年度中においてそれぞれ当該解散した法人又は合併により消滅した法人の有する事務所又は事業所とする。以下第三百二十一条の十三第二項において同じ。）」に、「当該課税標準の算定期間に係る法人税割額」を「当該法人税割額」に改め、同条

第五項を次のように改める。

5　法人税法第十八条第一項又は第二十一条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で、当該事業年度開始の日前五年以内に開始した事業年度において総損金が総益金をこえることとなつたため、同法第二十六条の四の規定によつて法人税額の還付を受けたものが納付すべき当該事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額は、第一項及び前項の規定にかかわらず、そのこえる損金の額が当該事業年度の法人税の計算について法人税法第九条第五項の規定を適用した場合において損金に算入することを認められるものであるときに限り、第一項又は前項の規定によつて申告納付すべき当該事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額から、当該法人税額を限度として、還付を受けた法人税額を控除したものとする。この場合において、控除する法人税額は、前事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた額に限る。

第三百二十一条の八第六項中「法人税法第四条の法人」を「法人税法第四条の法人等」に、「前年四月から三月までの間」を「第三百十二条第四項に規定する均等割額の算定期間中」に改め、同条第七項中「第二項から第四項まで」を「第一項から第四項まで」に改める。

第三百二十一条の十三第二項中「第三百二十一条の八に規定する法人税額の課税標準の算定期間中において有する関係市町村内ごとの事務所又は事業所」を「関係市町村ごとに、法人税額の課税標準の算定期間中において有する事務所又は事業所」に改め、「当該期間」の下に「（第三百二十一条の八第一項の規定によつて申告納付する法人税割の課税標準たる法人税額にあつては法人税額の課税標準の算定期間、同条第二項の規定によつて申告納付する法人税割の課税標準たる法人税額にあつては解散した法人又は合併により消滅した法人の解散又は合併の日の属する事業年度とする。以下本項において同じ。）」を加え、「当該課税標準の算定期間」を「当該期間」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前二項に定めるもののほか、法人税割の課税標準たる法人税額の分割について必要な事項は、総理府令で定める。

第三百二十四条に次の一項を加える。

6　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあ

るものについて、前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三百二十八条第一項中「第三百二十一条の四第一項」を「第三百二十一条の四第一項から第三項まで」に改める。

第三百三十二条に次の一項を加える。

5　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものについて、前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三百三十三条に次の一項を加える。

3　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものについて前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三百四十九条の三第十一項を同条第十二項とし、同条第七項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第六項中「主として遠洋区域を航行区域とする船舶で総理府令で定める規格に適合するもの又は」及び「船舶又は」を削り、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　主として遠洋区域を航行区域とする船舶で総理府令で定める規格に適合するもの（以下本項において「外航船舶」という。）又は外航船舶以外の船舶（もつぱら遊覧の用に供するものその他総理府令で定めるものを除く。以下本項において「内航船舶」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、外航船舶にあつては当該外航船舶の価格の六分の一の額とし、内航船舶にあつては当該内航船舶の価格の三分の二の額とする。

第三百四十九条の四第一項中「及び第七項」の下に「並びに次条」を、「本条」の下に「及び次条」を加え、同条同項の表を次のように改める。

市町村の区分	金額
人口五千人未満の町村	二億円
人口五千人以上一万人未満の町村	人口六千人未満の場合にあつては二億三千万円、人口六千以上の場合にあつては二億三千万円に人口千人を増すごとに三千万円を加算した額
人口一万人以上三万人未満の市町村	人口一万一千人未満の場合にあつては三億六千五百万円、人口一万一千人以上の場合にあつては三億六千五百万円に人口千人を増すごとに千五百万円を加算した額
人口三万人以上の市町村	六億五千万円（当該大規模の償却資産の価額の十分の二の額が六億五千万円をこえるときは、当該大規模の償却資産の価額の十分の二の額とする。）

第三百四十九条の四第二項中「「基準財政収入見込額」という。以下本項」の下に「及び次条」を、「「前年度の基準財政需要額」という。以下本項」の下に「及び次条」を加え、「百分の百二十」を「百分の百三十」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（新設大規模償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例）

第三百四十九条の五　市町村は、一の納税義務者が所有する償却資産で新たに建設された一の工場又は発電所の用に供するもののうち、その価額の合計額が、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度間のうちいずれか一の年度において、前条第一項の表の上欄に掲げる市町村において同表の下欄に掲げる金額をこえることとなるもの（以下本条及び第七百四十条において「新設大規模償却資産」という。）がある場合においては、当該こえることとなつた最初の年度（以下本条において「第一適用年度」という。）から五年度分の固定資産税に限り、その間において当該新設大規模償却資産の価額の合計額が同表の下欄に掲げる金額に満たないこととなつた場合においても、当該新設大規模償却資産又は当該納税義務者が所有する第一適用年度を異にする他の新設大規模償却資産若しくはこれらの新設大規模償却資産以外の償却資産を区分し、それぞれを各別に一の納税義務者が所有するものとみなして、第三百四十九条の二から前条まで及び次項から第五項までの規定により、当該新設大規模償却資産又は当該納税義務者が所有する第一適用年度を異にする他の新設大規模償却

資産若しくはこれらの新設大規模償却資産以外の償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき金額を算定し、当該金額を課税標準として固定資産税を課するものとする。この場合において、一の納税義務者が一の市町村の区域内において第一適用年度を同じくする二以上の新設大規模償却資産を所有するときは、これらの新設大規模償却資産をあわせて一の新設大規模償却資産とみなす。

2　新設大規模償却資産に対して課する第一適用年度から五年度分の固定資産税に限り、それぞれ前条第二項から第四項までの規定の例によつて算定した基準財政収入見込額が前年度の基準財政需要額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないこととなる市町村については、同条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の表の下欄に掲げる金額を、それぞれ基準財政収入見込額が前年度の基準財政需要額の当該各号に掲げる割合に達することとなるように増額して同項の規定を適用するものとする。

一　当該年度が第一適用年度又は第一適用年度の翌年度（以下本条において「第二適用年度」という。）に該当することとなる新設大規模償却資産（以下本条において「第一次新設大規模償却資産」という。）にあつては、百分の百八十

二　当該年度が第二適用年度の翌年度（以下本条において「第三適用年度」という。）又は第三適用年度の翌年度（以下本条において「第四適用年度」という。）に該当することとなる新設大規模償却資産（以下本条において「第二次新設大規模償却資産」という。）にあつては、百分の百六十

三　当該年度が第四適用年度の翌年度（以下本条において「第五適用年度」という。）に該当することとなる新設大規模償却資産（以下本条において「第三次新設大規模償却資産」という。）にあつては、百分の百四十

3　前項の場合において、一の市町村の区域内にそれぞれ二以上の第一次新設大規模償却資産、第二次新設大規模償却資産又は第三次新設大規模償却資産があるときは、それぞれの新設大規模償却資産ごとに、当該新設大規模償却資産のうち価額の低いものから順次当該価額を限度として、当該市町村の前条第二項から第四項までの規定の例によつて算定した基準財政収入見込額が前年度の基準財政需要額の、第一次新設大規模償却資産にあつては百分の百八十、第二次新設大規模償却資産にあつては百分の百六十、第三次新設大規模償却資産にあつては百分の百四十に達することとなるように同条第一項の表の下欄に掲げる金額を増額するものとする。

4　一の市町村の区域内に第一次新設大規模償却資産、第二次新設大規模償却資産又は第三次新設大規模償却資産のいずれか二以上がある場合及び新設大規模償却資産と新設大規模償却資産以外の大規模の償却資産とがある場合における当該新設大規模償却資産又は当該大規模の償却資産について前条第一項の表の下欄に掲げる金額を増額するための計算方法は、総理府令で定める。

5　前四項に定めるもののほか、新設大規模償却資産に対して課する固定資産税の課税標準額の算定について必要な事項は、政令で定める。

第三百六十二条に次の一項を加える。

2　固定資産税額（第三百六十四条第八項の規定によつて都市計画税をあわせて徴収する場合にあつては、固定資産税額と都市計画税額との合算額とする。）が市町村の条例で定める金額以下であるものについては、当該市町村は、前項の規定によつて定められた納期のうちいずれか一の納期において、その全額を徴収することができる。

第三百六十四条第四項を同条第八項とし、同条第三項中「前項」を「第二項又は第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項の次に次の四項を加える。

3　市町村は、第三百八十九条第一項各号に掲げる固定資産（移動性償却資産又は可動性償却資産で総理府令で定めるものを除く。）に対して課する固定資産税については、当該固定資産について第三百九十四条の規定に基いて申告すべき者が同条に規定する期限までに申告しなかつたことその他やむを得ない理由があることにより前項の徴税令書の交付期限までに当該固定資産に係る第三百八十九条第一項の規定による通知が行われなかつた場合においては、当該通知が行われる日までの間に到来する納期において徴収すべき固定資産税に限り、当該固定資産に係る前年度の固定資産税の課税標準である価格（第三百四十九条の三の規定の適用を受ける固定資産にあつては、当該固定資産の価格にそれぞれ同条各項に定める率を乗じて得た額とし、第三百四十九条の四又は第三百四十九条の五の規定の適用を受ける償却資産にあつて

は、これらの規定によつて当該市町村が前年度の固定資産税の課税標準とすべき額とする。以下第六項第一号において同じ。）を課税標準として仮に算定した額（以下本条において「仮算定税額」という。）の範囲内において、当該固定資産に係る固定資産税を徴収することができる。ただし、当該徴収することができる額は、仮算定税額の二分の一に相当する額をこえることができない。

4　市町村は、前項の規定によつて固定資産税を徴収した後において第三百八十九条第一項の規定による通知が行われ、当該通知に基いて算定した当該年度分の固定資産税額（以下本項及び第六項において「本算定税額」という。）にすでに徴収した固定資産税額が満たない場合においては、当該通知が行われた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、すでに徴収した固定資産税額が本算定税額をこえる場合においては、第十七条の規定の例によつて、その過納額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当しなければならない。

5　市町村は、第三項の規定によつて固定資産税を徴収する場合において納税者に交付する徴税令書は、第二項の規定にかかわらず、第三項の固定資産以外の固定資産と

区分して、交付しなければならない。この場合においては、第三項の固定資産に対して課する固定資産税及び同項の固定資産以外の固定資産に対して課する固定資産税については、それぞれ一の地方税とみなして、国庫出納金等端数計算法（昭和二十五年法律第六十一号）の規定を適用する。

6　前項の徴税令書には、総理府令の定めるところによつて、次の各号に掲げる事項その他必要な事項を記載しなければならない。

一　徴税令書に記載された第三項の固定資産の課税標準額及び税額は、それぞれ当該固定資産に係る前年度の固定資産税の課税標準である価格及びこれを課税標準として仮に算定した税額であること。

二　すでに徴収した仮算定税額が本算定税額に満たない場合においては、第三百八十九条第一項の規定による通知が行われた日以後の納期において、その不足税額を徴収し、当該仮算定税額が本算定税額をこえる場合においては、その過納額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものであること。

第三百六十四条の次に次の一条を加える。

（仮算定税額に係る固定資産税の賦課の救済）

第三百六十四条の二　前条第三項の規定によつて同項の固定資産に係る固定資産税を徴収されることとなる者は、当該年度において当該者に係る固定資産税の納税義務がないことにより同項の規定によつて固定資産税を徴収されることとならないと認める場合又は当該固定資産に係る当該年度分の固定資産税額が仮算定税額に満たないこととなると認める場合においては、同条第五項の徴税令書の交付を受けた日から三十日以内に市町村長に異議の申立をすることができる。

2　前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

3　第一項の徴税令書を郵便をもつて発送した場合においてその到達した日が明らかでないときは、その発送した日から四日を経過した日をもつて同項の徴税令書の交付を受けた日とみなす。この場合において、納税者が到達した日を立証することができるときは、その立証に係る日をもつて通知を受けた日とする。

4　第一項の異議の申立に対する市町村長の決定は、その申立を受理した日から、三十日以内にしなければならない。

5　異議の決定に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から三十日以内に、道府県知事に訴願することができる。

6　前項の訴願に対する道府県知事の裁決は、その訴願を受理した日から三十日以内にしなければならない。

7　訴願の裁決に不服がある者は、その裁決の通知を受けた日から三十日以内に、裁判所に出訴することができる。

8　異議の決定又は訴願の裁決は、文書をもつてし、理由をつけて異議の申立をした者又は訴願を提起した者に交付しなければならない。

9　異議の申立又は訴願に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便逓送の日数は、第一項又は第五項の期間に算入しない。

10　第一項の規定による異議の申立、第五項の規定による訴願の提起又は第七項の規定による出訴があつても、固定資産税に係る地方団体の徴収金の徴収は、停止しない。ただし、市町村長は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停

止することができる。

第三百六十八条第一項ただし書中「第三百四十九条の四」の下に「又は第三百四十九条の五」を加える。

第三百七十三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第三百六十四条第三項の規定によつて徴収する固定資産税について滞納処分を行う場合においては、当該固定資産について第三百八十九条第一項の規定による通知が行われる日までの間は、国税徴収法第二十四条の規定による公売は、することができない。

第三百八十一条第六項中「第三百四十九条の四」の下に「又は第三百四十九条の五」を加え、「同条の規定」を「これらの規定」に改める。

第四百八十九条第一項第七号の二中「硫化鉱」の下に「、水銀鉱、石綿及び可燃性天然ガス」を加え、同条同項第八号中「（アルミナを含む。）」の下に「及びマグネシウム地金（電解法によるものに限る。）」を加え、同条同項第十三号中「過りん酸石灰、重過りん酸石灰及び溶性りん肥（化成肥料を含む。）」を「、過りん酸石灰、重過りん酸石灰、溶成りん肥、焼成りん肥及び焼成りん肥にりん酸液を作用させた肥料（化成肥料を含む。）」に改める。

第四百八十九条第七項を同条第九項とし、同条第四項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会並びにこれらの法人以外の法人又は個人でその所有する製氷設備に係る製氷能力の合計が政令で定める基準に満たないもの（以下次項において「漁業協同組合等」という。）が、その設置する工場において製造する氷をもつぱら漁船その他政令で定める場所における水産物の保存の用に供している場合においては、当該工場において直接当該氷の製造に使用する電気に対しては、電気ガス税を課することができない。

5　漁業協同組合等が前項の工場に併置する冷蔵倉庫でもつぱら水産物の冷蔵又は凍結の用に供するものにおいて直接水産物の冷蔵又は凍結に使用する電気に対しては、電気ガス税を課することができない。

第五百五十二条第一項中「百分の五」を「百分の四」に、「百分の六」を「百分の五」に改める。

第五百八十五条から第六百十八条まで　削除」を「第

五百八十五条から第六百六十八条まで　削除」に改める。

第三章第八節を削り、「**第九節**　市町村法定外普通税」を「**第八節**　市町村法定外普通税」に改める。

第七百条の四第二項中「炭化水素油」の下に「（自動車の内燃機関の用に供することができると認められる炭化水素油で政令で定めるものを除く。）」を加える。

第七百条の七中「六千円」を「八千円」に改める。

第七百条の二十二第一項及び第四項中「軽油に対応する部分の税額及びこれに係る地方団体の徴収金」を「軽油に対応する部分の金額」に改め、同条に次の一項を加える。

7　第一項、第四項又は第五項の規定によつて軽油引取税及びこれに係る地方団体の徴収金を還付する場合においては、特別徴収義務者の還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日に軽油引取税及びこれに係る地方団体の徴収金の納入があつたものとみなして、第十八条第一項の規定を適用する。

第七百三条の二を第七百三条の三とし、第七百三条を第七百三条の二とし、第七百二条第三項中「第七百一条」を「第七百二条」に改め、同条を第七百三条とし、「**第三節**　水利地益税等」を「**第四節**　水利地益税、共同施設税及び

地方税法の一部を改正する法律（六〇）

国民健康保険税」に改め、第七百一条の七第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、以下一項ずつ繰り上げ、同条を第七百二条の七とし、第七百一条第二項中「又は第八項」を「、第九項、第十項又は第十二項」に改め、同条を第七百二条とし、第七百一条の二を第七百二条の二とし、第七百一条の三を第七百二条の三とし、第七百一条の四を第七百二条の四とし、第七百一条の五を第七百二条の五とし、第七百一条の六に次の一項を加え、同条を第七百二条の六とする。

2　都市計画税額（次条第一項前段の規定によつて固定資産税をあわせて徴収する場合にあつては、都市計画税額と固定資産税額との合算額とする。）が市町村の条例で定める金額以下であるものについては、当該市町村は、前項の規定によつて定められた納期のうちいずれか一の納期において、その全額を徴収することができる。

「**第二節**　都市計画税」を「**第三節**　都市計画税」に改め、第七百条の五十の次に次の一節を加える。

第二節　入湯税

（入湯税）

第七百一条　鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設その

他観光施設の整備に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。

（入湯税の税率）

第七百一条の二　入湯税の税率は、入湯客一人一日について、二十円を標準とするものとする。

（入湯税の徴収の方法）

第七百一条の三　入湯税の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。この場合においては、特別徴収義務者に証紙徴収の方法によつて徴収させることができる。

（入湯税の特別徴収の手続）

第七百一条の四　入湯税を特別徴収によつて徴収しようとする場合においては、浴場の経営者その他徴収の便宜を有する者を当該市町村の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

2　前項の特別徴収義務者は、当該市町村の条例で定める納期限までにその徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他条例で定める事項を記載した納入申告書を市町村に提出し、及びその納入金を当該市町村に納入する義務を負う。

3　前項の規定によつて納入した納入金のうち入湯税の納税者が特別徴収義務者に支払わなかつた税金に相当する部分については、特別徴収義務者は、当該納税者に対して求償権を有する。

4　特別徴収義務者が前項の求償権に基いて訴を提起した場合においては、市町村の徴税吏員は、職務上の秘密に関する場合を除くほか、証拠の提供その他必要な援助を与えなければならない。

（入湯税に係る徴税吏員の質問検査権）

第七百一条の五　市町村の徴税吏員は、入湯税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第一号の者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一　特別徴収義務者

二　納税義務者又は納税義務があると認められる者

三　前二号に掲げる者以外の者で当該入湯税の賦課徴収に関し直接関係があると認められるもの

2　前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3　入湯税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第七百一条の十八第一項の定めるところによる。

4　第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（入湯税に係る検査拒否等に関する罪）

第七百一条の六　次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一　前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二　前条第一項の帳簿書類で虚偽の記載をしたものを提示した者

三　前条の規定による徴税吏員の質問に対し、答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

（入湯税の脱税に関する罪）

第七百一条の七　第七百一条の四第二項の規定によつて徴収して納入すべき入湯税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

2　前項の納入しなかつた金額が五十万円をこえる場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円をこえる額でその納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。

3　第一項の罪を犯した者には、刑法第四十八条第二項、第六十三条及び第六十六条の規定は、適用しない。ただし、懲役刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

4　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第一項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、本条の罰金刑を科する。

（入湯税に係る納期限の延長）

第七百一条の八　市町村長は、当該市町村の条例の定める

ところによつて、入湯税の特別徴収義務者のうち特別の事情がある者に対し、三十日をこえない限度において納期限の延長をすることができる。

（入湯税に係る更正及び決定）

第七百一条の九　市町村長は、第七百一条の四第二項の規定による納入申告書の提出があつた場合において、当該納入申告に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正することができる。

2　市町村長は、特別徴収義務者が前項の納入申告書を提出しなかつた場合においては、その調査によつて、納入申告すべき課税標準額及び税額を決定することができる。

3　市町村長は、前二項の規定によつて更正し、又は決定した課税標準額又は税額について、調査によつて、過大であることを発見した場合又は過少であり、かつ、過少であることが特別徴収義務者の詐偽その他不正の行為によるものであることを発見した場合に限り、これを更正することができる。

4　市町村長は、前三項の規定によつて更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

（入湯税に係る不足金額及びその延滞金の徴収）

第七百一条の十　市町村の徴税吏員は、前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足金額（更正による納入金の不足額又は決定による納入金額をいう。以下入湯税について同じ。）があるときは、同条第四項の通知をした日から一月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2　前項の場合においては、その不足金額に第七百一条の四第二項の納期限（第七百一条の八の規定による納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下入湯税について同じ。）の翌日から納入の日までの期間に応じ、当該不足金額が百円以上であるときは百円（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）について一日三銭の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して収納しなければならない。ただし、延滞金額が十円未満である場合においては、これを徴収しない。

3　市町村長は、特別徴収義務者が前条第一項又は第二項の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

（納期限後に申告納入する入湯税に係る納入金の延滞金）

第七百一条の十一　入湯税の特別徴収義務者は、第七百一条の四第二項の納期限後にその納入金を納入する場合においては、当該納入金額に、同項の納期限の翌日から納入の日までの期間に応じ、当該金額が百円以上であるときは百円（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）について一日三銭の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入しなければならない。ただし、延滞金額が十円未満である場合においては、この限りでない。

2　市町村長は、特別徴収義務者が第七百一条の四第二項の納期限までに納入金を納入しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

（入湯税に係る納入金の過少申告加算金及び不申告加算金）

第七百一条の十二　納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合において、第七百一条の九第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、市町村長は、当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤があつたことについて正当な理由がないと認める場合においては、当該更正による不足金額が二千円以上であるときは、その金額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

2　次の各号の一に該当する場合においては、市町村長は、第一号の場合にあつては納入申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて、第二号の場合にあつては納入申告書の提出期限までにその提出がなかつたこと及び更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤があつたことについて、第三号又は第四号の場合にあつては納入申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由がないと認めるときは、当該各号に掲げる税額が千円以上である場合にあつては、その税額に、当該各号に掲げる期間に応じ、その期間が一月以内のときは百分の十の割合、一月をこえ二月以内のときは百分の十五の割合、二月をこえ三月以内のときは百分の二十の割合、三月をこえるときは百分の二十五の割合をそれぞれ乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額

を徴収しなければならない。ただし、不申告加算金額が百円未満である場合においては、これを徴収しない。

一　納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合においては、当該納入申告に係る税額について、その期限の翌日から当該納入申告書の提出の日までの期間

二　前号の規定に該当する場合において第七百一条の九第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、当該更正による不足金額について、前号に規定する期間

三　第七百一条の九第二項の規定による決定があつた場合においては、当該決定による不足金額について、納入申告書の提出期限の翌日から同条第四項の規定による決定の通知をした日までの期間

四　前号の規定に該当する場合において、第七百一条の九第三項の規定による更正があつたときは、当該更正による不足金額について、納入申告書の提出期限の翌日から同条第四項の規定による更正の通知をした日までの期間

3　市町村長は、納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該特別徴収義務者に係る入湯税額について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでなかつたときは、当該納入申告に係る税額に百分の五の割合を乗じて計算した額に相当する額を前項の規定によつて計算した不申告加算金額から減額する。

4　市町村長は、第一項の規定によつて徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定によつて徴収すべき不申告加算金額を決定した場合においては、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

（入湯税に係る納入金の重加算金）

第七百一条の十三　前条第一項の規定に該当する場合において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基いて納入申告書を提出したときは、市町村長は、同条同項の過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足金額が二百円以上であるときは、その不足金額に百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2　前条第二項の規定に該当する場合において、次の各号の一に該当する理由があるときは、市町村長は、同条同項の不申告加算金額のほか、その計算の基礎となつた税額が二百円以上であるときは、その税額に百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

一　前条第二項第一号の規定に該当する場合においては、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実を理由として納入申告書の提出期限までにこれを提出しなかつたこと。

二　前条第二項第二号の規定に該当する場合においては、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基いて納入申告書を提出したこと。

三　前条第二項第三号又は第四号の規定に該当する場合においては、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実を理由として納入申告書の提出期限までにこれを提出しなかつたこと。

3　市町村長は、前項の規定に該当する場合において納入申告書の提出について前条第三項に規定する理由があるときは、当該納入申告に係る税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。

4　市町村長は、第一項又は第二項の規定によつて徴収すべき重加算金額を決定した場合においては、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

（違法又は錯誤に係る入湯税に関する更正、決定又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額の決定の救済）

第七百一条の十四　第七百一条の九第四項又は第七百一条の十二第四項若しくは前条第四項の規定によつて更正、決定又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額の決定の通知を受けた者は、当該更正、決定又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額の決定について違法又は錯誤があると認める場合においては、その通知を受けた日から三十日以内に市町村長に異議の申立をすることができる。

地方税法の一部を改正する法律（六〇）

2　前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

3　第一項の通知を郵便をもつて発送した場合において、その到達した日が明らかでないときは、その発送した日から四日を経過した日をもつて同項の通知を受けた日とみなす。この場合において、特別徴収義務者が到達した日を立証することができるときは、その立証に係る日をもつて通知を受けた日とする。

4　第一項の規定による異議の申立に対する市町村長の決定は、その申立を受理した日から三十日以内にしなければならない。

5　異議の決定は、文書をもつてし、理由をつけて異議の申立をした者に交付しなければならない。

6　異議の申立に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便逓送の日数は、第一項の期間に算入しない。

7　異議の決定に不服がある者は、裁判所に出訴することができる。

8　第一項の規定による異議の申立又は前項の規定による出訴があつても、入湯税に係る地方団体の徴収金の徴収は、停止しない。ただし、市町村長は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することができる。

（入湯税の証紙徴収の手続）

第七百一条の十五　市町村は、入湯税を証紙徴収によつて徴収しようとする場合においては、納税者に当該市町村が発行する証紙をもつてその税金を払い込ませなければならない。この場合においては、市町村は、入湯税を納付する義務が発生することを証する書類に証紙をはらせ、又は証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた後納税済印を押すことによつて、証紙に代えることができる。

2　市町村又は特別徴収義務者は、納税者が証紙をはつた場合においては、証紙をはつた紙面と証紙の彩紋とにかけて当該市町村の印又は特別徴収義務者の印若しくは署名で判明にこれを消さなければならない。

3　第一項の証紙の取扱に関しては、当該市町村の条例で定めなければならない。

（入湯税に係る督促）

第七百一条の十六　特別徴収義務者が納期限（更正又は決定があつた場合においては、不足金額の納期限をいう。以下入湯税について同じ。）までに入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2　前項の場合においては、市町村の徴税吏員は、当該市町村の条例で定める期間内において督促による納入のための相当の期限を指定しなければならない。

3　特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で第一項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

（入湯税に係る督促手数料）

第七百一条の十七　市町村の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該市町村の条例の定めるところによつて、手数料を徴収しなければならない。

（入湯税に係る滞納処分）

第七百一条の十八　第七百一条の十六の規定による督促を受けた者が督促状の指定期限までに入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合又は繰上徴収のための納期限変更告知書を受けた者がこれに定められた納期限までに納入金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、当該市町村の条例で定める期限までに、国税徴収法の規定による滞納処分の例によつて、これを処分しなければならない。

2　前項の規定による処分に不服がある者は、その処分を受けた日から三十日以内に市町村長に異議の申立をすることができる。

3　前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

4　第二項の規定による異議の申立に対する市町村長の決定は、その申立を受理した日から六十日以内にしなければならない。

5　異議の決定は、文書をもつてし、理由をつけて異議の申立をした者に交付しなければならない。

6　異議の申立に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便逓送の日数は、第二項の期間に算入しない。

7　異議の決定に不服がある者は、裁判所に出訴することができる。

8　第一項の規定による処分は、当該市町村の区域外においても行うことができる。

9　第二項の規定による異議の申立又は第七項の規定による出訴があつても、処分の執行は、停止しない。ただし、市町村長は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、その執行を停止することができる。

（入湯税に係る滞納処分に関する罪）

第七百一条の十九　入湯税の特別徴収義務者は、滞納処分の執行を受ける前に当該処分の執行を免かれる目的で財産を隠匿し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又は財産の負担を虚偽に増加する行為をして当該処分の執行を受けた場合においては、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。当該処分の執行を受けた後その執行を免かれる目的でこれらの行為をした場合においても、また、同様とする。

2　特別徴収義務者の財産を占有する第三者が特別徴収義務者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項に規定する行為をした場合においては、その特別徴収義務者に対する滞納処分の執行の前後を区別して、同項の例によつて懲役若しくは罰金の刑に処し、又はこれを併科する。

3　特別徴収義務者に対する滞納処分の執行のある前に情を知つて第一項に規定する行為について特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、当該滞納処分の執行があつた場合においては、二年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。滞納処分の執行があつた後情を知つて第一項に規定する行為について特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者も、また、同様とする。

4　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

（国税徴収法の例による入湯税に係る滞納処分に関する検査拒否の罪）

第七百一条の二十　第七百一条の十八第一項の場合において、国税徴収法第二十一条ノ三第二項の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

（入湯税に係る交付要求）

第七百一条の二十一　特別徴収義務者が次の各号の一に該当する場合においては、市町村の徴税吏員は、当該行政機関、地方団体、執行裁判所、執行吏、強制管理人、破産管財人、清算人又は限定承認をした相続人に対して、入湯税に係る地方団体の徴収金の交付を求めなければならない。ただし、他に差し押えるべき財産がある場合においては、直ちにこれを差し押えることができる。

一　国税、地方税その他の公課について滞納処分を受けるとき。

二　強制執行を受けるとき。

三　破産の宣告を受けたとき。

四　競売の開始があつたとき。

五　法人が解散したとき。

六　特別徴収義務者について相続の開始があつた場合において、相続人が限定承認をしたとき。

（入湯税に係る延滞加算金）

第七百一条の二十二　市町村の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、入湯税に係る納入金額が百円以上であるときは百円（百円未満の端数があるときは、これを初り捨てる。）について一日三銭の割合をもつて、督促状の指定期限の翌日から納入金完納の日までの日数によつて計算した延滞加算金額を加算して徴収しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合及び延滞加算金額が十円未満である場合においては、これを徴収しない。

一　繰上徴収をするとき。

二　督促状の指定期限までに納入金を完納しなかつたことについて、交通のと絶その他やむを得ない理由があると認めるとき。

2　前項の延滞加算金額は、納入金額の百分の五をこえることができない。

（入湯税に係る犯則事件に関する国税犯則取締法の準用）

第七百一条の二十三　入湯税に関する犯則事件については、国税犯則収締法の規定（第十九条ノ二及び第二十二条の規定を除く。）を準用する。

第七百一条の二十四　前条の場合において、国税局長の職務は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の長が、税務署長の職務は市町村長又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区の事務所の長がそれぞれ行い、国税局の収税官吏の職務は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の長がその職務を定めて指定するその市の徴税吏員が、税務署の収税官吏の職務は市町村長がその職務を定めて指定する市町村の徴税吏員がそれぞれ行うものとする。この場合において、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の長は、入湯税に関する犯則事件が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区の事務所の長が税務署長の職務を行う区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行うことができる。

第七百一条の二十五　第七百一条の二十三の場合において、国税犯則取締法第十一条及び第十二条の規定は、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の入湯税に関する犯則事件の調査についてのみ、かつ、当該市の区域内に関する限り、これを準用する。

第七百一条の二十六　第七百一条の二十三の場合において、収税官吏の職務を行う者は、その所属する市町村の区域外においても入湯税に関する犯則事件の調査を行うことができる。

第七百一条の二十七　第七百一条の二十三の場合において、入湯税に関する犯則事件は、間接国税に関する犯則事件とする。

第七百一条の二十八　第七百一条の二十三の場合において、国税犯則取締法第十四条第一項の規定による通告処分によつて納付された金銭その他の物品は、当該市町村の収入とする。

（国税犯則取締法を準用する入湯税に係る犯則事件に関する検査拒否の罪）

第七百一条の二十九　第七百一条の二十三の場合において、第七百一条の二十七の規定によつて間接国税に関する犯則事件とされる入湯税に関する犯則事件について、国税犯則取締法第一条第一項の収税官吏の職務を行う第七百一条の二十三の市町村の徴税吏員の検査を拒み、妨

げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

第七百三十四条第一項中「第八節」を「第七節」に改め、同条第三項中「第三百十三条第一項中「百分の十五」又は「百分の十八」とあるのは、それぞれ「百分の二十一」又は「百分の二十四」と、同条第二項中「百分の七・五」とあるのは「百分の十」と、同条第三項中「百分の十五」とあるのは「百分の二十」と、同条第五項」を「第三百十三条第一項中「百分の二十」又は「百分の二十四」とあるのはそれぞれ「百分の二十八」又は「百分の三十二」と、同条第二項中「当該市町村の税率によつて算定した当該年度分の市町村民税の所得割の額及び当該市町村の長が第四十条第一項又は第二項の規定によつて決定し、又は変更した当該年度分の道府県民税の所得割の額」とあるのは「都の税率によつて算定した当該年度分の都民税の所得割の額」と、「その超過額に当該市町村民税の所得割の額を当該市町村民税の所得割の額と当該道府県民税の所得割の額との合計額で除して得た数値を乗じて得た額」とあるのは「その超過額」と、同条第四項中「百分の七・五」とあるのは「百分の十」と、同条第六項中「百分の十五」とあるのは「百分の二十」と、同条第七項」に改め、同条第五項中「第三百四十九条の四」の下に「及び第三百四十九条の五」を加え、同条第六項中「第九節」を「第八節」に改める。

第七百四十条中「大規模の償却資産（新設が大規模償却資産を含む。以下本節において同じ。）が所在する市町村」を「大規模の償却資産が所在する市町村」に改め、「第三百四十九条の四」の下に「及び第三百四十九条の五」を加える。

第七百四十五条第一項中「第三百六十四条から第三百六十七条まで、」を「第三百六十四条（第八項を除く。）、第三百六十四条の二第一項から第五項まで及び第八項から第十項まで、第三百六十五条から第三百六十七条まで、」に、「第三百七十条第五項」を「第三百六十四条の二第五項及び第三百七十条第五項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日の翌日から施行する。ただし、娯楽施設利用税、遊興飲食税、電気ガス税、木材引取税及び入湯税に関する改正規定（第七十八条の次に一条を加える改正規定を除く。）は、昭和三十二年七月一日から施行する。

（新法の適用区分）

第二条　この法律による改正後の地方税法（以下「新法」という。）の規定は、この附則において特別の定があるものを除くほか、法人の道府県民税及び法人の市町村民税に関する部分は昭和三十二年四月一日の属する事業年度分並びに同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額を課税標準とする法人税割（清算所得に対する法人税額を課税標準とする法人税割を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人税額に係る法人税割を含む。）及びこれと合算して課する均等割から、法人の行う事業に対する事業税に関する部分は昭和三十二年四月一日の属する事業年度分及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する事業税（新法第七十二条の六の規定により清算所得に対する事業税を課されない法人以外の法人の清算中の事業年度に係る事業税及び残余財産の一部の分配により納付すべき事業税を含む。）から、その他の部分は昭和三十二年度分の地方税から適用する。

（法人でない社団等に属する財産の上に設定されている質権又は抵当権の先取特権）

第三条　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定があるものに属する財産でこの法律（附則第一条ただし書に係る部分を除く。以下次条において同じ。）の施行前にその上に質権又は抵当権が設定されているものについて新法第十一条の四の規定の適用がある場合においては、新法十五条第八項の規定にかかわらず、当該質権又は抵当権を有する者がその旨を公正証書をもつて証明したときは、当該財産の価額を限度として、当該質権又は抵当権が担保する債権に対しては、地方税は、先取しない。

（還付に関する規定の適用）

第四条　新法第七十三条の二十七第二項（同法第七十三条の二十八第二項において準用する場合を含む。）及び第七百条の二十二第七項の規定は、この法律の施行の日以後において還付すべき額について適用する。

（道府県民税に関する規定の適用）

第五条　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定があり、かつ、法人税法第一条第二項において法人とみなされるものについては、新法の規定は、当該法人でない社団又は財団の昭和三十二年四月一日以後に開始する事業年度分の道府県民税について適用する。

第六条　新法第三十二条第二項及び新法第四十条第三項の規定は、昭和三十三年度分の個人の道府県民税から適用する。

2　昭和三十三年度分の個人の道府県民税に限り、新法第三十二条第二項中「百分の八」とあるのは、「百分の七・五」と読み替えるものとする。

第七条　昭和三十二年四月一日の属する事業年度の直前の事業年度以前の事業年度において、総損金が総益金をこえることとなつたため、この法律による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第五十三条第五項の規定によつて総損金が総益金をこえることとなつた当該事業年度直後の事業年度以後の事業年度分の法人税割額を算定していた法人で、この法律（附則第一条ただし書に係る部分を除く。以下、附則第二十八条及び第二十九条を除き、地方税法の一部を改正する法律（六〇）

同じ。）の施行の際、なお同法同条同項の規定の適用を受けることができる額があるものの昭和三十二年四月一日の属する事業年度以後の事業年度分の法人税割額の算定について新法第五十三条第五項の規定を適用する場合においては、同法同条同項中「還付を受けた法人税額」とあるのは、「還付を受けた法人税額から地方税法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第六十号）による改正前の地方税法第五十三条第五項の規定によつて減額された法人税割額に対応する法人税額の合計額を控除した額」とする。

（事業税に関する規定の適用）

第八条　法人の昭和三十二年四月一日の属する事業年度が六月をこえる場合において、当該事業年度に係る旧法第七十二条の二十六又は第七十二条の二十七の規定による事業税の申告納付の期限が同日前であるときは、当該法人の申告納付すべき事業税については、なお従前の例による。

第九条　法人が昭和三十二年四月一日以後に新法第七十二条の二十六第一項本文の規定により申告納付する場合（新法第七十二条の二十六第四項の規定により申告書の

提出があつたものとみなされる場合を含む。）においては、同条第一項に規定する前事業年度の事業税として納付した税額若しくは納付すべきことが確定した税額又は同条第二項に規定する被合併法人の確定事業税額は、それぞれ当該事業年度又は被合併法人の確定事業税額の計算の基礎となつた事業年度分の所得について新法第七十二条の二十二の規定の適用があつたものとして計算した金額による。

第十条　地方鉄道事業又は軌道事業を行う法人でその事業年度が六月をこえるもの（昭和三十二年四月一日の属する事業年度の直前の事業年度分の事業税について、旧法第七十二条の十八第二項の規定の適用を受けていたものを除く。）が昭和三十二年四月一日以後最初に新法第七十二条の二十六第一項の規定によつて事業税を申告納付する場合においては、同法同条同項ただし書の規定によつて所得を計算し、当該所得に対する事業税額を申告納付しなければならない。

第十一条　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定があり、かつ、収益事業を行うもの並びに漁業生産組合及び森林組合で新法第七十二条の二十二第四項の特別

法人でないものについては、新法の規定は、これらの法人でない社団若しくは財団又は法人の昭和三十二年四月一日以後に開始する事業年度分の事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する事業税について適用し、これらの法人の同日前に開始した事業年度分の事業税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

第十二条　輸出水産業組合の昭和三十二年四月一日の属する事業年度分の事業税について附則第八条の規定の適用がある場合においては、当該法人の当該事業年度分の事業税については、新法第七十二条の二十五の規定を適用せず、新法第七十二条の二十八の規定を適用する。

第十三条　新法第七十二条の五の二の規定は、この法律の施行後に解散した新法第七十二条の五第一項各号に掲げる法人及び新法第十六条の六第二項に規定する外国法人の清算中に終了する事業年度分の事業税について適用し、この法律の施行前に解散したこれらの法人の清算中に終了する事業年度分の事業税については、なお従前の例による。

第十四条　新法第七十二条の四十五第二項の規定は、この法律の施行後に新法第七十二条の三十三の規定による修正申告書の提出により納付すべき事業税額に係る延滞金額について適用し、この法律の施行前に旧法第七十二条の三十三の規定による修正申告書の提出により納付すべき事業税額に係る延滞金額については、なお従前の例による。

第十五条　昭和三十二年四月一日の属する事業年度の直前の事業年度以前において地方鉄道事業又は軌道事業を行つていた法人の事業税については、従前から法人税の課税標準である所得の計算の例によつて所得の計算が行われていたものとして新法の規定を適用する。

（市町村民税に関する規定の適用）

第十六条　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定があり、かつ、法人税法第一条第二項において法人とみなされるものについては、新法の規定は、当該法人でない社団又は財団の昭和三十二年四月一日以後に開始する事業年度分の市町村民税について適用する。

第十七条　新法第二百九十二条第二号、第四号及び第七号並びに第三百十三条第一項及び第二項（第七百三十四条第三項中第三百十三条第一項及び第二項に係る部分を含む。）の規定は、昭和三十三年度分の個人の市町村民税から適用する。

2　昭和三十三年度分の個人の市町村民税に限り、新法第二百九十二条第七号中「五万円」とあるのは「四万七千五百円」と、新法第三百十三条第一項中「百分の二十」とあるのは「百分の十八・五」と、「百分の二十四」とあるのは「百分の二十二」と読み替えるものとする。

第十八条　昭和三十二年度分及び昭和三十三年度分の個人の市町村民税に限り、新法第三百十三条第三項の表は、それぞれ次の表のとおり読み替えるものとする。

昭和三十二年度	
三万円以下の金額	百分の二・二
三万円をこえる金額	百分の三
八万円をこえる金額	百分の三・七

昭和三十三年度	
三万円以下の金額	百分の二
三万円をこえる金額	百分の二・二
五万円をこえる金額	百分の三

十五万円をこえる金額	百分の四・五
三十万円をこえる金額	百分の五・二
五十万円をこえる金額	百分の六
八十万円をこえる金額	百分の六・七
百二十万円をこえる金額	百分の七・五
二百万円をこえる金額	百分の八・二
三百万円をこえる金額	百分の九

第十九条　昭和三十二年度分及び昭和三十三年度分の個人の市町村民税に限り、新法第三百十三条第五項の表は、それぞれ次の表のとおり読み替えるものとする。

昭和三十二年度	
三万円以下の金額	百分の二・六
三万円をこえる金額	百分の三・七

昭和三十三年度	
三万円以下の金額	百分の二・三
三万円をこえる金額	百分の二・五
八万円をこえる金額	百分の三・一
十五万円をこえる金額	百分の三・五
二十万円をこえる金額	百分の四・一
三十万円をこえる金額	百分の四・四
五十万円をこえる金額	百分の五・四
八十万円をこえる金額	百分の五・五
百万円をこえる金額	百分の六・三
百二十万円をこえる金額	百分の六・五
百五十万円をこえる金額	百分の七・二
二百万円をこえる金額	百分の七・四
二百五十万円をこえる金額	百分の八・一
三百万円をこえる金額	百分の八・三
四百万円をこえる金額	百分の九・一
五百万円をこえる金額	百分の九・二

七万円をこえる金額	百分の五
十二万円をこえる金額	百分の六・四
二十万円をこえる金額	百分の八・一
三十五万円をこえる金額	百分の十
五十万円をこえる金額	百分の十二・三
八十万円をこえる金額	百分の十五
百二十万円をこえる金額	百分の十八・三
百六十万円をこえる金額	百分の二十二・五

四万円をこえる金額	百分の三・五
七万円をこえる金額	百分の四・三
十三万円をこえる金額	百分の五・二
十七万円をこえる金額	百分の六・二
二十五万円をこえる金額	百分の七・五
四十万円をこえる金額	百分の九・五
六十万円をこえる金額	百分の十一・八
七十五万円をこえる金額	百分の十二・三
九十万円をこえる金額	百分の十四・五
百十万円をこえる金額	百分の十五・一
百四十万円をこえる金額	百分の十七・八
百七十万円をこえる金額	百分の十八・五
二百万円をこえる金額	百分の二十一・七
二百五十万円をこえる金額	
三百万円をこえる金額	
三百五十万円をこえる金額	

第二十条　昭和三十二年四月一日の属する事業年度の直前の事業年度以前の事業年度において、総損金が総益金をこえることとなつたため、旧法第三百二十一条の八第五項の規定によつて総損金が総益金をこえることとなつた当該事業年度直後の事業年度以後の事業年度分の法人税割額を算定していた法人で、この法律の施行の際、なお